

平成 27 年度

図で見る 豊島区の税

税務概要ビジュアル版



豊島区区民部税務課

はじめに

区では、福祉、健康づくり、子育て・教育、文化振興、環境対策、まちづくり、防災対策など、区民の皆さんに身近な様々な行政サービスを実施しています。

これらの事業を実施するための予算のうち、例年約3割が区民の皆さんに納めていただいている区税でまかなわれています。

しかし、区税の課税状況や納税状況などについては、あまりご存じないという方が多いのではないのでしょうか。

そこで、区民の皆さんにわかりやすく区税の状況等をお知らせするために、Q & A形式でデータ集を作成しました。

区税は、みんなが互いに支え合い、共により良い豊島区をつくっていくため、区民の皆さんに広く公平に負担していただく会費です。

このデータ集を活用していただき、区政のあり方、区税のあり方について考えるきっかけにいただければ幸いです。

平成27年12月

豊島区区民部税務課

目次

第1章 財政	
1 豊島区の収入	2
2 特別区(23区)の収入	3
3 税金などの使われ方	4
第2章 豊島区の税収	
1 税収の内訳	6
2 税収の推移	7
第3章 特別区民税の課税状況	
コラム 住民税とは？住民税の計算方法	9
1 納税義務者数と課税額の推移	12
2 区民1人当たり特別区民税負担額(23区)	13
3 所得区分別 納税義務者数	14
4 課税標準段階別 納税義務者数(豊島区)	15
5 課税標準段階別 納税義務者数割合(23区)	16
6 課税標準段階別 納税義務者と税額の関係(23区)	17
7 納税義務者の年齢構成(豊島区)	18
8 ふるさと納税の推移	19
コラム ふるさと納税とは？	20
9 特別区民税の主な改正内容(平成27年度)	22
コラム 税源移譲とは？	23
第4章 納税状況等	
1 納税の方法(収納方法の種類と割合)	25
2 収納率の推移	26
3 滞納者の年齢及び滞納額	27
4 分割納付と納税の猶予	28
コラム 分納相談について	29
コラム 納付案内センターについて	30
5 督促状・催告書の推移	31
6 差押え件数の推移	32
7 口座振替加入数・加入率の推移	33
8 税証明発行数の推移	34
コラム 税金の還付について	35
第5章 軽自動車税	
1 軽自動車税(登録台数・税収)の推移	37
2 普通自動車と軽自動車登録台数の比較	38
3 23区別人口に対する軽自動車保有台数	38
コラム 軽自動車税の歴史と税率の変遷	39
第6章 たばこ税	
1 売渡本数・税収の推移	41
2 たばこ税収入の23区比較	42
3 23区税収に占めるたばこ税の割合	42
4 税率の変遷	43
第7章 狭小住戸集合住宅税(法定外税)	
1 狭小住戸集合住宅税の課税概要	45
2 税創設の経緯	46
3 税収の推移	47
4 税による効果	47
使用データ	48
別冊資料 平成27年度 税務概要(データ版)	69

第1章 財 政

1. 豊島区の収入
2. 特別区（23区）の収入
3. 税金などの使われ方

1

豊島区の収入

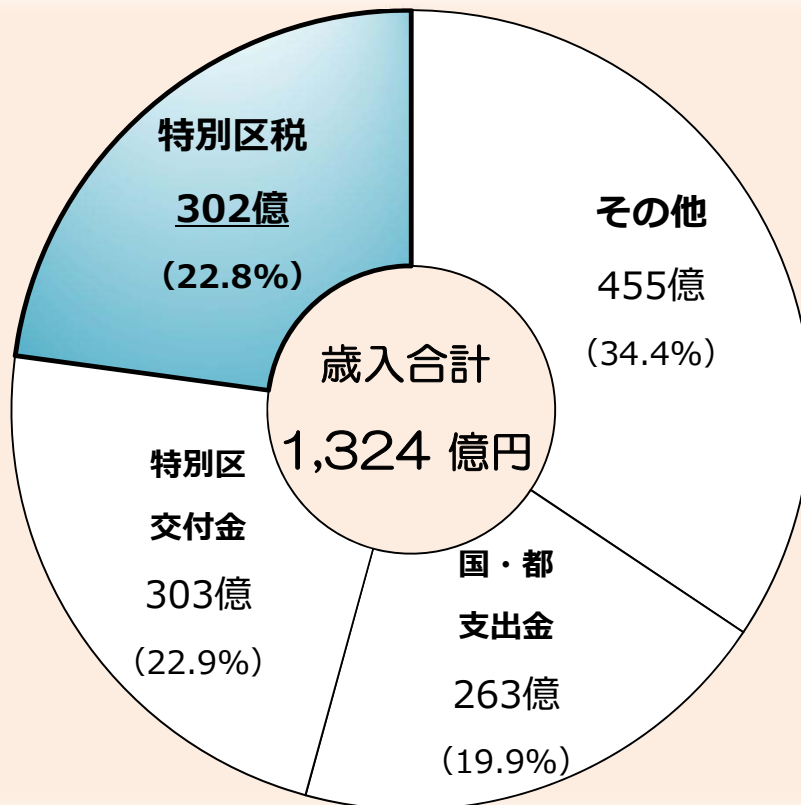


豊島区にはどのような収入があるのですか？
そのうち税の収入はどれくらいあるのですか？



平成26年度の豊島区の収入は1,324億円です。
そのうち税の収入は302億円で約2割を占めています。

豊島区の歳入決算(平成26年度)



ポイントチェック

豊島区の収入のうち、例年約3割が税による収入となっており、非常に大きい割合を占めています。26年度は、新庁舎の建設に関する繰入金等のために、特別区税の割合が相対的に低くなりました。

区の財源は税のほか、国や都からの補助金や交付金、施設の使用料など様々な収入でまかなわれています。

★ 2 特別区（23区）の収入

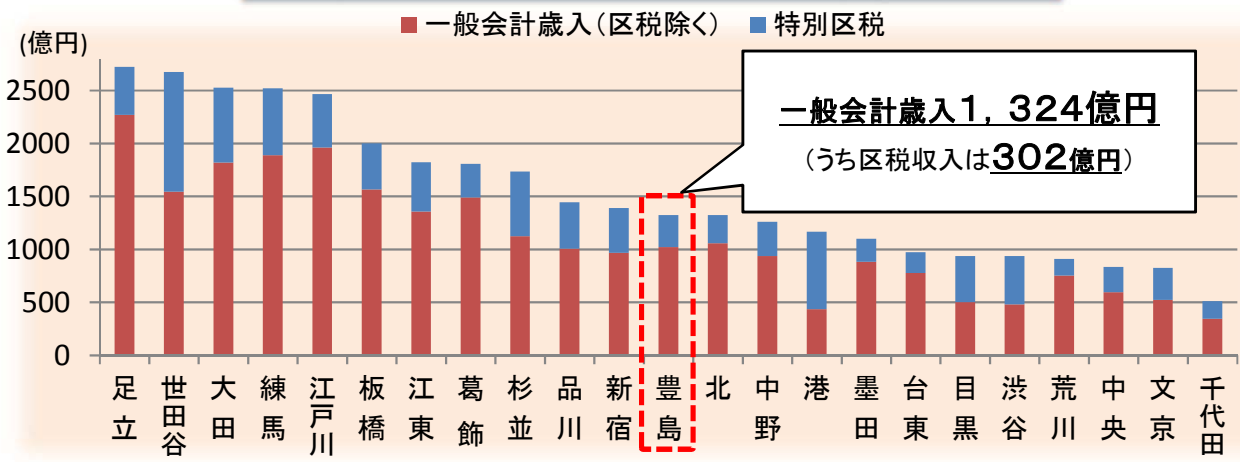


他の区の収入はどれくらいあるのですか？

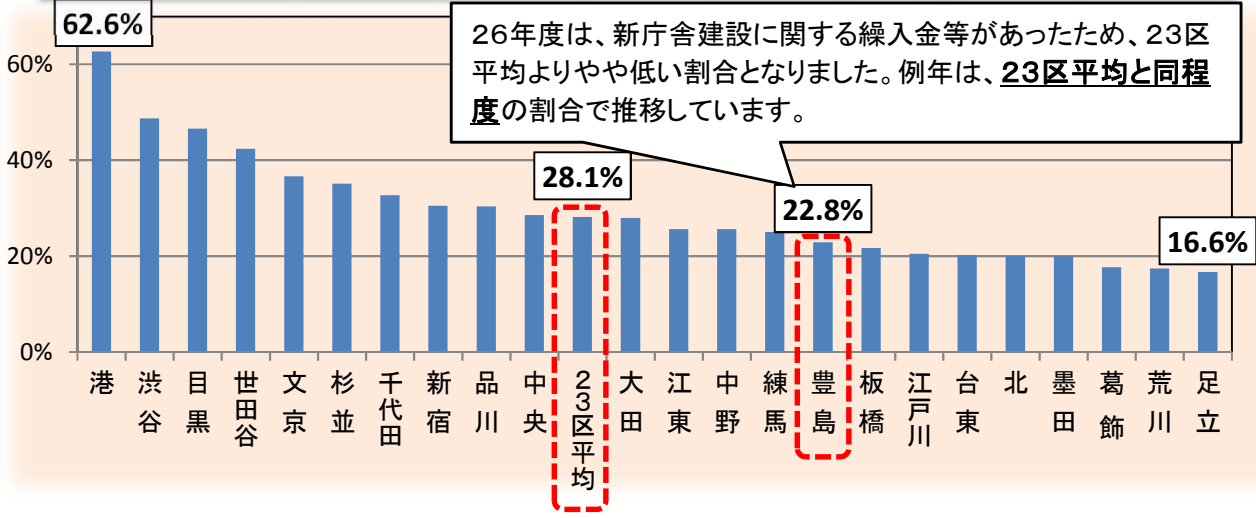


23区で比較すると収入が多い区で2,700億円、少ない区で510億円です。また、税金は多い区で1,133億円、少ない区で158億円です。

23区の「収入と税金」(平成26年度)



23区の「区の収入に占める税金の割合」(平成26年度)



ポイントチェック

23区を比較すると、人口や面積、区民の所得状況など地域的特性、人的特性が様々であることから、区の収入や特別区税収入の額及び割合に大きな差があることがわかります。

3



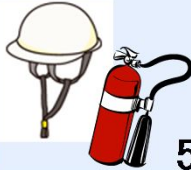











税金などの使われ方

Q

税金などがどのように使われているのですか？

A

区では、道路や学校を作ったり、保育園などの子育てや福祉にお金を使っています。平成27年度予算を1万円に置き換えると次のようになります。

<p>高齢者、障害者福祉、生活保護など</p>  <p>3,393円</p>	<p>保育園、児童館、子どもセンターなど</p>  <p>1,522円</p>	<p>小学校、中学校、幼稚園など</p>  <p>912円</p>
<p>広報、電算、その他区役所の運営など</p>  <p>895円</p>	<p>まちづくり、防災など</p>  <p>523円</p>	<p>道路、自転車対策など</p>  <p>367円</p>
<p>文化、スポーツ、図書館など</p>  <p>355円</p>	<p>清掃、リサイクル、環境対策など</p>  <p>349円</p>	<p>健康づくり、保健所の運営など</p>  <p>346円</p>
<p>特別区債の償還</p>  <p>373円</p>	<p>戸籍事務、区民事務所の運営</p>  <p>176円</p>	<p>各基金の積立て</p>  <p>192円</p>
<p>区民ひろばの運営など</p>  <p>176円</p>	<p>公園・児童遊園、緑化など</p>  <p>118円</p>	<p>税を集めるため</p>  <p>89円</p>
<p>区議会の運営</p>  <p>68円</p>	<p>商工業・観光の振興、勤労者福祉など</p>  <p>120円</p>	<p>選挙・監査</p>  <p>26円</p>

10,000円

第2章 豊島区の税収

1. 税収の内訳
2. 税収の推移

1

特別区税の内訳

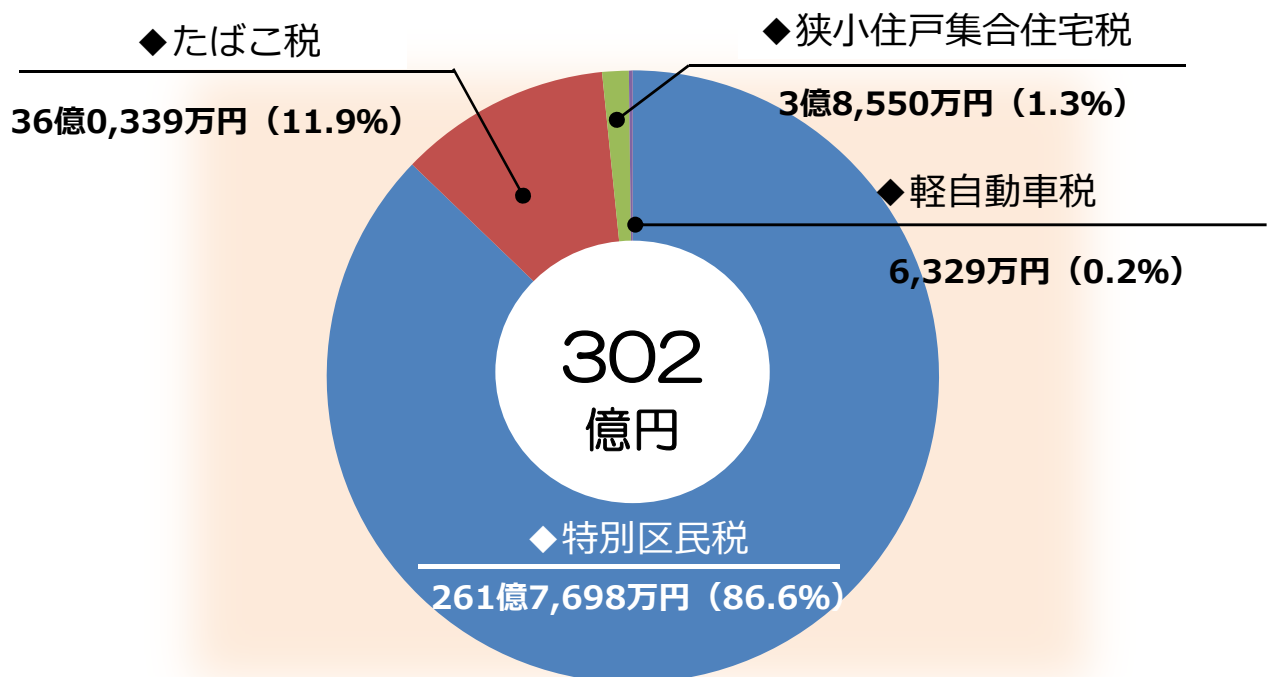


豊島区の税はどのようなものがあるのですか？



豊島区の税は、特別区民税、たばこ税、狭小住戸集合住宅税、軽自動車税の4種類です。

豊島区の税の内訳(平成26年度決算)



ポイントチェック

- 特別区民税
⇒個人の所得などに応じて、1月1日現在の住所地で課税されます。
- たばこ税
⇒たばこ製造業者等が豊島区の販売業者へ売り渡した本数に応じて課税されます。
- 狭小住戸集合住宅税 (通称：ワンルームマンション税)
⇒30㎡未満の住戸を9戸以上有する集合住宅の建築等を行うときに課税されます。
- 軽自動車税
⇒軽自動車等(軽自動車、原付バイク等)に対し主たる定置場の所在する市町村において、その4月1日現在の所有者に課税されます。

2

豊島区の税収の推移

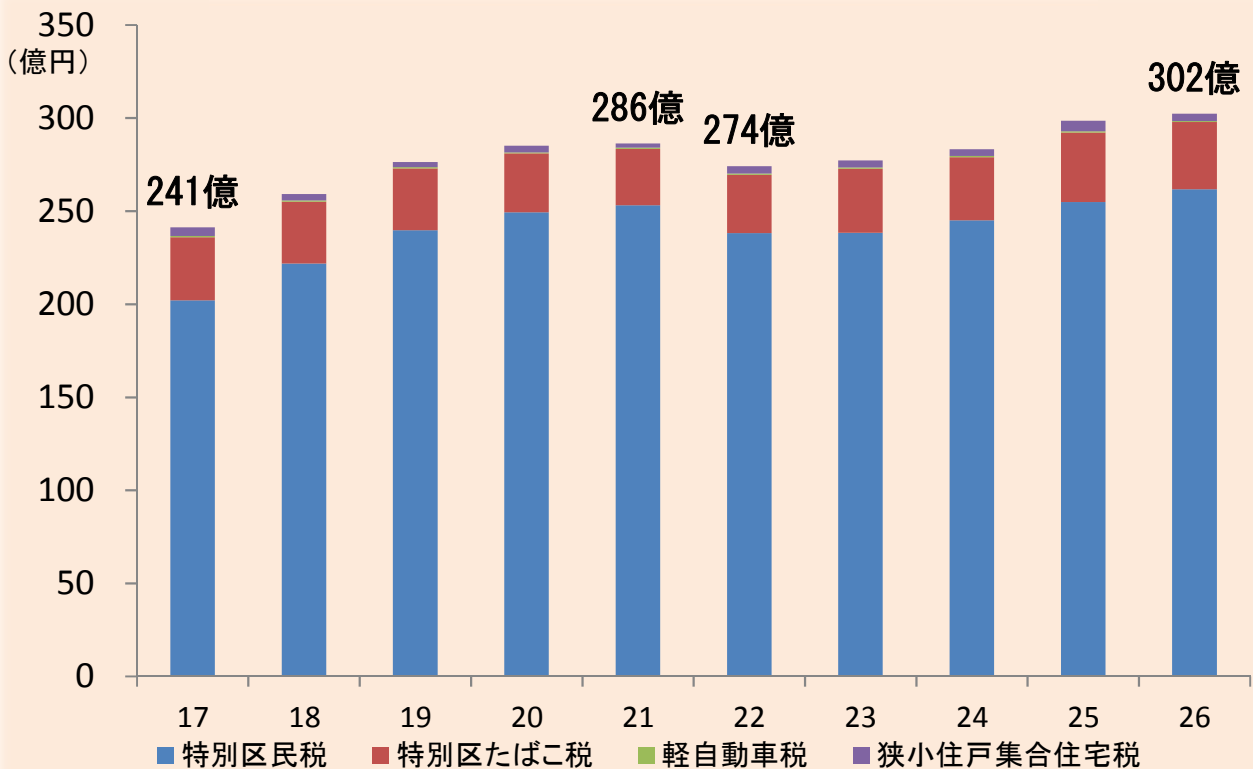


豊島区の税収はどれくらいあるのですか？



26年度決算で、豊島区の税収は4つの税を合計して302億円です。

特別区税の内訳と収入額の推移



ポイントチェック

豊島区の税収は、大半を占める特別区民税の増減に大きく影響を受けます。

特別区民税の増に伴って平成17年度の241億円から増加を続け、21年度には286億円となりました。その後リーマンショックの影響を受け一旦は減少しましたが、23年度には増加に転じています。26年度は、平成4年度以来22年ぶりの300億円超となる、302億円の税収となりました。

第3章 特別区民税の課税状況

コラム 住民税とは？住民税の計算方法

1. 納税義務者数と課税額の推移
2. 区民1人あたり特別区民税収額（23区）
3. 所得区分別の納税義務者数（豊島区）
4. 課税標準段階別 納税義務者数（豊島区）
5. 課税標準段階別 納税義務者数割合（23区）
6. 課税標準段階別 納税義務者と税額の関係（23区）
7. 納税義務者の年齢構成
8. ふるさと納税の推移

コラム ふるさと納税について

9. 特別区民税の主な改正内容

住民税とは…？

住民税は地方の税金のひとつで、その年の1月1日現在、豊島区にお住まいの方や、豊島区内で個人事業を行なっている方に納めていただく税金で、「特別区民税」と「都民税」に分かれます。

都民税は特別区民税と同時に計算し、特別区民税とあわせて納めていただく仕組みになっています。

住民税は、定額の「均等割」と、所得に応じた「所得割」に分かれています。前年1年間の所得をもとに、「所得割」と「均等割」を計算して年間の住民税額を決定します。

住民税

都民税 所得割(税率 4%)	特別区民税 所得割(税率 6%)
前年の所得に応じて課税されます	
均等割(定額 1,500円)	均等割(定額 3,500円)

また、納付方法には、普通徴収(納税者ご本人が直接納める場合)と特別徴収(納税者の分を会社などが給与から差し引いて納める場合)とがあります。

普通徴収は納税者ご本人が直接納めていただく方法で年4回払いになります。

特別徴収は毎月の給与から住民税分を差し引いて、会社が区役所に納めていただく方法です。

住民税はどのように計算するの？

住民税は、均等割と所得割にわかれています。
均等割額は定額で課税されるもので、一律5,000円です。
所得割額は所得に応じて課税されるもので、税率は特別区民税は6%、都民税は4%です。

住民税は以下のように計算します。

※分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

$$\textcircled{1} \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{収入金額} \\ \hline \text{その年に確定した収入金額や} \\ \text{支払を受けた金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{必要経費等} \\ \hline \text{収入を得るために費やした} \\ \text{金額や給与所得控除等} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額} \\ \hline \end{array}$$

② 収入金額から必要経費等を差し引いて所得金額を求めます。

所得の種類には、配当・不動産・事業・給与・譲渡・一時・雑などの種類があります。
給与収入や年金収入については、必要経費を算出するのが難しいため、一定の額を差し引くこととなります。
複数の種類の所得がある場合は、それぞれで所得金額を算出します。

$$\textcircled{2} \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{総所得金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得控除合計額} \\ \hline \text{社会保険料控除や} \\ \text{扶養控除などの合計額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額} \\ \hline \text{1,000円未満は切り捨て} \\ \hline \end{array}$$

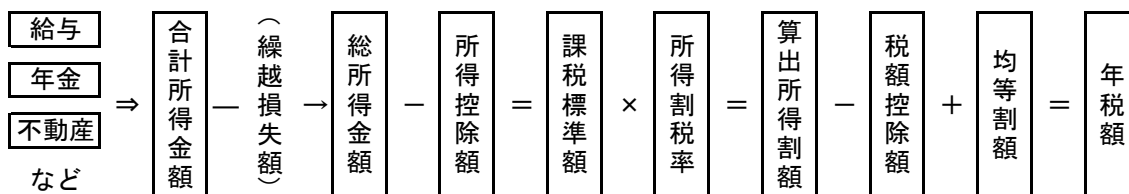
※総所得金額＝所得金額の合計から繰越損失金額を差し引いたもの

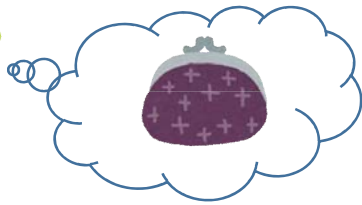
③ 総所得金額から所得控除の合計額を差し引き、課税標準額を算出します。
所得控除には、以下のような控除があります。

物的控除	人的控除
医療費控除	配偶者（配偶者特別）控除
社会保険料控除	扶養控除
生命保険料控除	障害者控除
地震保険料控除	など
など	

課税標準額とは、税金がかかる大元の金額のことです。

★計算の全体の流れ





③

課税標準額	×	特別区民税率 6%	=	特別区民税 算出所得割額
	×	都民税率 4%	=	都民税 算出所得割額

◎ 課税標準額に、特別区民税・都民税それぞれの税率をかけて所得割額を算出します。

④

特別区民税 算出所得割額	-	税額控除 寄附金税額控除、住宅ローン 控除など	+	均等割額 3,500円	=	年税額
都民税 算出所得割額				均等割額 1,500円		

◎ 算出した所得割額から、税額控除額を差し引きます。
税額控除額を差し引いた後の所得割額と均等割額を足し合わせた金額が、年税額になります。

税額控除には、以下のようなものがあります。

寄附金税額控除
住宅借入金等特別控除 ^(※)
配当割額・株式等譲渡所得割額控除

※所得税で引き切れなかった控除額がある場合のみ適用など

非課税判定とは・・・

前年の所得が一定金額以下のかたは住民税がかからないようになっています。

◎均等割・所得割ともにかからないかた（住民税が非課税になるかた）

合計所得が（扶養している人数+1）× 35万円 + 21万円 以下

◎所得割がかからないかた（均等割のみ課税されるかた）

総所得が（扶養している人数+1）× 35万円 + 32万円 以下

※扶養している人がいない場合は21万円、32万円の加算はありません。

1

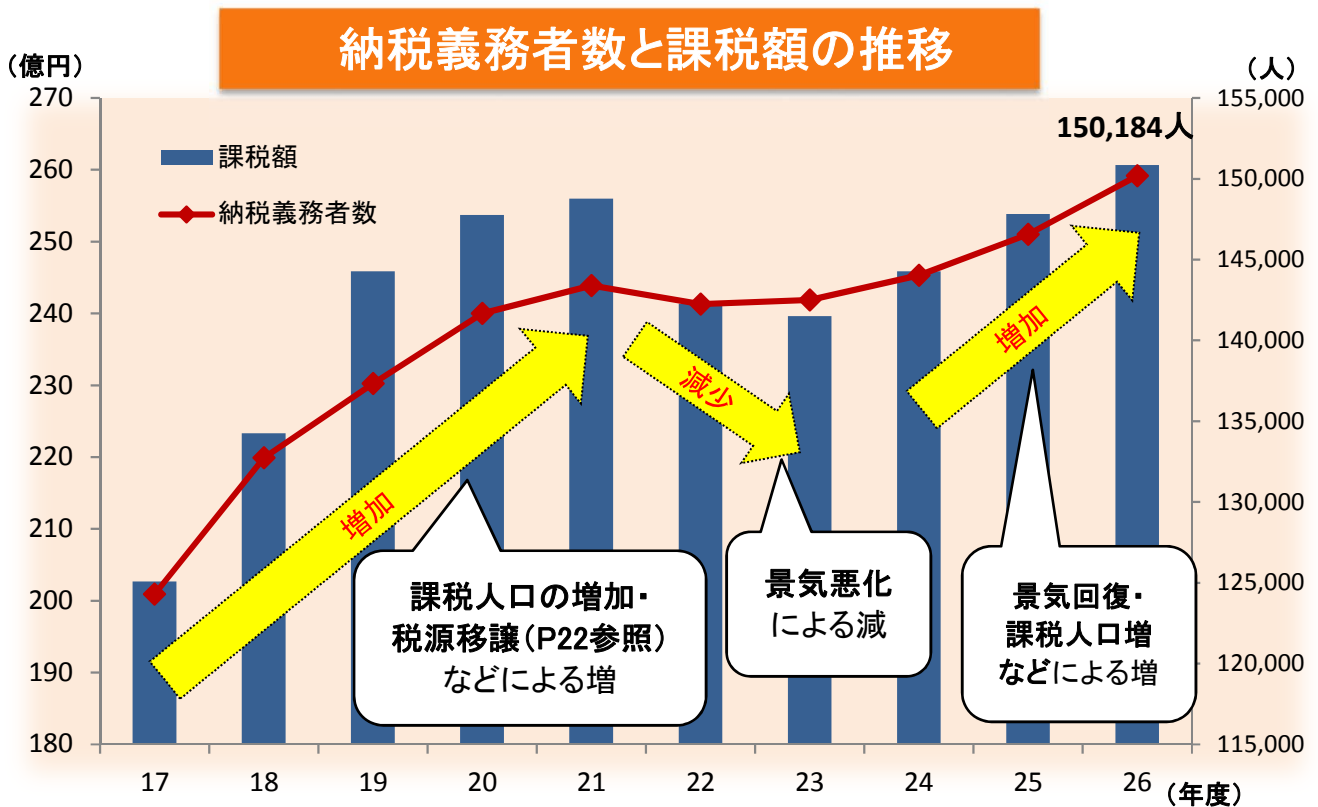
納税義務者数と課税額の推移



豊島区の納税義務者は何人くらいいるのですか？
課税額はどれくらいの金額ですか？



平成26年度の納税義務者数は約15万人、
課税額は約260億6,290万円です。



ポイントチェック

平成21年度まで増加が続いた課税額および納税義務者数(都民税・区民税を納めていただく方)ですが、平成22年度はリーマンショック等の景気の悪化を受け減少し、以降は微増となっています。

課税額が増減する要因は主に ①納税義務者数の増減 ②区民の所得状況 ③税制改正の3点です。そして、その課税額の増減に大きく影響する納税義務者数については、転出入による人の入れ替わりや区民の所得状況で増減します。例えば、大型マンションの建設に伴う転入者の増や好景気による収入増になれば納税義務者数も増加します。したがって、納税義務者数が増減すれば、それに比例して課税額も増減することになります。

2

1人あたりの特別区民税負担額の比較

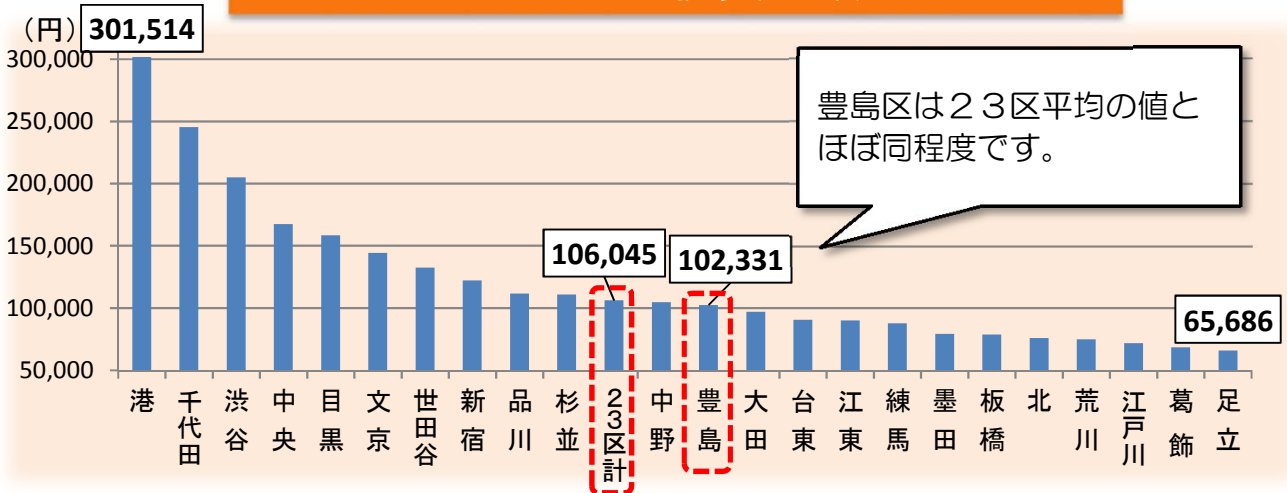


区民1人あたり、課税者1人あたりの特別区民税負担額はどれくらいですか？

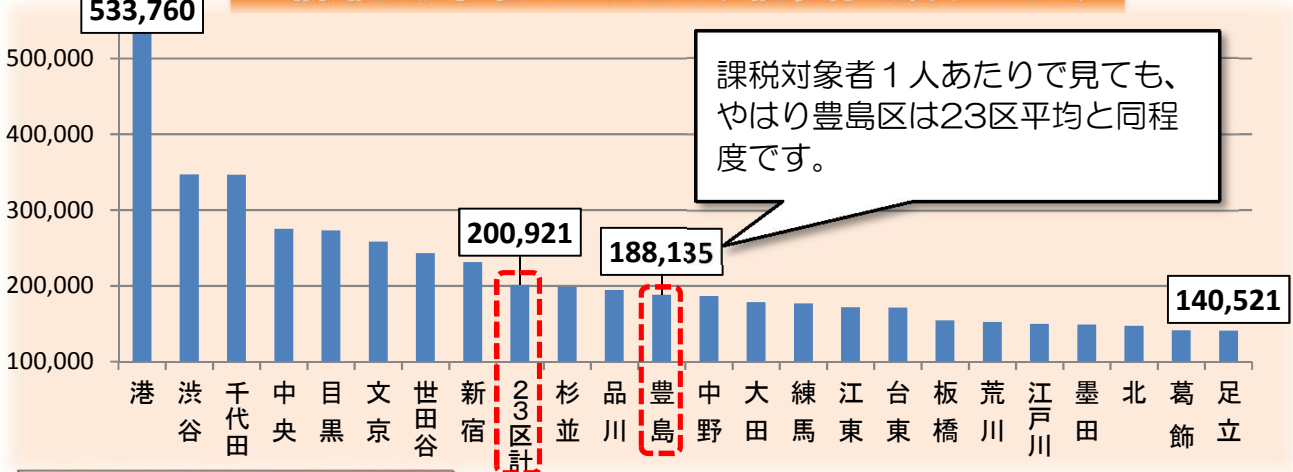


豊島区民1人あたり(非課税者含む)の特別区民税負担額は約102,000円、23区で比較すると12番目の規模です。課税対象者1人あたりでは、約188,000円、11番目の規模です。

区民1人当たり税負担額(23区)



課税対象者1人当たり税負担額(23区)



ポイントチェック

23区の区民・課税対象者1人あたり税収額をみると、豊島区はほぼ平均的な数値であることがわかります。また、23区で大きな差があり、最大の区と最小の区は、区民1人あたりで約4.6倍、課税対象者1人あたりでは3.8倍の差があります。



3 所得区分別 納税義務者数

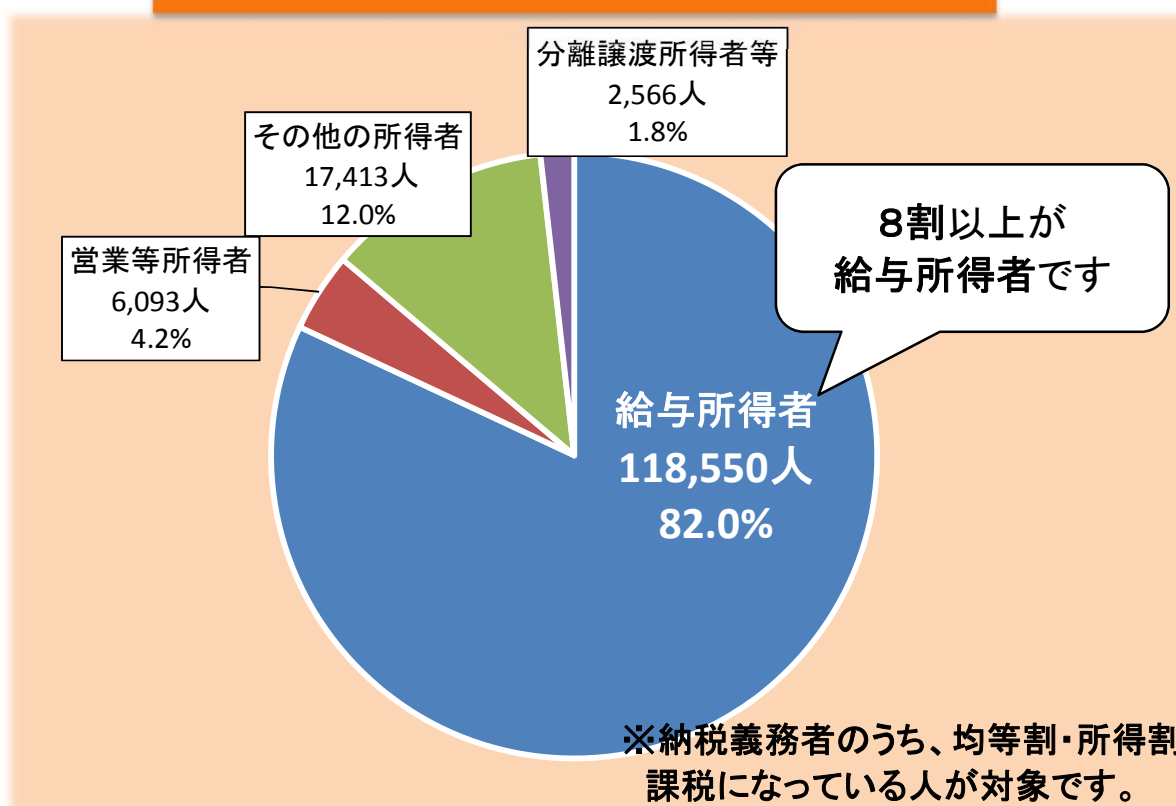


豊島区の納税義務者の主な所得は何ですか？



例年1番多いのは給与所得者で約8割を占めています。

所得区分別 納税義務者数(27年度)



ポイントチェック

所得の種類には、給与・公的年金・営業、農業・不動産・譲渡等があります。

平成27年度の豊島区の納税義務者の主な所得は、給与所得者が約8割を占め1番多くなっています。営業等所得者は4%、分離譲渡所得者は2%、それ以外の所得者は12%です。この割合は年度ごとに大きな変化があるわけではなく、毎年度同じような割合です。

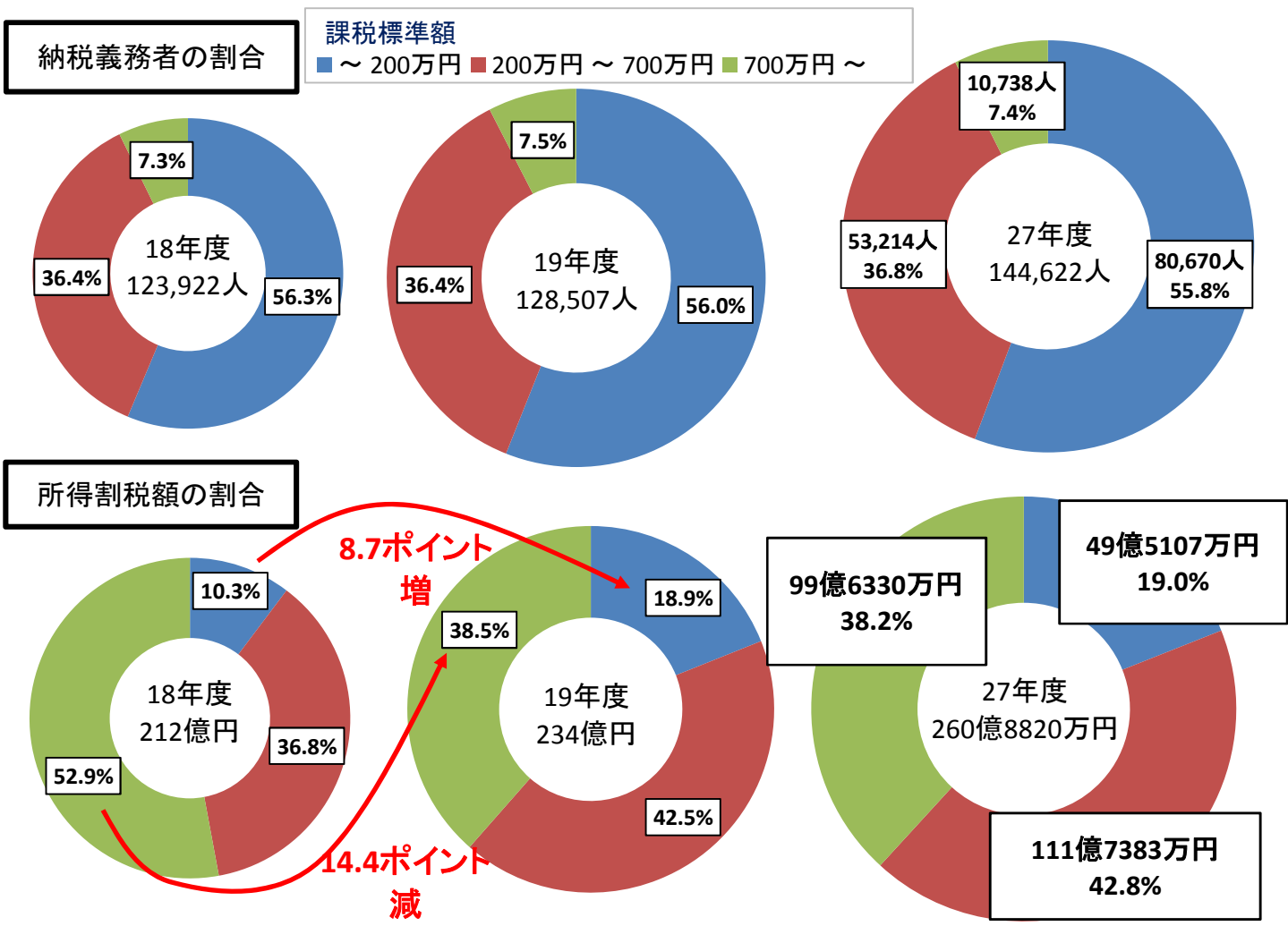
4 課税標準段階別 納税義務者数（豊島区）



豊島区の納税義務者の所得状況はどのような状況ですか？



27年度においては課税標準額が200万円までの方が約6割を占めています。



ポイントチェック

課税標準額とは、所得から各種控除額を引いて税率をかける前の金額のことです。

平成19年度に税源移譲（※詳しくは22ページ参照）があり、所得割の税率が変更になりました。その結果、所得段階別の納税義務者数の割合はあまり変化がないものの、所得割額の割合は18年度までと19年度以降で700万円超が減少し200万円未満が増加したため、大きく変化しました。

19年度から27年度までは割合に大きな変化はありません。

5

課税標準段階別 納税義務者数割合 (23区)

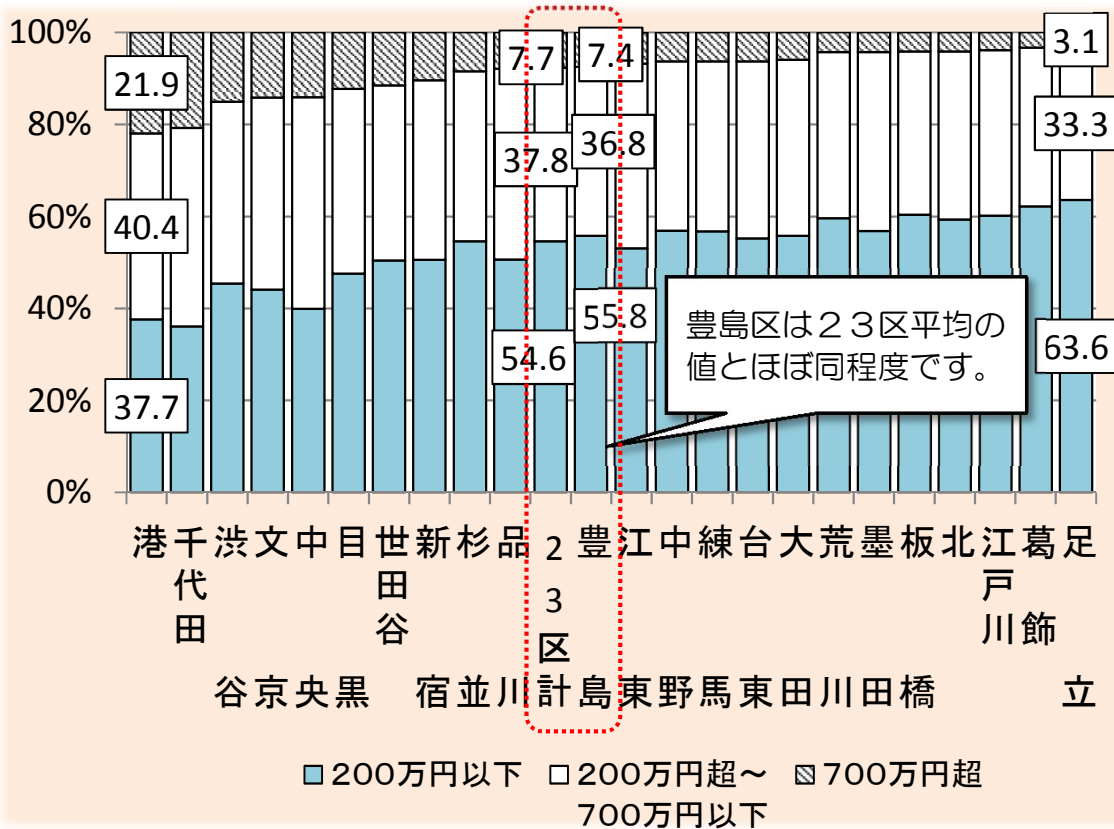


課税標準段階別の納税義務者割合はどのような状況なのですか？



23区の状況は、下表のとおり実にさまざまです。本区は課税標準200万円以下の層が約6割、200～700万円の層が約4割、700万円超が約1割となっています。

課税標準段階別構成(23区)[27年度]



ポイントチェック

23区の課税標準段階別の納税義務者構成を比べて見ると実にさまざまであることがわかります。700万円超の層が20%を超える区もあれば、3%の区もあります。一方で、200万円以下の層は60%を超える区もあれば、40%に達しない区もあります。

6

課税標準段階別 納税義務者と税額の関係 (23区)

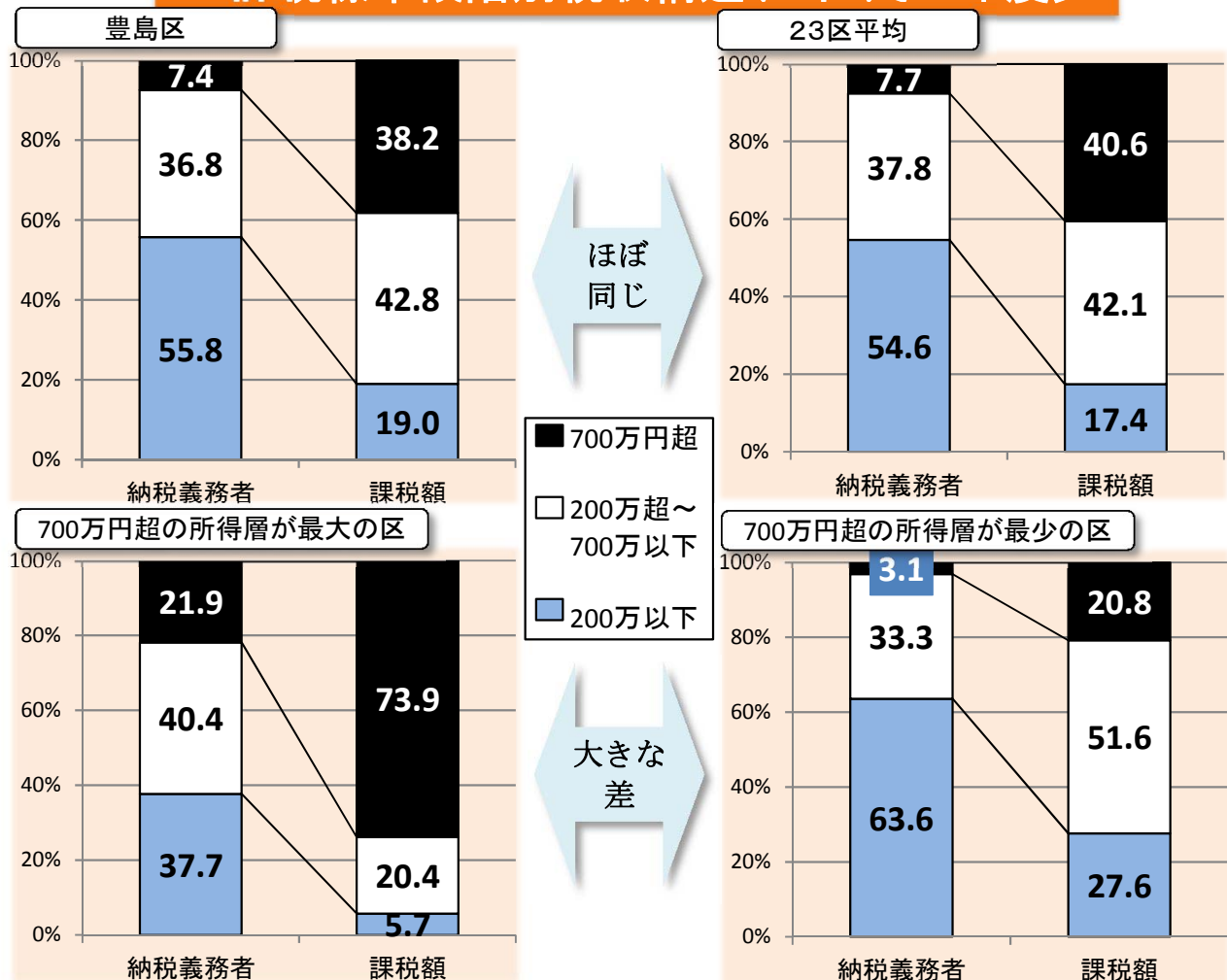


23区の課税標準段階別の税収割合はどのような状況なのですか？



23区によって大きな差があります。本区は23区平均と概ね同様で、人数にして全体の1割である、課税標準700万円超の納税義務者層が課税額の約4割を占めています。

課税標準段階別税収構造(23区)[27年度]



ポイントチェック

700万円超の所得層が最大の区では、人数にして2割である課税所得700万超の層の課税割合が7割を占めています。対して700万円超の所得層が最少の区では、課税所得700万超の層が1割に満たず、課税割合では2割程度です。この結果から、税収構造においては、23区内で非常に大きな差があることがわかります。



7 納税義務者の年齢構成（豊島区）

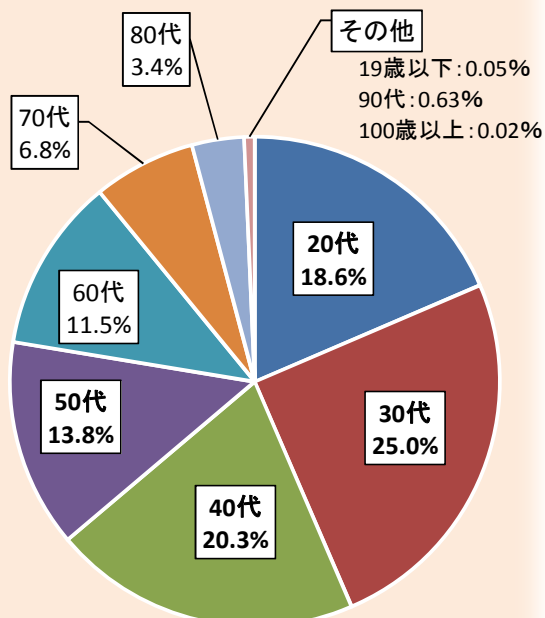


豊島区の納税義務者と課税額の年齢ごとの割合はどのようになっていますか？

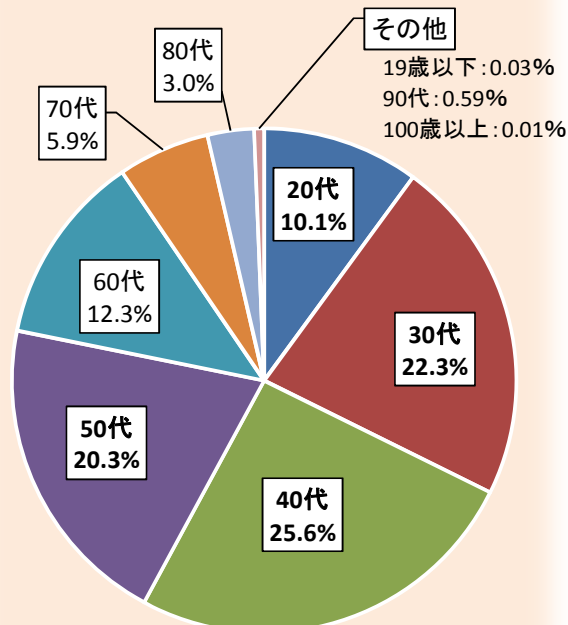


20代～50代で全体の約78%になりますが、その内訳は「納税義務者数」で見た場合と「課税額」で見た場合とで異なります。

年代別納税者数の割合



年代別課税額の割合



ポイントチェック

年代別納税者数の割合は「30代」が最も多く、「20代」と「40代」が同じくらいの割合で続いています。

一方、年代別課税額の割合で見ると、「40代」が最も多くなり、「20代」の約2.5倍の割合になります。「50代」も課税額での割合は多くなっています。

また、全体の割合から見るとごくわずかですが、「19歳以下」や「100歳以上」の納税者もいます。

8

ふるさと納税の推移

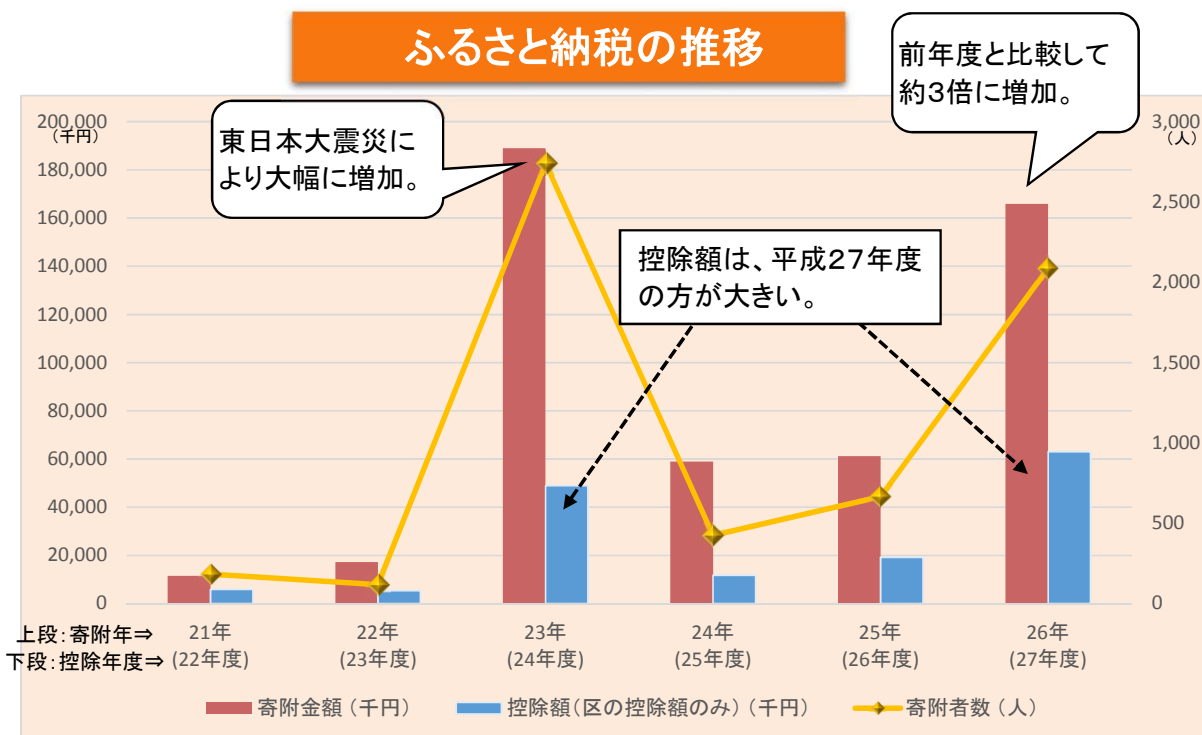


豊島区の納税義務者のふるさと納税の状況はどのようになっていますか？



平成26年中の寄附は、人数が約2,100人、金額が約1億6,600万円でした。これによる27年度区民税からの控除額が約6,300万円となっています。

ふるさと納税の推移



ポイントチェック

平成23年は、東日本大震災があり、これに伴う東北地方への寄附金により人数・金額ともに大幅に増加しました。

また、平成26年は、ふるさと納税に対する返礼品等の注目により、前年度と比較して人数は3.1倍、寄付金額は2.7倍と大幅に増加しており、これによる平成27年度の控除額だけみると、平成23年中の寄附による平成24年度控除額を上回っています。東日本大震災の際は、控除限度額や返礼品等にかかわらず被災地に対して多くの寄附が行われていたと推察されます。

ふるさとと納税とは…？

「納税」という言葉がついていますが、実際には、自治体(都道府県・区市町村)への「寄附金」のことをいいます。

ふるさとと納税の意義

ふるさとと納税には以下の3つの大きな意義があります。
(総務省ふるさとと納税ポータルサイトより)

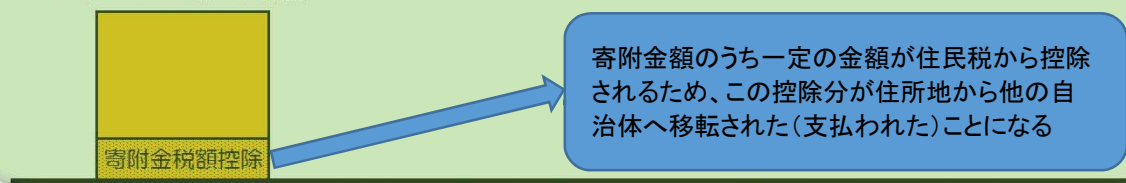
- 納税者が寄附先を選択する制度であり、その使われ方を考えるきっかけとなる
- 地域への力になれる
- 自治体が国民に取組をアピールすることで、地域のあり方を改めて考えるきっかけとなる

ふるさとと納税の仕組み

寄附金税制を活用して、寄附とそれに伴う税の軽減を組み合わせたものです。

税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みを検討した結果、ふるさとと納税という制度が導入されました。自治体への寄附金は、確定申告等の一定の手続きをすることにより、実際の寄附金額に応じて税金が控除されるため、住所地へ納税する住民税を実質的に移転する効果があります。

居住地の自治体の住民税



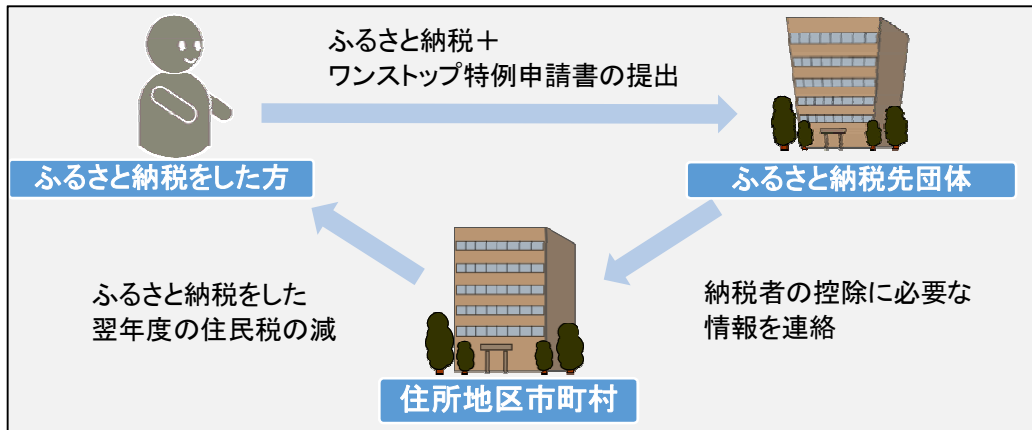
控除額の内訳のイメージ

← 控除外		→ 控除額	
適用下限額 2,000円	所得税の控除額 (ふるさと納税額-2,000円) × 所得税率	住民税の控除額 (基本控除額) (ふるさと納税額-2,000円) × 住民税率(10%)	住民税の控除額 (特例控除額) (ふるさと納税額-2,000円) × 特例控除割合 ※住民税の所得割額の2割を限度

適用下限額を超える寄附金額のうち、所得税の税率に応じた金額が所得税から控除され、それ以外の部分は住民税から控除されます。(控除には一定の限度額があります)
ただし、住民税から控除されるということは、自分が住んでいる自治体の税収は減少することになります。

ワンストップ特例制度

申告手続きの簡素化のため、申告不要となる給与所得者等について、一定の条件手続きをすることにより、確定申告をしなくても寄附金税額控除が受けられる特例的な仕組みが創設されました。



※以下に該当する場合は、ワンストップ特例は適用されません。

- ・ 申告が必要な人
- ・ 申告不要条件に該当するが、寄附金以外の控除（医療費等）があるため申告をする人
- ・ 申告不要条件に該当するが、6以上の自治体にワンストップ特例の申請をする人

ワンストップ特例の場合の控除額の内訳のイメージ

控除外	控除額		
適用下限額 2,000円	住民税の控除額 (基本控除額) (ふるさと納税額-2,000円) ×住民税率(10%)	住民税の控除額 (特例控除額) (ふるさと納税額-2,000円)×特例控除割合 ※住民税の所得割額の2割を限度	住民税の控除額 (申告特例控除額) 特例控除額×申告特例控除率

所得税からの控除はなくなり、すべて住民税からの控除となります。

全体の控除額は、原則として確定申告をした場合と変わりません。

(所得税の控除に相当する金額が、「申告特例控除額」として住民税から控除されます)

ただし、ワンストップ特例を利用すると手続きは簡素化されますが、所得税の控除分も住民税の控除となるため、自分が住んでいる自治体の税収がより減少することになります。

ふるさと納税に関する税制改正の経過

平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金による控除が所得控除から税額控除となる ・ 自治体への寄附（ふるさと納税）分は、適用下限額を超える部分について、原則として全額が控除される制度となる
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用下限額が、5,000円から2,000円となる
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興特別所得税の導入に伴い、特例控除の計算方法を一部変更
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例控除の限度額が、所得割の10%から20%に拡大 ・ ワンストップ特例制度の導入



特別区民税の主な改正内容（平成27年度）

1. 住宅借入金等特別控除の延長及び控除限度額の拡充

消費税率の上昇により、住宅借入金等特別控除（いわゆる「住宅ローン控除」）の適用期限の延長、及び控除限度額が拡充されました。

適用期限は平成29年12月31日まで延長されました。控除額は以下の通りです。

居住開始年月日	控除限度額
平成26年3月31日まで（現行制度）	所得税の課税総所得金額の5% （上限は97,500円）
平成26年4月1日から平成29年12月31日まで※	所得税の課税総所得金額の7% （上限は136,500円）

※住宅の取得等の際に適用される消費税率が8%または10%である場合に限られます。

それ以外の場合の限度額は現行制度と同様になります。

2. 上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る軽減税率の廃止

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る軽減税率が平成25年12月31日に廃止されました。

平成26年1月1日以降の所得に対しては、本則税率（所得税15%、住民税5%）が適用されま

3. 延滞金の利率の引き下げ

近年の低金利状況を踏まえ、平成27年1月1日以後の期間に対応する延滞金の利率が引き下げられました。

	本則	平成26年の特例		平成27年の特例
延滞金	14.6 %	9.2 %	➔	特例基準割合※+7.3%
1か月以内	7.3 %	2.9 %		特例基準割合※+1%
還付加算金	7.3 %	1.9 %		特例基準割合※
				9.1 %
				2.8 %
				1.8 %

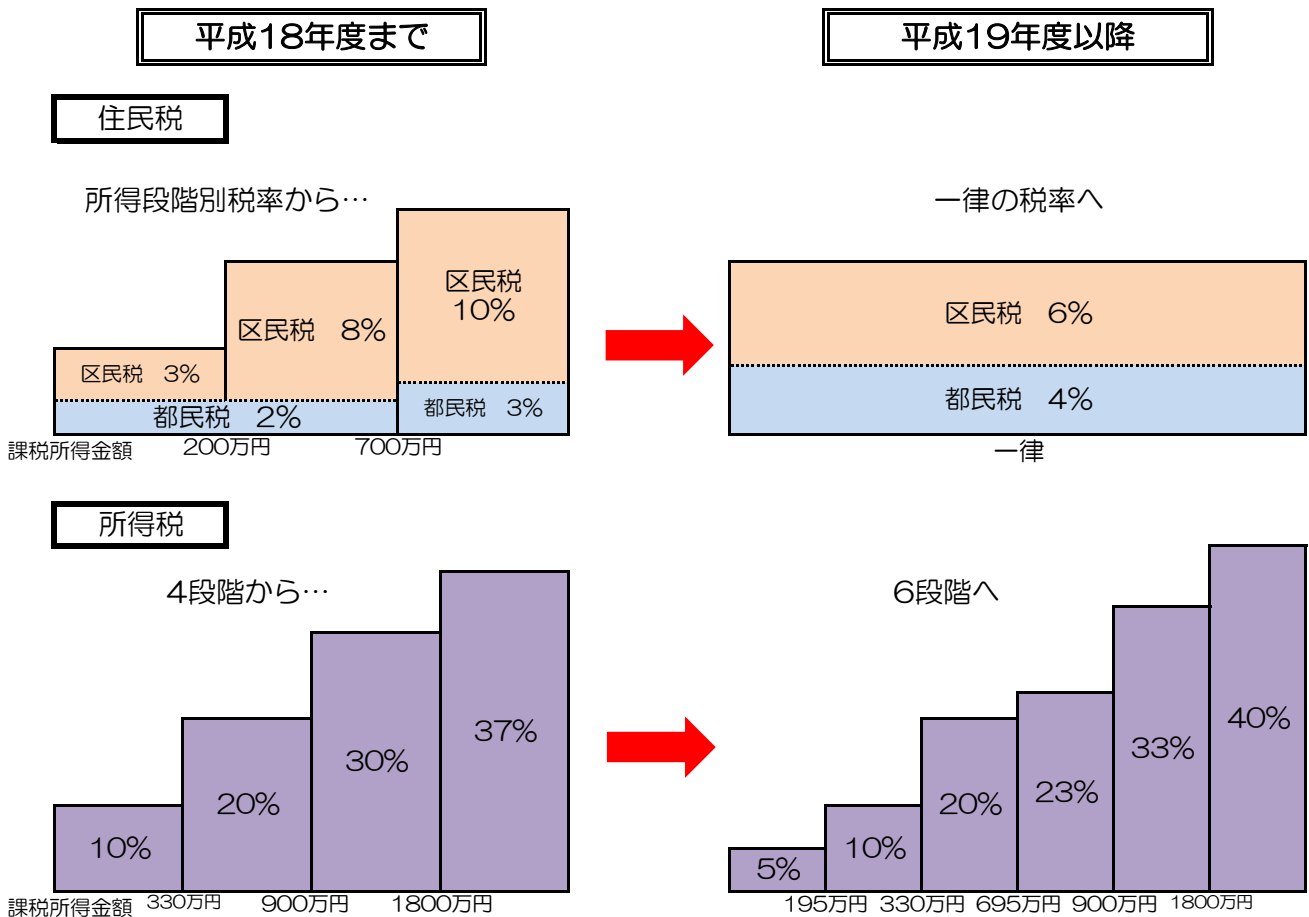
※「特例基準割合」とは、貸出約定平均金利（国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の前々年10月～前年9月における平均）に、1%を加算した割合です。平成27年中の特例基準割合は、1.8%です。

税源移譲とは…？

地方分権を目的とした「三位一体の改革」の一環で行われたもので、国の税金である所得税を減らし、地方の税金である住民税（都民税・区民税）を増やすことで税源を国から地方へ移すことです。

これにより、約3兆円の税源が国から地方へ移ることとなりました。

税源移譲は平成19年に実施され、所得税と住民税の税率は以下のように変化しました。



税率が変更になったことにより、所得税が減り住民税が増えることとなりましたが、全体的な税負担は変わっていません。

また、税負担が変わらないようにするため住民税に調整控除が設けられ、所得税のみが控除対象であった住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）も、所得税で引ききれなかった場合は住民税でも控除できるようになりました。

第4章 納税状況等

1. 納税の方法（収納方法の種類と割合）

2. 収納率の推移

3. 滞納者の年齢及び滞納額

4. 分割納付と納税の猶予

コラム 分納相談について

コラム 納付案内センターについて

5. 督促状・催告書の推移

6. 差押え件数の推移

7. 口座振替加入数・加入率の推移

8. 税証明発行数の推移

コラム 税金の還付について

1 納税の方法（収納方法の種類と割合）

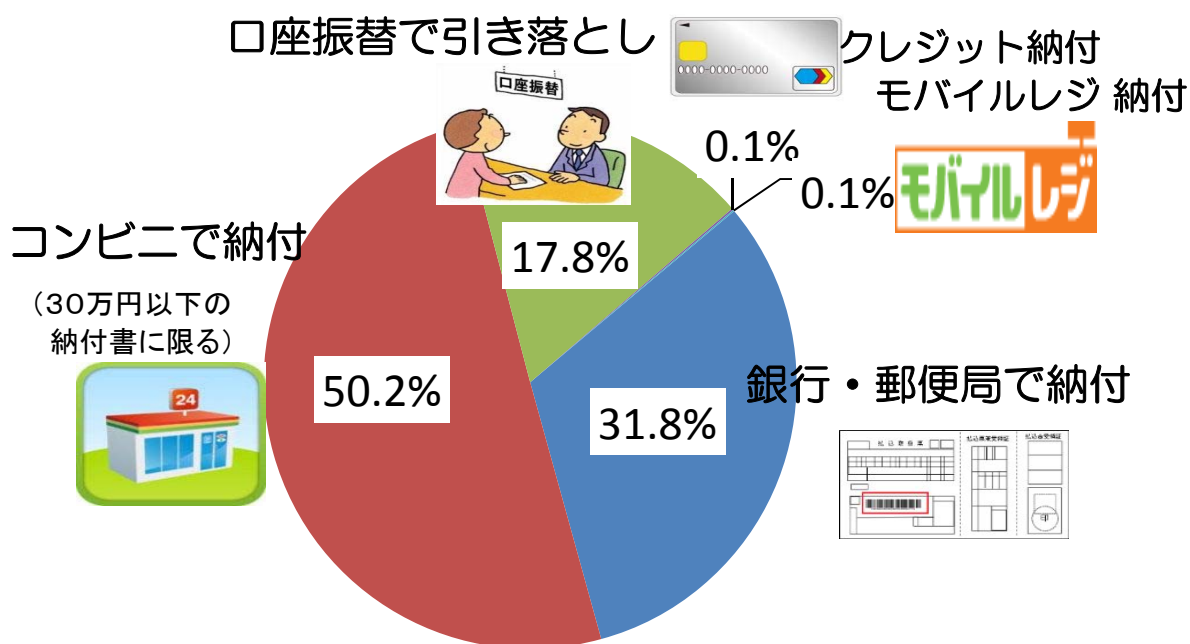


税額通知と一緒に納付書が送られてきましたが、どこで納付すればいいのですか？



納付書は銀行・郵便局・コンビニで使用できます。また、納付書でなく、口座振替・クレジット・モバイルレジでも手続きをすれば納付することができます。

豊島区の納税方法別の収納割合 (平成26年度決算における普通徴収の納付件数割合)



ポイントチェック

住民税は様々な方法で納付することが可能です。納付方法を件数で見ると、コンビニ納付の件数が半数以上を占めていることがわかります。

また、次に銀行・郵便局での納付、口座振替払いが多い状況となっており、クレジット納付やモバイルレジ納付(※)も最近は増えてきています。

※モバイルレジ納付とは、納付書のバーコードを携帯電話のカメラで読み取り、ネットバンキングを利用して税金や保険料を納付できるサービスです。

2

収納率の推移

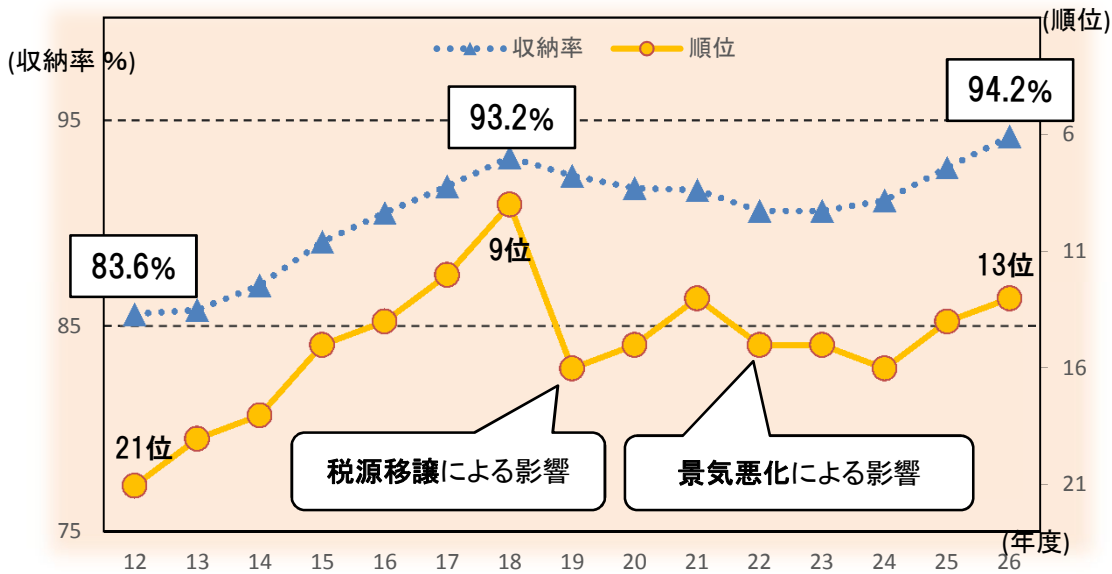


26年度の豊島区の収納率はどのくらいですか？



26年度の収納率は94.2%で、豊島区は23区の中で13位でした。

特別区民税の収納率及び23区順位の推移



収納率とは？
 ⇒ 課税額に対して納付された金額の割合のことです。
 計算方法 【 収納額 ÷ 課税額 × 100 = 収納率 】

ポイントチェック

平成12年度には83.6%(21位)でしたが、休日・夜間の納税相談や差押えを強化するなどの対策を講じてきた結果、18年度には93.2%(9位)まで上昇しました。19年度以降は税源移譲やリーマンショック等の影響により率・順位ともに下降しましたが、納税方法の多角化(コンビニ・モバイル収納など)や滞納整理業務体制の変更や催告を強化したことで、26年度には94.2%(13位)まで順位を上げています。

3

滞納者の年齢及び滞納額



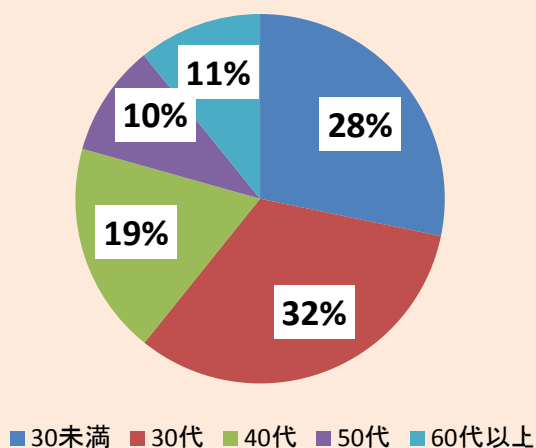
滞納者の年齢層や滞納額は、どのような状況なのですか？



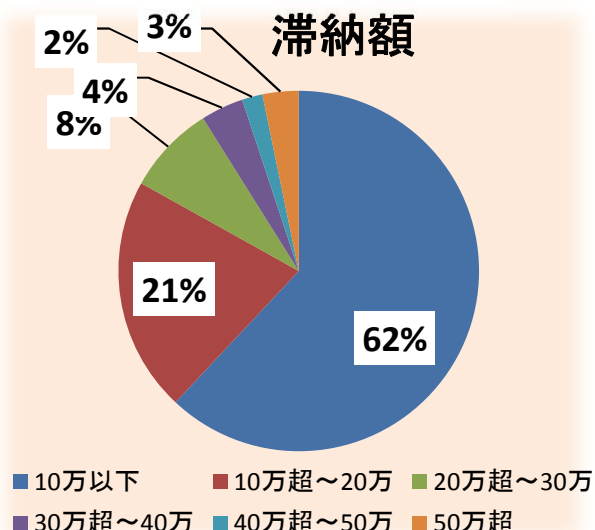
最近の調査結果では、年齢では30代の方が最も多く、滞納額では10万以下の滞納を抱えている方が半数以上であることが分かりました。

滞納者の年齢・滞納額の構成割合(26年度末)

滞納者の年齢



滞納額



ポイントチェック

納税相談の内容を分析すると、滞納する主な理由は下記のとおりであることがわかりました。

【経済的困窮】

- 失業、倒産、などで世帯の収入が減少。
- 病気、育児、加齢などで就労できない。
- 就労先が見つからない。

【その他】

- 忙しくて納付を忘れていた。他の支払いと勘違いしていた。
- 個人的債務を優先した。
- 住民税が翌年度課税であることを知らなかった。
- 会社のほうで給料から差し引いていると思っていた。

4

分割納付と納税の猶予

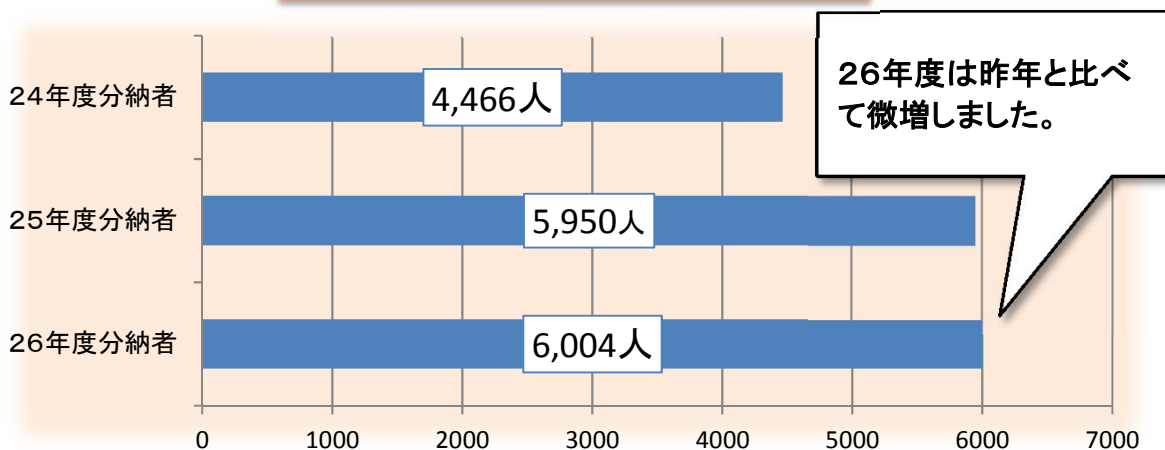


退職したり、入院などで納付書の期限に納付できないときはどうすればいいのですか？



住民税は昨年の収入によって決定しているため、退職等で現在収入が無くても納付しなければなりません。納税が困難になったときには、まずはご相談ください。生活状況をお伺いしたうえで、原則1年以内に限り、分割して納付することができます。ただし、原則として延滞金が発生します。

分納者数の推移



地方税法第15条の要旨

地方団体の長は、納税者が次の各号に該当する場合において納税できないと認めるときは、一年以内に限り、その徴収を猶予することができます。この場合、納入することができない金額については分割納付できます。

(例示)

- ①納税者がその財産について震災、風水害、火災その他の災害を受け又は盗難にあったとき。
- ②納税者又は生計を同一にする親族が病気にかかり又は負傷したとき。
- ③納税者が事業を休廃止したとき。
- ④納税者が事業について著しい損失があったとき。

豊島区役所 納付案内センター について

電話催告

納期限までに区税を納めていただけなかった方には、督促状を発送します。その督促状の納付期限前後に納付の確認および勧奨を電話にて実施しています。その他に過去の未納分がある方にも随時電話で納付の勧奨をしています。

※納付データが区役所に届くまでに時間がかかります。すでに納付されている場合でも、行き違いで案内をしてしまう場合がありますので、ご了承ください。

訪問催告

電話催告だけでなく、訪問催告も実施しています。電話での案内ができない方、電話をおかけしても、その後納付していただけなかった方などが主な訪問催告の対象者です。

本人やご家族にお会いできた場合は、納付案内や税務課への相談案内をしています。ご不在の場合は不在通知を投函し、税務課への案内を勧奨していますが、状況により投函できない場合もあります。



訪問催告員は、業務委託証とハンディターミナルを携帯しています。委託証で豊島区の納税案内であることをいつでも確認できます。

◎業務委託証

顔写真入り委託証で催告員の身分を豊島区が証明しています。

◎ハンディ・ターミナル

電気・ガスの検針等で広く使われているデータ端末。防塵・防滴・耐衝撃性能が高く、ハードディスクの暗号化により盗難・紛失時もデータを読み取られる心配がありません。

他にも、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付が確認できていない方を電話催告・訪問催告の対象としています。

5

督促状・催告書の推移(発付、収納)

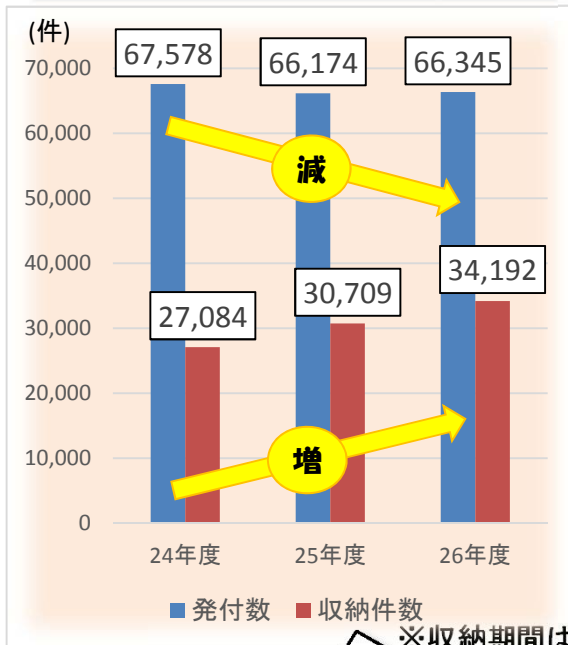


督促状・催告書はどのくらい発付し、そのうちどれくらい納付されているのですか？



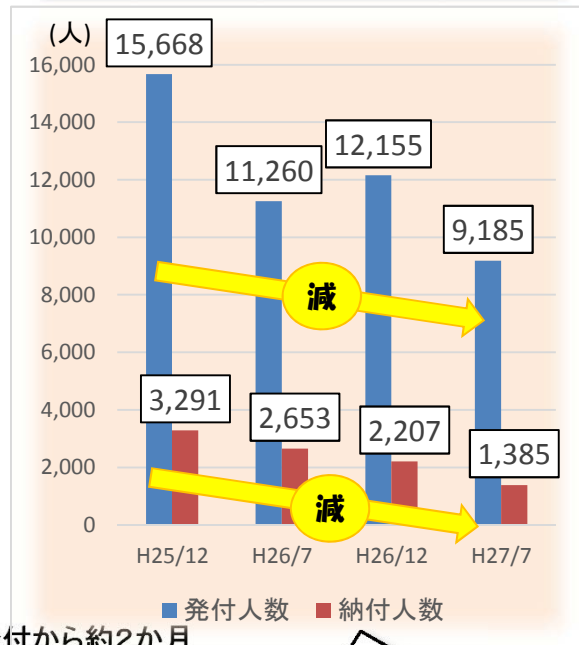
平成26年度は、督促状を約66,000通発付して、約12億円が納付されています。催告書は7・12月に約23,000通発付しており、約2億6千万円が納付されています。

督促状の推移



発付件数減少傾向
収納件数増加傾向

催告書の推移



発付人数減少傾向
収納人数減少傾向

ポイントチェック

①督促状 (納期限までに納付がない全ての方へ送付しています。)

近年、期限内納付していただける方が増加しており、発付数は減少傾向にあります。一方、督促状発付後の納付件数・金額は増加傾向にあり、発付件数・金額の半分程度を納めていただいています。

②催告書 (督促状を送付してもなお納めていただけない方を対象に送付しています。)

滞納額の減少に伴い、発付件数は毎年減少していますが、催告状送付後の納付金額・件数も同様に減少傾向にあります。

6

差押え件数の推移

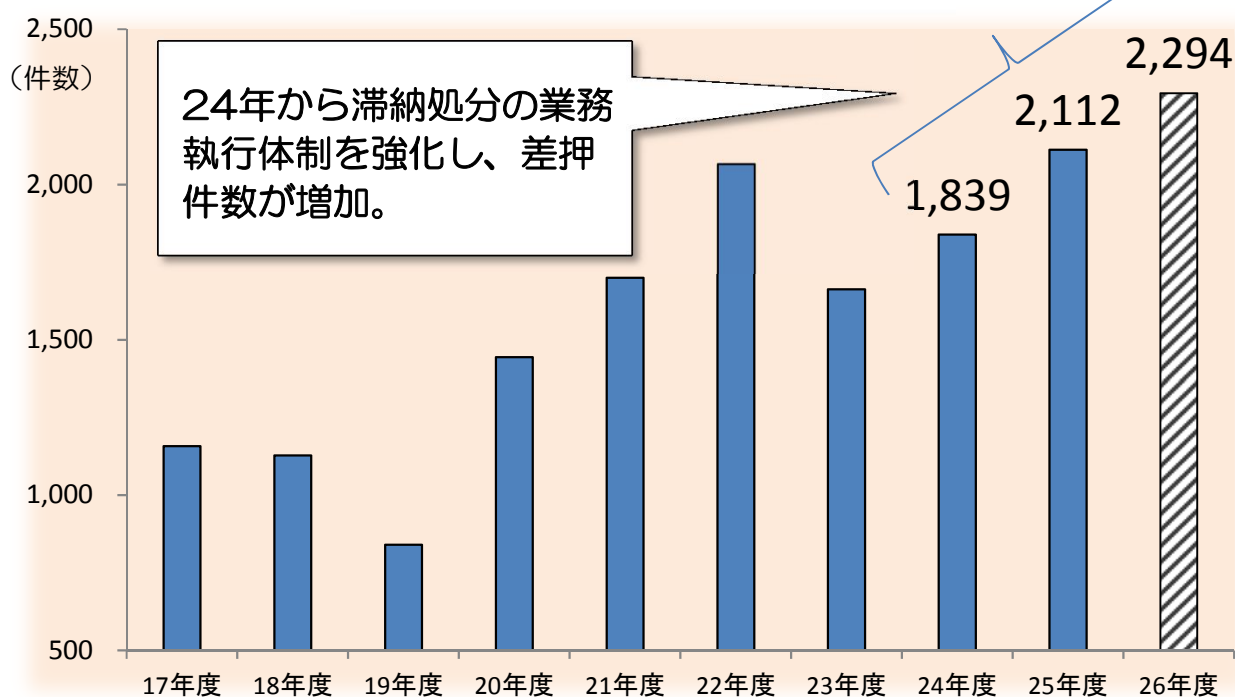


豊島区では滞納者に対してどのくらい差押えを実施しているのですか？



26年度は2,000件超の差押えを実施しました。近年、積極的な取り組みで増加傾向にあります。

差押え件数の推移



ポイントチェック

差押え件数増加の要因

平成24年11月より滞納処分の業務執行体制を地区担当制から機能分担制(=電話と窓口対応に特化した交渉班と、財産調査や滞納処分に特化した差押班に役割分担することで、各々の分野の業務を集中的に行うことを可能とした体制)へ移行しました。これにより、集中的な財産調査・滞納処分が可能となりました。

7

口座振替加入者数・率の推移

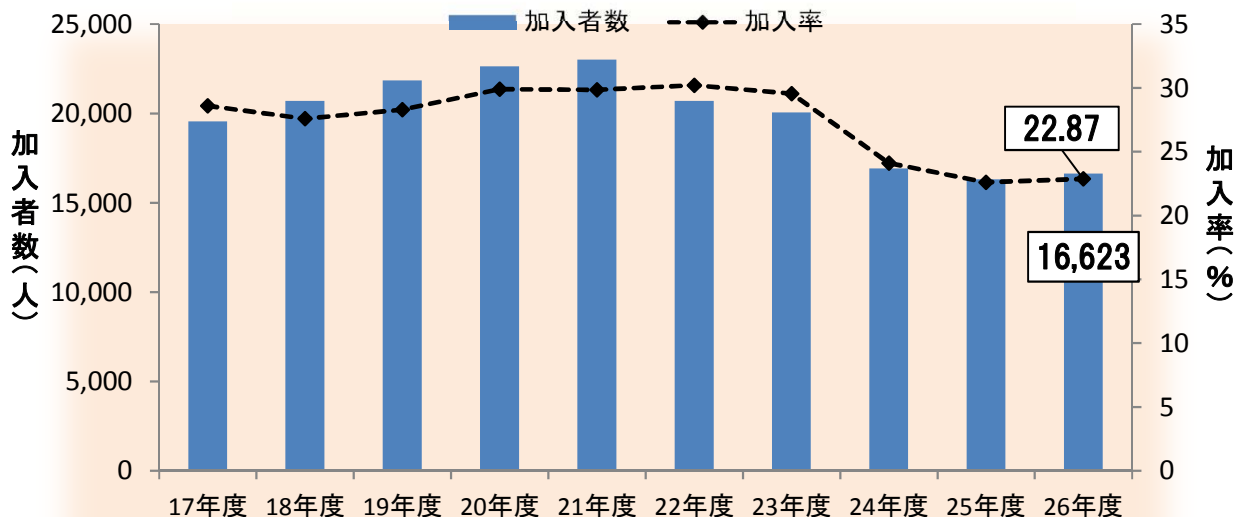


口座振替に加入している人はどれくらいいるのですか？



口座振替加入者は平成26年度で約17,000人で、普通徴収の納税義務者に占める割合は約2割です。

口座振替加入者数(率)の推移



※加入率：現年課税分(普通徴収)の納税義務者数に占める口座振替加入者数の割合

ポイントチェック

納税義務者の高齢化に伴い、住民税を年金から差し引いて納める方が増えているため、平成21年度以降は口座振替加入者数が減少傾向にあります。

しかし、26年度から口座振替受付に関する手続きが電子化され、区役所の窓口でキャッシュカードがあれば手続きできる「ペイジー」を導入したため、26年度は加入者数、口座振替率ともに微増しています。

※非課税、特別徴収等で2年間口座振替を利用しなかった場合は、自動的に取り消されます。

8

税証明発行数の推移

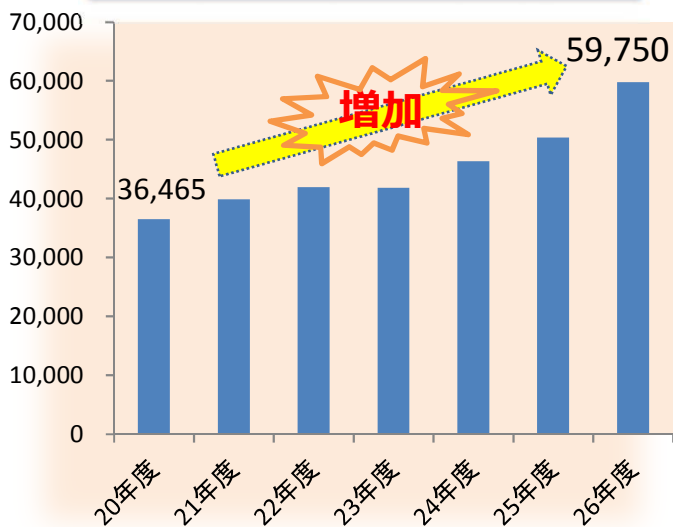


税証明はどれくらい発行されているのですか？

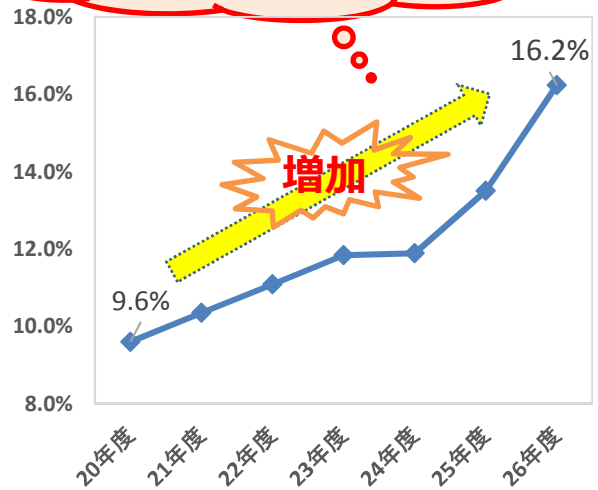


税証明の発行は近年増加傾向にあり、平成26年度は約6万件を発行しています。

税証明発行数の推移



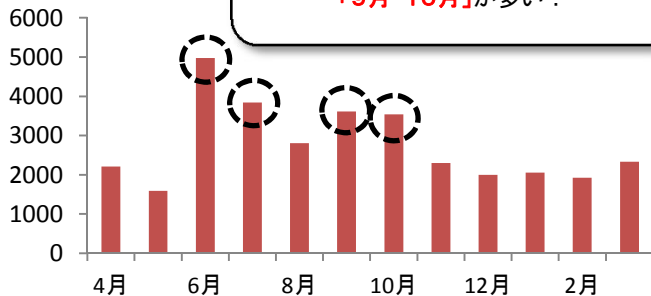
「自動交付機の割合」を見ると



「月別」に見ると...

月別・発行人数

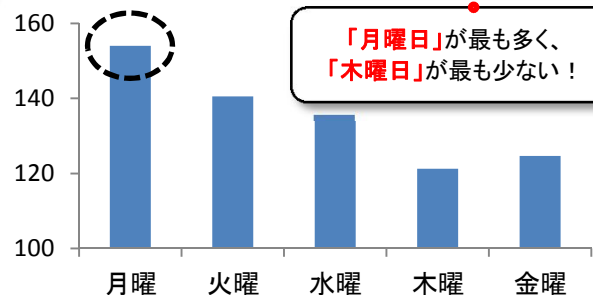
最新年度分の証明書が発行開始になる「6月・7月」やシルバーパス更新月の「9月・10月」が多い！



「曜日別」に見ると...

曜日別・平均発行人数

「月曜日」が最も多く、「木曜日」が最も少ない！



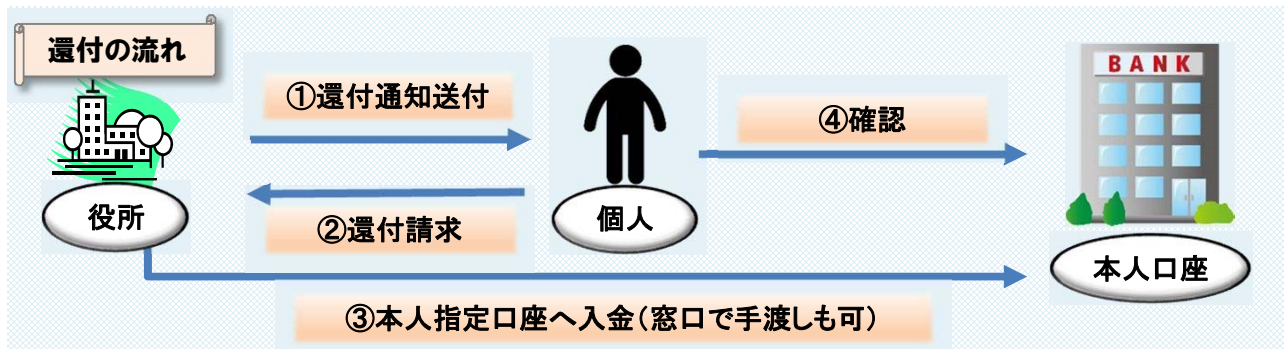
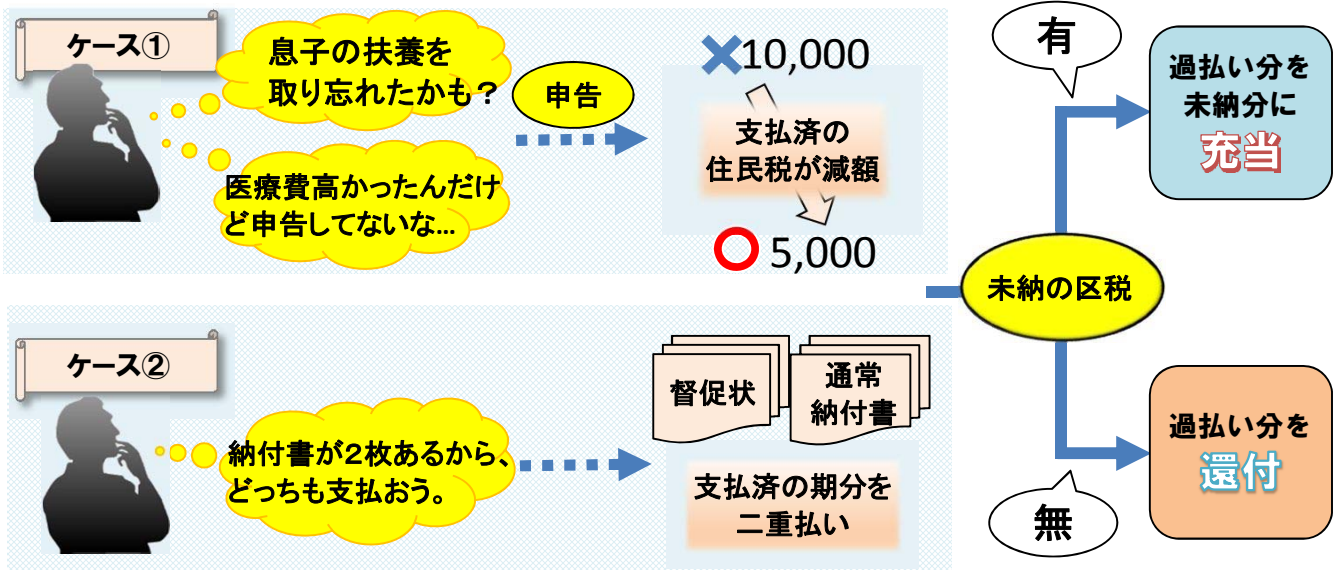
ポイントチェック

税証明は、近年、シルバーパスなど収入や所得の制限がある行政サービスが増加し、その審査のため税証明書の発行件数も増加しています。平成20年度には約36,000件でしたが、26年度には約60,000件まで増加しました。

税金の還付って何？



税金を多く払いすぎてしまったり、間違って払ってしまった時に、その分を返すことです。



区役所では区税の還付にあたり、次のようなご案内は行っておりません。
悪質な還付金詐欺に注意しましょう！



電話のみでのご案内

口座番号の電話での聞き取り

非通知での電話

ATMの操作指示

ご不明な点は区役所担当までお問い合わせください！

第5章 軽自動車税

1. 軽自動車税（登録台数・税収）の推移
2. 普通自動車と軽自動車登録台数の比較
3. 23区別人口に対する軽自動車保有台数

コラム 軽自動車税の歴史と税率の変遷

1

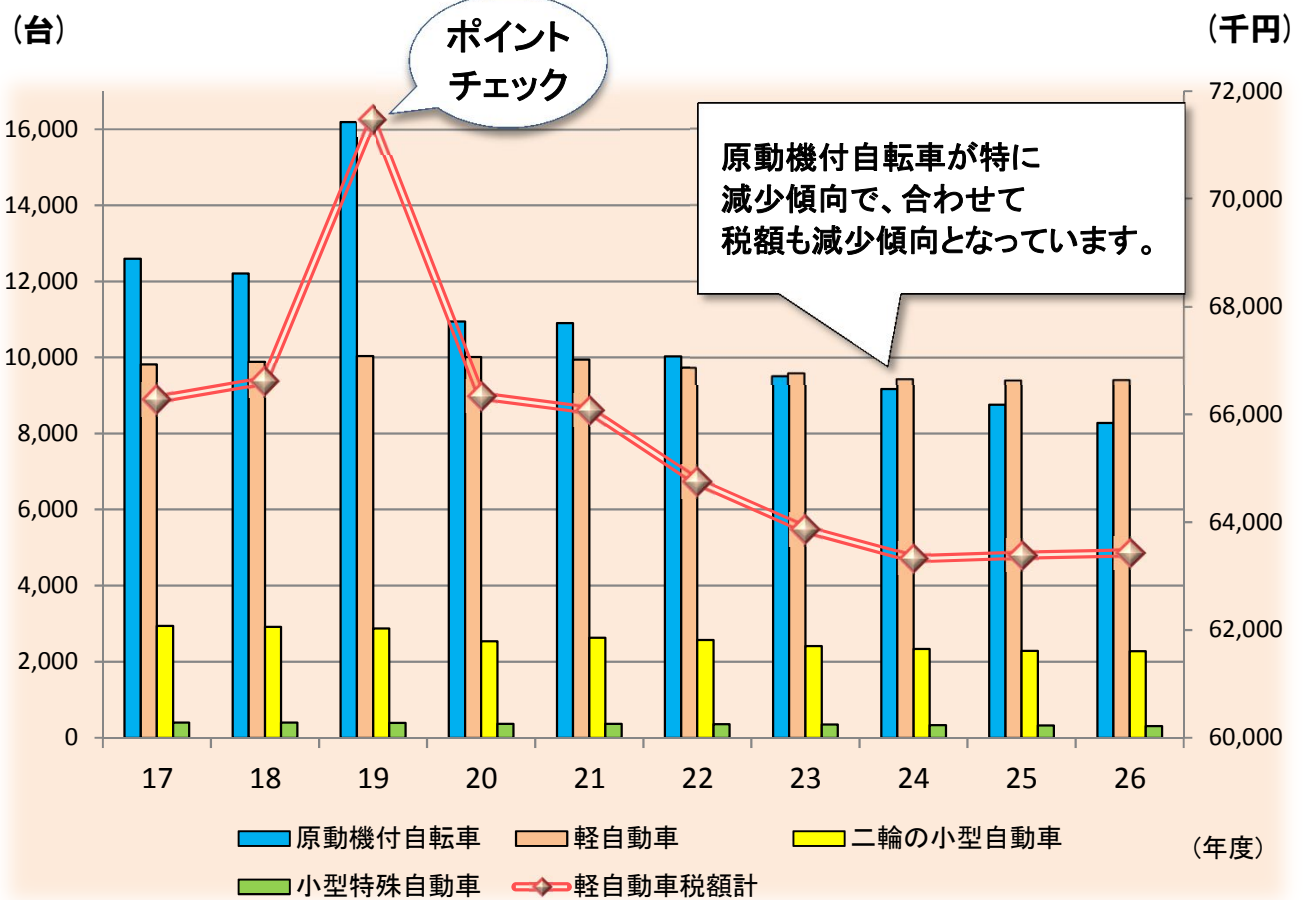
軽自動車税（登録台数・税収）の推移



軽自動車税の税額・登録台数推移を教えてください。



軽自動車の登録台数が減少しており、税額も同様に減少傾向にあります。



ポイントチェック

26年度軽自動車税の登録台数は、全体で約2万台。税額は6千3百万円です。

近年軽自動車の性能向上等により、四輪の軽自動車登録台数はほぼ横ばいとなっていますが、原動機付自転車はニーズの低下により登録台数が減少しています。

平成19年には、業者がセールのために大量登録を行ったことで、原動機付自転車が1年のみ大幅に増加しています。

2

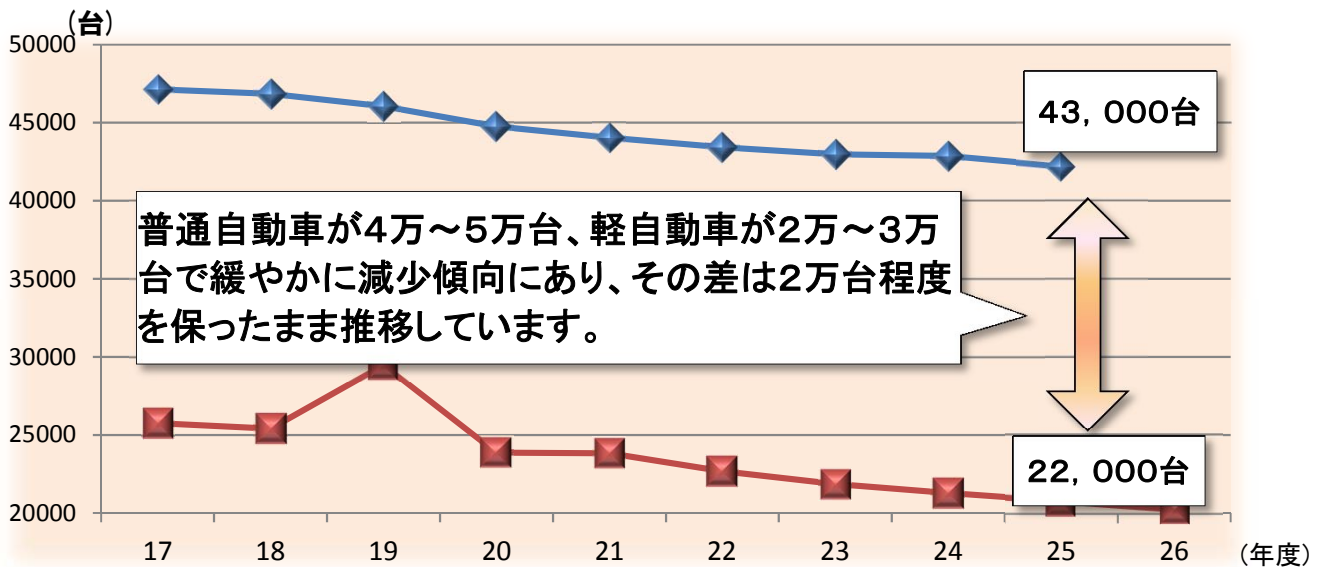
普通自動車と軽自動車登録台数の比較



豊島区民の軽自動車と普通自動車の保有台数はどちらが多いのですか？



概ね2対1の割合で一般自動車の保有台数の方が多いです。



3

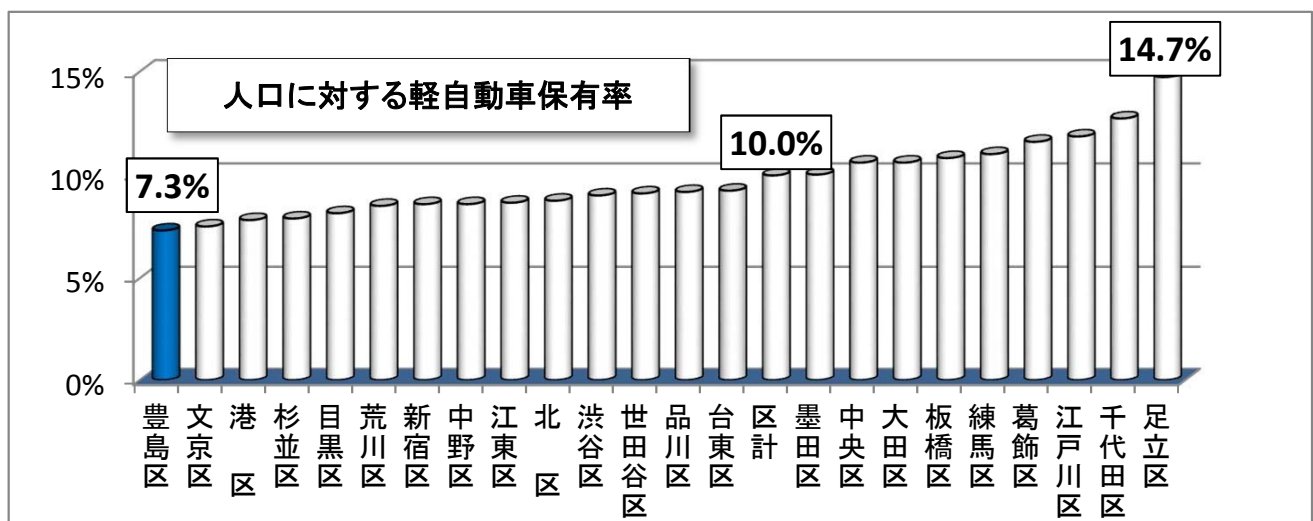
23区別人口に対する軽自動車保有台数



豊島区では軽自動車を持っている人の割合はどれくらいですか？



豊島区は交通の利便性が良く、また人口密度が高いため、23区で最も軽自動車保有率が低くなっています。





昭和33年に税制度等が整理され、軽自動車税が創設されました。

○自動車税

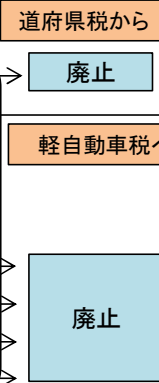
- ・普通自転車
- ・原動機付自転車

○荷車税

- ・荷積牛馬車
- ・荷積大車
- ・荷積小車
- ・リヤカー

○自動車荷車税

- ・普通自転車
- ・原動機付自転車
(昭和30年から90cc超
125cc以下の二輪も
原付として区分)
- ・荷積牛馬車
- ・荷積大車
- ・荷積小車
- ・リヤカー



○軽自動車税

- ・軽自動車
 - ・小型自動車(二輪)
 - ・原動機付自転車
- 昭和38年に区分
- ・小型特殊自動車

昭和15年 昭和29年

昭和33年

※上表、下表とも「自動車関係税制のあり方に関する検討会報告書」を参照。



昭和33年以降の軽自動車税の税率は下記のとおりです。今後は、主に平成28年度課税分から大幅な改正が予定されています。

(円)

区 分		昭和33年	昭和36年	昭和37年	昭和40年	昭和51年	昭和54年	昭和59年	昭和60年	
原動機付 自転車 (125cc以下)	50cc以下	500				650	700	1,000		
	50cc超90cc以下	800				1,000	1,100	1,200		
	90cc超	1,000				1,300	1,450	1,600		
	ミニカー	-	-	-	-	-	-	-	2,500	
軽自動車 (660cc以下)	二輪(250cc以下)		1,500	1,500			2,000	2,200	2,400	
	三輪			2,000			2,600	2,850	3,100	
	四輪	乗用		3,000		4,500	5,200		5,500	
		貨物用					5,900	6,500	7,200	
	四輪	乗用		2,500			2,900		3,000	
		貨物用					3,300	3,650	4,000	
二輪の小型自動車(250cc超)		2,500				3,300	3,650	4,000		

第6章 たばこ税

1. 売渡本数・税収の推移
2. たばこ税収入の23区比較
3. 23区税収に占めるたばこ税の割合
4. 税率の変遷



1 たばこ税（売渡本数・税収）の推移

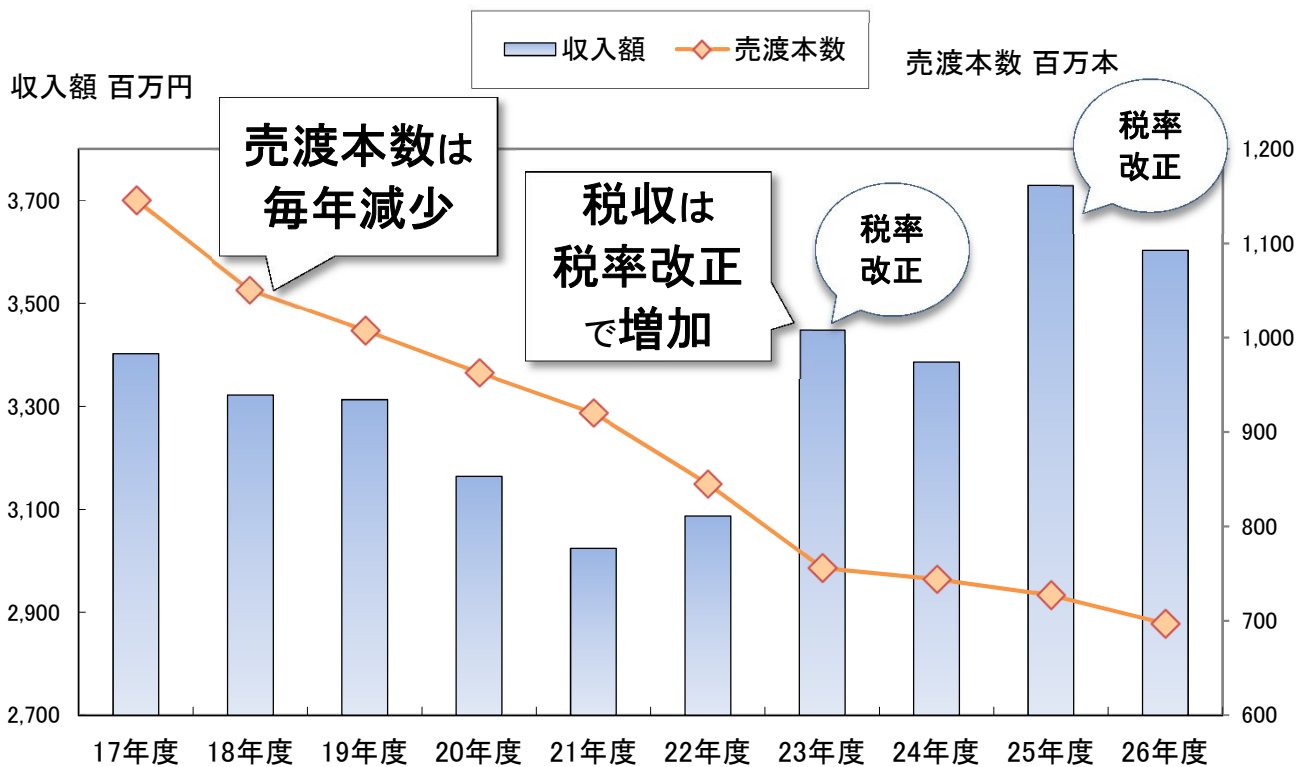


近年、喫煙者が減っていますが、たばこ税収も減っているのですか？



たばこの売り上げは減っていますが、税率の改正（引き上げ）により区の税収は増えています。

たばこ税の本数と税収の推移



ポイントチェック

26年度たばこ税の課税額は約36億円、売渡本数は約7億本です。

喫煙者の減少に伴い、売渡本数は年々減少していますが、収入額は23年度、25年度に大きく増加しています。これは、23年度、25年度に特別区たばこ税の税率が引き上げられたことによるものです。

2

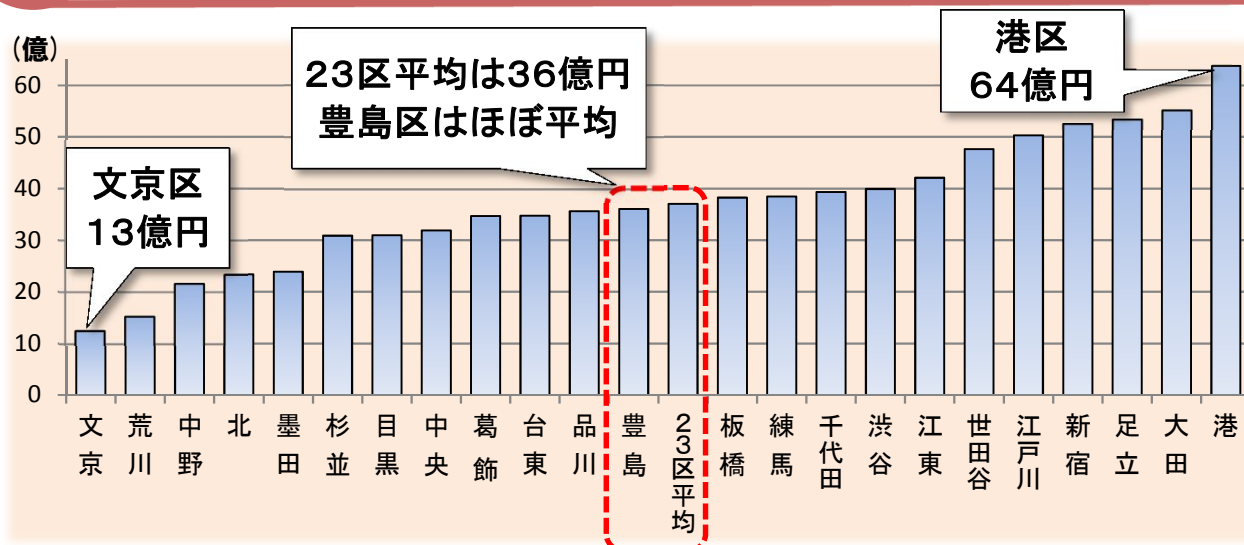
たばこ税収入の23区比較



23区のたばこ税収入の状況を教えてください。



最も税収が多い港区と、最も低い文京区では51億円の差があります。豊島区は36億円で、ほぼ23区平均と同じです。



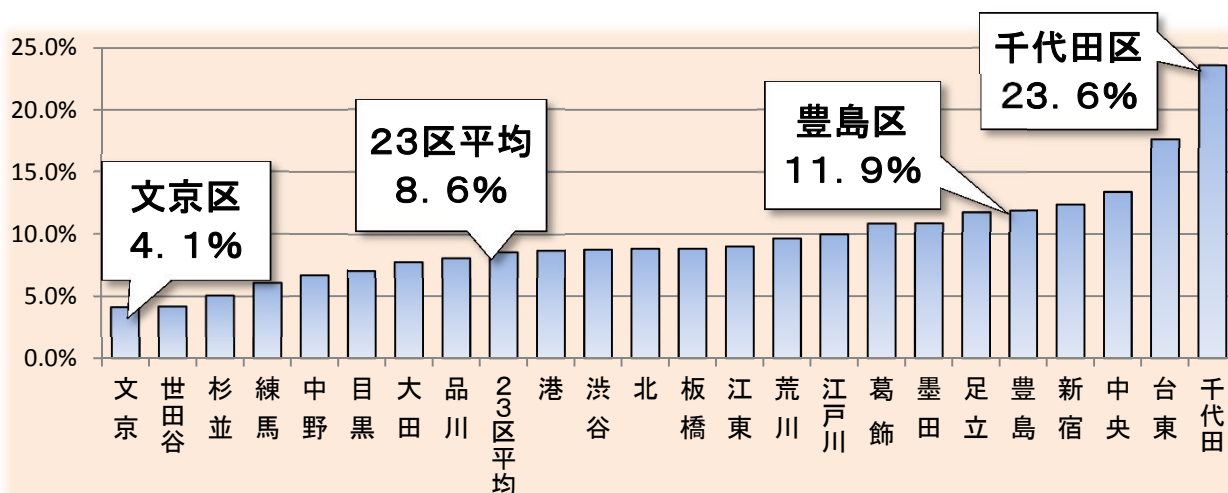
23区税収に占めるたばこ税の割合



たばこ税は非常に大きい税収ですが、各区の税収に占める割合はどの位ですか？

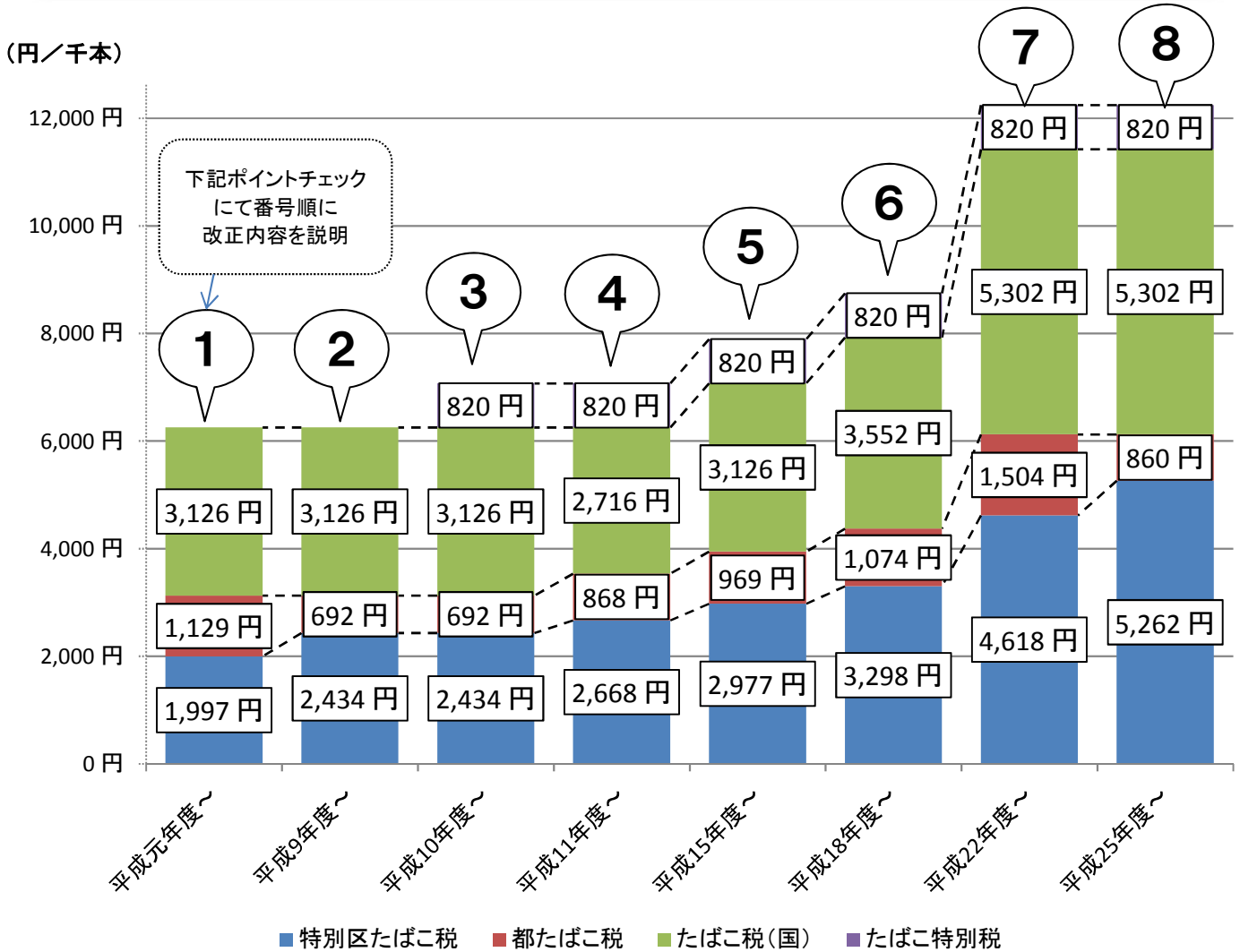


最も割合が大きい千代田区では、税収の約4分の1がたばこ税で、最も小さい文京区では4%です。豊島区は税収の約1割をたばこ税が占めています。



4

たばこ税税率の変遷（旧3級品除く）



ポイントチェック

- ①消費税創設に伴い、たばこ消費税と呼ばれていた税を改変し、たばこ税創設。
- ②都から区への税源移譲
- ③10年12月1日たばこ特別税(国税)創設。旧国鉄及び林野事業の債務返済に使用。
- ④11年5月1日から、国から区・都への税源移譲。
- ⑤15年7月よりたばこ税率改定。手持ち品課税(※)実施。
- ⑥18年7月よりたばこ税率改定。手持ち品課税実施。
- ⑦22年10月よりたばこ税率改定。手持ち品課税実施。
- ⑧25年4月から、都から区への税源移譲。

※手持ち品課税とは…税率改正前に売渡しがされた小売店の手持たばこに対して、税率引き上げ分に相当する課税を行い、改正後と同一の税負担を求めるものです。

第7章 狭小住戸集合住宅税

1. 狭小住戸集合住宅税の課税概要
2. 税創設の経緯
3. 税収の推移
4. 税による効果



狭小住戸集合住宅税の課税概要



狭小住戸集合住宅税（通称ワンルームマンション税）とはどのような税ですか？



30㎡未満の住戸が9戸以上ある集合住宅の建築等に課税する税です。

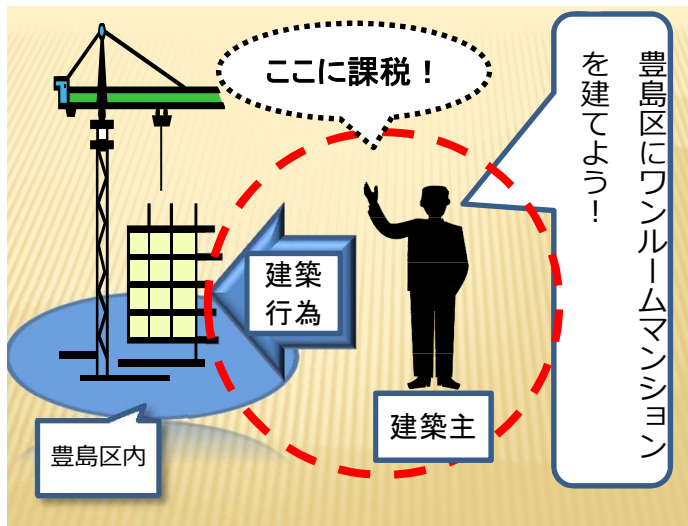
① 納税義務者

豊島区内に狭小住戸を有する集合住宅を建築する **建築主に課税** します。

② 課税対象・税率

30㎡未満の住戸が9戸以上ある集合住宅の建築等を行うときに課税。

税率は **狭小住戸1戸につき50万円**



〔計算例：全住戸が10戸である住戸を建築する場合〕

30㎡未満の住戸数	30㎡以上の住戸数	税額
10戸	0戸	10戸 × 50万円 = 500万円
9戸	1戸	9戸 × 50万円 = 450万円
8戸	2戸	非課税

③ 税の性質

・ 全国で **豊島区にしかない法定外税** です。

・ 法定外税の中でも **使途が定められていない普通税** です。

法定税

消費税

所得税

住民税

法律で規定
されている税

法定外税

狭小住戸

集合住宅税

宿泊税

遊漁税

自治体が独自に
新設した税

普通税

特にその使徒を特定しないで

徴収される税

ex. 住民税など多数の税

目的税

税収の使いみちが決まっている税

ex. 入湯税

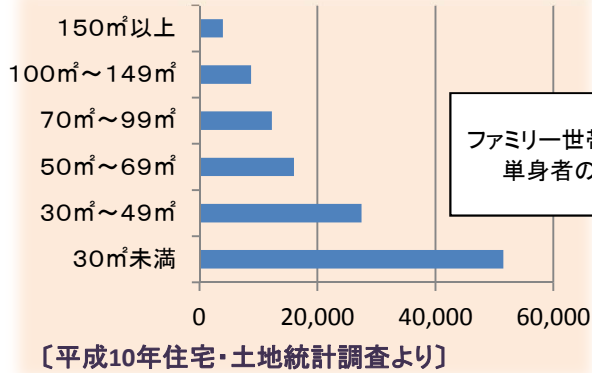
特定施設の整備や、観光の振興に
要する費用に充てる

2

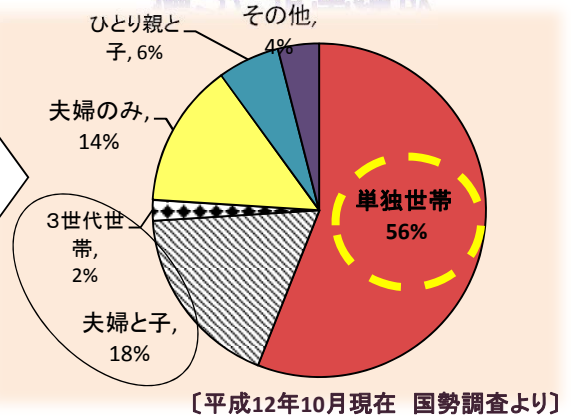
税創設の経緯

豊島区特有の住宅事情、世帯構成

狭小なものに偏った住宅ストック



偏った世帯構成



- 30㎡未満の住宅のほとんどは借家。
- 小規模な借家に居住するのは単身世帯が多く、居住期間も短い傾向にある。

コミュニティの希薄化
定住性の低下

これ以上、狭小なものに偏った住宅供給が続くと下記の問題が生じる

- ①誘導居住水準（国が定めた世帯人数に応じて確保すべき居住面積）の達成率向上を難しくする。
- ②定住性の一層の低下につながる。
- ③まちづくりに目を向ける人口の減少⇒地域の相互扶助機能弱体化

そこで、狭小住戸の抑制策として、税創設の検討が行われました。

平成14年～平成15年…法定外税検討会議

（学識経験者・事業者代表・関係団体代表・区民代表による検討）

平成16年…総務大臣により狭小住戸集合住宅税新説の同意

“平成16年6月” から本税の条例を施行

税は条例施行後5年ごとに見直しを行うこととなっており、平成20年、平成25年に「税制度調査検討会議」を開催し、検討の結果、**平成30年まで本税が継続することが決定**しています。

3

税収の推移

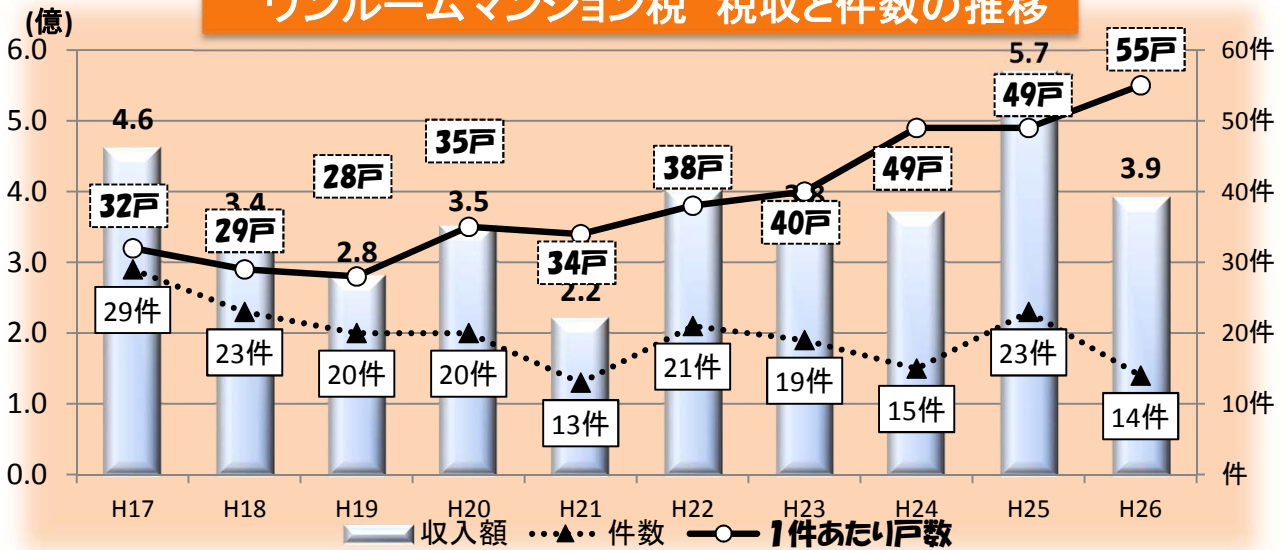


狭小住戸集合住宅税が施行されてからの実績を教えてください。



平成16年の税施行から26年度までの11年間で約39億円、200件の収入実績があります。1年平均で約3.5億円の税収です。

ワンルームマンション税 税収と件数の推移



4

税による効果

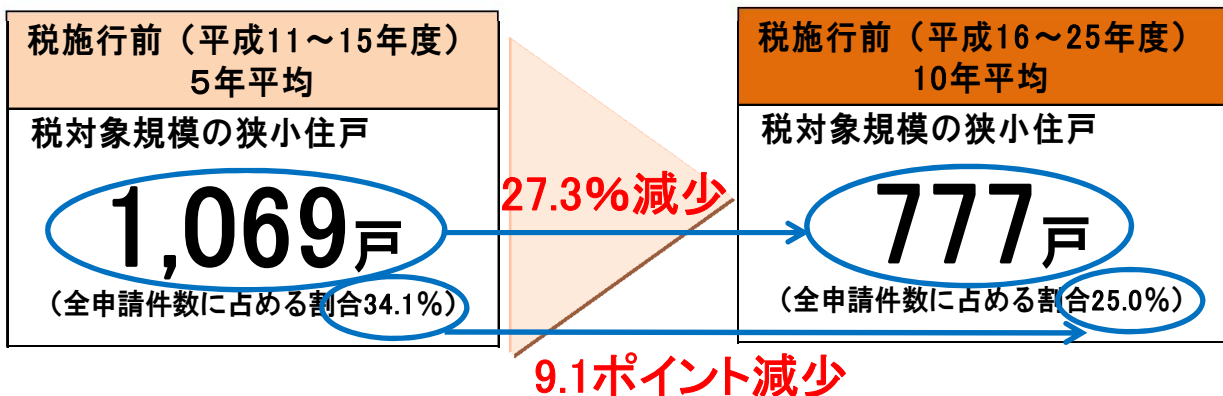


狭小住戸集合住宅税の効果はあるのですか？



税施行前後の建築確認実績より、税対象規模の住戸が数、割合ともに減少していることから、税の建築抑制効果が確認されています。

税施行前後の「建築確認申請戸数」の平均値を比較すると…



使用示一々

1-1 豊島区の収入【26年度決算】

(単位;千円)

	金額	構成比
歳入合計	132,353,332	100.00
特別区税	30,229,178	22.84
地方譲与税	416,331	0.31
利子割交付金	441,994	0.33
配当割交付金	560,557	0.42
株式等譲渡所得割交付金	473,125	0.36
地方消費税交付金	5,253,493	3.97
自動車取得税交付金	138,362	0.10
地方特例交付金	98,418	0.07
特別区交付金	30,309,038	22.90
交通安全対策特別交付金	25,113	0.02
分担金及び負担金	1,451,849	1.10
使用料及び手数料	2,956,311	2.23
国庫支出金	19,607,187	14.81
都支出金	6,683,812	5.05
財産収入	258,086	0.19
寄附金	59,368	0.04
繰入金	28,062,810	21.20
繰越金	49,462	0.04
諸収入	2,215,836	1.67
特別区債	3,063,000	2.31

1-2 特別区(23区)の収入〔26年度決算〕

(単位:千円)

区名	特別区税収入 ①	一般会計歳入(区税除く) ②	一般会計歳入 ③(①+②)	割合 ①/③	順位(降順)
千代田	16,662,524	34,294,677	50,957,201	32.7%	7
中央	23,774,768	59,514,126	83,288,894	28.5%	10
港	73,043,984	43,622,102	116,666,086	62.6%	1
新宿	42,415,037	96,690,817	139,105,854	30.5%	8
文京	30,171,047	52,286,097	82,457,144	36.6%	5
台東	19,663,108	77,570,411	97,233,519	20.2%	19
墨田	21,899,299	88,100,044	109,999,343	19.9%	21
江東	46,718,097	135,566,661	182,284,758	25.6%	13
品川	43,820,952	100,560,779	144,381,731	30.4%	9
目黒	43,599,508	50,071,919	93,671,427	46.5%	3
大田	70,592,144	181,996,835	252,588,979	27.9%	12
世田谷	113,279,836	154,219,797	267,499,633	42.3%	4
渋谷	45,611,394	48,034,544	93,645,938	48.7%	2
中野	32,274,585	93,691,359	125,965,944	25.6%	14
杉並	60,804,002	112,507,299	173,311,301	35.1%	6
豊島	30,229,178	102,124,154	132,353,332	22.8%	16
北	26,492,081	105,853,569	132,345,650	20.0%	20
荒川	15,820,130	75,132,773	90,952,903	17.4%	23
板橋	43,273,546	156,594,356	199,867,902	21.7%	17
練馬	62,985,596	188,928,396	251,913,992	25.0%	15
足立	45,299,469	226,903,311	272,202,780	16.6%	24
葛飾	31,871,431	148,853,213	180,724,644	17.6%	22
江戸川	50,404,673	196,009,261	246,413,934	20.5%	18
23区計	990,706,389	2,529,126,502	3,519,832,891	28.1%	11

2-1 特別区税の内訳【26年度決算】

(単位;千円)

	税額	構成割合
特別区民税	26,176,984	86.6%
特別区たばこ税	3,603,399	11.9%
軽自動車税	63,295	0.2%
狭小住戸集合住宅税	385,500	1.3%
合計	30,229,178	100.0%

2-2 豊島区の税収の推移【各年度決算】

(単位;千円)

年度	特別区民税	特別区たばこ税	軽自動車税	狭小住戸集合住宅税	合計
平成17年度	20,198,400	3,401,603	63,656	458,000	24,121,659
平成18年度	22,174,112	3,334,890	66,059	337,500	25,912,561
平成19年度	23,969,767	3,312,943	69,080	279,500	27,631,290
平成20年度	24,931,215	3,163,624	63,174	353,500	28,511,513
平成21年度	25,319,288	3,023,542	64,926	223,000	28,630,756
平成22年度	23,818,276	3,132,834	63,272	403,300	27,417,682
平成23年度	23,825,821	3,449,293	62,368	383,350	27,720,832
平成24年度	24,507,915	3,386,411	62,987	368,850	28,326,163
平成25年度	25,486,393	3,728,698	63,377	582,000	29,860,468
平成26年度	26,176,984	3,603,399	63,295	385,500	30,229,178

3-1 納税義務者数と課税額の推移【各年度決算】

【納税義務者数】 (単位;人)

年度	納税義務者数
平成16年度	122,844
平成17年度	124,300
平成18年度	132,739
平成19年度	137,324
平成20年度	141,662
平成21年度	143,392
平成22年度	142,254
平成23年度	142,496
平成24年度	144,019
平成25年度	146,570
平成26年度	150,184

【課税額】 (単位;千円)

年度	普通徴収	特別徴収	過年度課税分	課税額 計 (現年課税分)
平成16年度	8,447,749	11,311,451	138,929	19,898,129
平成17年度	8,543,964	11,523,183	198,373	20,265,520
平成18年度	9,590,395	12,517,457	220,696	22,328,548
平成19年度	10,436,406	13,841,713	306,514	24,584,633
平成20年度	10,203,521	14,962,769	202,361	25,368,651
平成21年度	10,060,173	15,366,487	170,902	25,597,562
平成22年度	8,462,514	15,469,736	200,303	24,132,553
平成23年度	8,356,306	15,442,481	161,712	23,960,499
平成24年度	8,459,718	15,999,350	125,375	24,584,443
平成25年度	8,654,052	16,564,027	163,008	25,381,087
平成26年度	8,758,342	17,163,848	140,715	26,062,905

3-2 区民・課税者1人あたり特別区民税負担額【平成26年度】

区名	①特別区民税税額 (平成26年度) (単位:千円)	②人口 (H26.1.1現在) (単位:人)	③課税対象者 (H26.7.1現在) (単位:人)	①/② 区民1人あたり 特別区民税 負担額 (単位:円)	①/③ 課税対象者1人あたり 特別区民税 負担額 (単位:円)
千代田	13,291,152	54,160	38,368	245,405	346,412
中央	22,190,242	132,610	80,663	167,335	275,098
港	70,957,481	235,337	132,939	301,514	533,760
新宿	39,545,768	324,082	171,130	122,024	231,086
文京	29,457,462	204,258	114,036	144,217	258,317
台東	16,986,174	187,792	99,255	90,452	171,137
墨田	20,127,848	254,627	135,477	79,048	148,570
江東	43,817,173	487,142	255,620	89,947	171,415
品川	41,103,394	368,761	211,547	111,464	194,299
目黒	42,318,160	267,379	154,996	158,270	273,027
大田	67,969,521	701,416	380,846	96,903	178,470
世田谷	114,939,247	867,552	473,503	132,487	242,742
渋谷	43,973,109	214,665	126,680	204,845	347,120
中野	32,801,689	313,665	176,137	104,576	186,228
杉並	60,191,003	542,956	302,826	110,858	198,764
豊島	27,797,526	271,643	147,753	102,331	188,135
北	25,340,204	334,723	172,149	75,705	147,199
荒川	15,520,181	207,635	102,103	74,747	152,005
板橋	42,407,383	540,040	275,367	78,526	154,003
練馬	62,900,151	717,212	356,204	87,701	176,585
足立	44,034,850	670,385	313,369	65,686	140,521
葛飾	30,608,525	448,186	216,738	68,294	141,224
江戸川	48,497,382	676,116	324,250	71,729	149,568
23区計	956,775,625	9,022,342	4,761,956	106,045	200,921

3-3 所得区分別 所得割納税義務者数【平成27年度当初】

(単位:人)

区分	平成27年度	構成割合
給与所得者	118,550	82.0%
営業等所得者	6,093	4.2%
その他の所得者	17,413	12.0%
分離譲渡所得者等	2,566	1.8%
計	144,622	100.0%

※7月1日現在、市町村課税状況調による

3-4 課税標準段階別 納税義務者数・所得割課税額の推移【各年度当初】

【納税義務者数】

課税標準額の段階		200万円以下	200万円 ～ 700万円	700万円超	計
18年度	人数	69,811	45,085	9,026	123,922
	構成比	56.3	36.4	7.3	100.0
19年度	人数	72,026	46,780	9,701	128,507
	構成比	56.0	36.4	7.5	100.0
20年度	人数	73,636	48,687	10,223	132,546
	構成比	55.6	36.7	7.7	100.0
21年度	人数	74,496	49,320	10,258	134,074
	構成比	55.6	36.8	7.7	100.0
22年度	人数	76,475	47,692	9,552	133,719
	構成比	57.2	35.7	7.1	100.0
23年度	人数	76,375	47,486	9,488	133,349
	構成比	57.3	35.6	7.1	100.0
24年度	人数	76,138	49,073	9,996	135,207
	構成比	56.3	36.3	7.4	100.0
25年度	人数	77,735	50,490	10,061	138,286
	構成比	56.2	36.5	7.3	100.0
26年度	人数	79,420	51,760	10,258	141,438
	構成比	56.2	36.6	7.3	100.0
27年度	人数	80,670	53,214	10,738	144,622
	構成比	55.8	36.8	7.4	100.0

※各年7月1日現在、市町村課税状況調による

【所得割課税額】

課税標準額の段階		200万円以下	200万円 ～ 700万円	700万円超	計
18年度	金額(千円)	2,186,895	7,817,817	11,241,833	21,246,545
	構成比	10.3	36.8	52.9	100.0
19年度	金額(千円)	4,454,693	9,990,713	9,051,914	23,497,320
	構成比	19.0	42.5	38.5	100.0
20年度	金額(千円)	4,616,219	10,334,249	9,315,741	24,266,209
	構成比	19.0	42.6	38.4	100.0
21年度	金額(千円)	4,583,382	10,348,007	9,353,198	24,284,587
	構成比	18.9	42.6	38.5	100.0
22年度	金額(千円)	4,556,486	9,888,709	8,519,011	22,964,206
	構成比	19.8	43.1	37.1	100.0
23年度	金額(千円)	4,575,052	9,797,711	8,516,499	22,889,262
	構成比	20.0	42.8	37.2	100.0
24年度	金額(千円)	4,573,345	10,229,401	8,906,634	23,709,380
	構成比	19.3	43.1	37.6	100.0
25年度	金額(千円)	4,763,533	10,499,868	9,116,791	24,380,192
	構成比	19.5	43.1	37.4	100.0
26年度	金額(千円)	4,876,334	10,815,046	9,417,788	25,109,168
	構成比	19.4	43.1	37.5	100.0
27年度	金額(千円)	4,951,074	11,173,828	9,963,306	26,088,208
	構成比	19.0	42.8	38.2	100.0

※各年7月1日現在、市町村課税状況調による

3-5 課税標準段階別 納税義務者数(23区)[27年度当初]

課税標準額 区名	200万円以下		200万円超～ 700万円以下		700万円超		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
千代田	11,909	36.1	14,229	43.1	6,855	20.8	32,993	100.0
中央	32,234	39.9	37,153	46.0	11,352	14.1	80,739	100.0
港	49,258	37.7	52,880	40.4	28,652	21.9	130,790	100.0
新宿	84,310	50.6	65,022	39.0	17,258	10.4	166,590	100.0
文京	49,426	44.1	46,805	41.8	15,838	14.1	112,069	100.0
台東	53,587	55.2	37,402	38.5	6,080	6.3	97,069	100.0
墨田	75,786	56.8	51,931	38.9	5,647	4.2	133,364	100.0
江東	133,417	53.1	100,976	40.2	17,002	6.8	251,395	100.0
品川	105,103	50.6	86,077	41.5	16,338	7.9	207,518	100.0
目黒	72,137	47.6	60,883	40.2	18,603	12.3	151,623	100.0
大田	208,532	55.8	143,079	38.3	22,190	5.9	373,801	100.0
世田谷	232,916	50.4	175,965	38.1	53,051	11.5	461,932	100.0
渋谷	55,882	45.4	48,684	39.6	18,484	15.0	123,050	100.0
中野	97,219	56.9	62,808	36.8	10,767	6.3	170,794	100.0
杉並	161,845	54.6	109,543	37.0	25,054	8.5	296,442	100.0
豊島	80,670	55.8	53,214	36.8	10,738	7.4	144,622	100.0
北	99,951	59.4	61,496	36.5	6,956	4.1	168,403	100.0
荒川	58,923	59.7	35,637	36.1	4,218	4.3	98,778	100.0
板橋	163,336	60.4	95,975	35.5	11,201	4.1	270,512	100.0
練馬	197,890	56.8	128,677	36.9	21,963	6.3	348,530	100.0
足立	194,486	63.6	101,938	33.3	9,482	3.1	305,906	100.0
葛飾	130,134	62.2	72,242	34.5	6,801	3.3	209,177	100.0
江戸川	191,538	60.2	114,503	36.0	12,183	3.8	318,224	100.0
23区計	2,540,489	54.6	1,757,119	37.8	356,713	7.7	4,654,321	100.0

※7月1日現在、市町村課税状況調による

3-6 課税標準段階別 所得割額(23区)[27年度当初]

課税標準額 区名	200万円以下		200万円超～ 700万円以下		700万円超		合計	
	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比
千代田	893,027	6.8	3,332,431	25.3	8,934,321	67.9	13,159,779	100.0
中央	2,212,728	10.3	8,474,203	39.4	10,830,621	50.3	21,517,552	100.0
港	3,595,289	5.7	12,828,241	20.4	46,435,536	73.9	62,859,066	100.0
新宿	5,224,040	14.3	14,164,285	38.9	17,058,769	46.8	36,447,094	100.0
文京	3,132,149	10.9	10,550,262	36.6	15,142,180	52.5	28,824,591	100.0
台東	3,177,537	19.5	7,839,496	48.2	5,243,846	32.2	16,260,879	100.0
墨田	4,459,858	22.9	10,553,574	54.3	4,426,294	22.8	19,439,726	100.0
江東	7,622,180	18.1	21,612,369	51.4	12,851,655	30.5	42,086,204	100.0
品川	6,453,029	16.4	18,350,781	46.6	14,566,725	37.0	39,370,535	100.0
目黒	4,704,690	12.0	13,662,845	34.7	20,968,865	53.3	39,336,400	100.0
大田	12,674,284	20.1	29,806,645	47.2	20,634,570	32.7	63,115,499	100.0
世田谷	14,931,566	14.0	38,740,687	36.2	53,278,961	49.8	106,951,214	100.0
渋谷	4,048,076	9.8	11,014,470	26.6	26,405,891	63.7	41,468,437	100.0
中野	6,091,134	21.2	13,141,930	45.7	9,535,005	33.1	28,768,069	100.0
杉並	10,114,683	17.9	23,414,080	41.5	22,851,967	40.5	56,380,730	100.0
豊島	4,951,074	19.0	11,173,828	42.8	9,963,306	38.2	26,088,208	100.0
北	5,752,014	24.0	12,588,032	52.6	5,590,069	23.4	23,930,115	100.0
荒川	3,376,705	24.3	7,251,188	52.3	3,249,723	23.4	13,877,616	100.0
板橋	9,538,968	24.9	19,416,294	50.7	9,323,224	24.4	38,278,486	100.0
練馬	11,862,656	20.5	27,280,367	47.2	18,674,407	32.3	57,817,430	100.0
足立	10,841,138	27.6	20,230,969	51.6	8,154,931	20.8	39,227,038	100.0
葛飾	7,248,580	26.5	14,501,098	53.0	5,596,399	20.5	27,346,077	100.0
江戸川	10,971,192	24.9	23,199,155	52.7	9,890,246	22.4	44,060,593	100.0
23区計	153,876,597	17.4	373,127,230	42.1	359,607,511	40.6	886,611,338	100.0

※7月1日現在、市町村課税状況調による

3-7 納税義務者の年齢構成【27年度当初】

年齢	人数	納税者数割合	課税額(区民税) 円	課税額割合
20代	28,380	18.6%	2,693,302,500	10.2%
30代	38,170	25.2%	5,959,886,800	22.7%
40代	31,037	19.8%	6,853,703,700	24.8%
50代	21,045	13.4%	5,433,601,800	19.6%
60代	17,564	11.9%	3,293,325,900	12.6%
70代	10,373	6.8%	1,580,996,700	6.1%
80代	5,241	3.5%	798,261,800	3.2%
その他	1,068	0.7%	170,390,300	0.7%

※上記数値は平成27年7月1日現在の現年課税分の人数・金額である。

3-8 ふるさと納税の推移【各年度当初】

(単位;人)

(単位;千円)

時期		寄附者数	寄附金額	控除額 (区の控除額のみ)
寄附した年	控除適用年度			
21年	22年度	184	11,523	5,914
22年	23年度	119	17,208	5,418
23年	24年度	2,741	188,990	48,917
24年	25年度	426	58,998	11,840
25年	26年度	667	61,263	19,282
26年	27年度	2,088	165,943	63,119

4-1 収納チャンネルの種類と割合【26年度決算】

	件数	構成割合
銀行・郵便局で納付	83,549	31.8%
口座振替払い	46,670	17.8%
コンビニ納付	131,948	50.2%
クレジット納付	298	0.1%
モバイルレジ納付	233	0.1%
合計(普通徴収)	262,698	100.0%

※上記数値は26年度決算普通徴収における数値である。

4-2 豊島区の収納率、収納率23区中順位の推移【各年度決算】

	現年課税分		滞納繰越分		区民税計	
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位
平成13年度	96.7	17	18.2	13	85.8	19
平成14年度	96.7	19	19.5	8	87.0	18
平成15年度	97.0	19	24.9	4	89.1	15
平成16年度	97.1	17	28	2	90.5	14
平成17年度	97.2	16	28.3	5	91.8	12
平成18年度	97.3	17	31.1	4	93.2	9
平成19年度	95.9	23	28.2	12	92.3	16
平成20年度	96.2	16	28.2	7	91.7	15
平成21年度	96.7	14	28.3	5	91.6	13
平成22年度	96.1	19	28.5	3	90.6	15
平成23年度	96.8	17	26.5	7	90.6	15
平成24年度	97.3	17	25.6	15	91.1	16
平成25年度	97.6	16	34.0	8	92.7	14
平成26年度	97.9	15	42.4	1	94.2	13

4-3 滞納者の年齢及び滞納額【平成26年度決算】

【年齢別構成】

	30未満	30代	40代	50代	60代以上	計
滞納者数	4,100	4,715	2,701	1,420	1,573	14,509
構成比	28.3%	32.5%	18.6%	9.8%	10.8%	100.0%

【滞納額別構成】

	10万以下	10万超 ～20万	20万超 ～30万	30万超 ～40万	40万超 ～50万	50万超	計
滞納者数	8,993	3,063	1,161	553	269	470	14,509
構成比	62.0%	21.1%	8.0%	3.8%	1.9%	3.2%	100.0%

※上記数値は平成27年6月1日現在で、26年度以前の滞納について抽出した数値である。

4-4 分割納付者数の推移【各年度決算】

(単位:人)

	23年度	24年度	25年度	26年度
分割納付者数	2,427	4,466	5,950	6,004

4-5 督促状、催告書(発付・収納件数)の推移

【督促状(各年度合計)】

(単位:件)

	24年度	25年度	26年度
発付数	67,578	66,174	66,345
収納件数	27,084	30,709	34,192
収納率 (件数ベース)	40.1%	46.4%	51.5%

【催告書(各発付期ごとの集計)】

(単位:件)

	H25/12	H26/7	H26/12	H27/7
発付人数	15,668	11,260	12,155	9,185
納付人数	3,291	2,653	2,207	1,385
収納率 (件数ベース)	21.0%	23.6%	18.2%	15.1%

4-6 差押件数の推移【各年度決算】

(単位:件)

	差押件数
16年度	1,248
17年度	1,158
18年度	1,128
19年度	840
20年度	1,444
21年度	1,700
22年度	2,066
23年度	1,663
24年度	1,839
25年度	2,112
26年度	2,294

4-7 口座振替加入者数・加入率の推移【各年度決算】

【口座振替加入者数】

(単位:人)

	加入者数
17年度	19,552
18年度	20,701
19年度	21,846
20年度	22,633
21年度	22,998
22年度	20,699
23年度	20,050
24年度	16,904
25年度	16,309
26年度	16,623

【口座振替加入率】

(単位:%)

	加入率
17年度	28.6
18年度	27.6
19年度	28.3
20年度	29.9
21年度	29.8
22年度	30.2
23年度	29.6
24年度	24.1
25年度	22.6
26年度	22.9

4-8 税証明書発行数の推移

【税証明書発行数および自動交付機の発行数、割合】【各年度決算】

	発行数(枚)	うち自動交付機	割合
20年度	36,465	3,501	9.6%
21年度	39,859	4,125	10.3%
22年度	41,909	4,645	11.1%
23年度	41,825	4,951	11.8%
24年度	46,330	5,508	11.9%
25年度	50,357	6,800	13.5%
26年度	59,750	9,698	16.2%

【26年度月別 税証明書発行人数】(税務課窓口のみ)

月	人数(人)
26年4月	2,213
5月	1,589
6月	4,973
7月	3,843
8月	2,803
9月	3,613
10月	3,537
11月	2,301
12月	1,997
27年1月	2,052
2月	1,923
3月	2,334

【26年度曜日別 税証明書平均発行人数】(税務課窓口のみ)

曜日	人数(人)
月曜	154
火曜	141
水曜	136
木曜	121
金曜	125
日曜	27

5-1 軽自動車税(登録台数・決算額)の推移【各年度決算】

【登録台数】

(単位:台)

	原動機付自転車	軽自動車	二輪の小型自動車	小型特殊自動車	計
16年度	13,104	9,683	3,448	411	26,646
17年度	12,595	9,817	2,939	401	25,752
18年度	12,207	9,880	2,919	397	25,403
19年度	16,184	10,038	2,872	391	29,485
20年度	10,945	10,011	2,539	368	23,863
21年度	10,903	9,942	2,626	366	23,837
22年度	10,024	9,733	2,574	356	22,687
23年度	9,511	9,586	2,410	346	21,853
24年度	9,172	9,440	2,333	334	21,279
25年度	8,755	9,408	2,288	323	20,774
26年度	8,278	9,409	2,277	309	20,273

【軽自動車税課税額】

(単位:千円)

	軽自動車税額計
17年度	66,282
18年度	66,626
19年度	71,483
20年度	66,340
21年度	66,080
22年度	64,754
23年度	63,870
24年度	63,322
25年度	63,390
26年度	63,430

5-2 普通自動車と軽自動車保有台数の比較【各年度決算】

(単位:台)

	普通自動車(※)	軽自動車
平成17年度	47,137	25,752
平成18年度	46,853	25,403
平成19年度	46,056	29,485
平成20年度	44,767	23,863
平成21年度	44,036	23,837
平成22年度	43,436	22,687
平成23年度	42,985	21,853
平成24年度	42,883	21,279
平成25年度	42,214	20,774
平成26年度	-	20,273

※普通自動車の保有台数は東京都統計年鑑によるものである。

普通自動車の平成26年度実績は本資料作成時点で公表されていない。

5-3 23区別人口に対する軽自動車保有台数【26年度当初】

	台数			人口 (H26.7.1)	人口に対する保有率		
	原付 二輪 小型特殊	三輪 四輪	合計		原付 二輪 小型特殊	三輪 四輪	合計
千代田	4,474	2,926	7,400	58,150	7.7%	5.0%	12.7%
中央	10,797	4,102	14,899	140,718	7.7%	2.9%	10.6%
港	13,959	5,021	18,980	243,094	5.7%	2.1%	7.8%
新宿	20,286	8,079	28,365	330,700	6.1%	2.4%	8.6%
文京	11,515	4,194	15,709	209,524	5.5%	2.0%	7.5%
台東	11,522	6,120	17,642	191,152	6.0%	3.2%	9.2%
墨田	17,533	8,544	26,077	260,524	6.7%	3.3%	10.0%
江東	30,135	13,104	43,239	500,030	6.0%	2.6%	8.6%
品川	25,637	8,798	34,435	375,573	6.8%	2.3%	9.2%
目黒	16,637	5,429	22,066	271,110	6.1%	2.0%	8.1%
大田	54,084	21,274	75,358	711,626	7.6%	3.0%	10.6%
世田谷	57,226	22,859	80,085	880,318	6.5%	2.6%	9.1%
渋谷	14,777	4,932	19,709	219,020	6.7%	2.3%	9.0%
中野	19,738	7,763	27,501	320,557	6.2%	2.4%	8.6%
杉並	29,530	13,964	43,494	551,803	5.4%	2.5%	7.9%
豊島	13,718	6,710	20,428	279,634	4.9%	2.4%	7.3%
北	20,487	9,259	29,746	340,162	6.0%	2.7%	8.7%
荒川	11,648	6,210	17,858	210,245	5.5%	3.0%	8.5%
板橋	40,528	18,790	59,318	548,687	7.4%	3.4%	10.8%
練馬	49,082	29,876	78,958	717,799	6.8%	4.2%	11.0%
足立	56,949	42,847	99,796	677,531	8.4%	6.3%	14.7%
葛飾	30,828	21,569	52,397	451,902	6.8%	4.8%	11.6%
江戸川	50,586	30,580	81,166	684,723	7.4%	4.5%	11.9%
23区計	611,676	302,950	914,626	9,174,582	6.7%	3.3%	10.0%

※台数は平成26年度課税状況調によるものである。

6-1 たばこ税(売渡本数・決算額)の推移【各年度決算】

	収入額(百万円)	売渡本数(百万本)
17年度	3,402	1,146
18年度	3,322	1,051
19年度	3,313	1,008
20年度	3,164	963
21年度	3,024	920
22年度	3,087	845
23年度	3,449	756
24年度	3,386	744
25年度	3,729	727
26年度	3,603	697

6-2 たばこ税収入の23区比較【26年度決算】

(単位:千円)

区名	たばこ税収入 (平成26年度決算)
文京	1,251,328
荒川	1,526,418
中野	2,160,364
北	2,337,242
墨田	2,388,513
杉並	3,086,702
目黒	3,097,778
中央	3,186,930
葛飾	3,469,494
台東	3,472,030
品川	3,560,136
豊島	3,603,399
23区平均	3,705,564
板橋	3,823,906
練馬	3,844,573
千代田	3,932,032
渋谷	3,992,223
江東	4,209,424
世田谷	4,766,165
江戸川	5,030,650
新宿	5,255,734
足立	5,341,708
大田	5,516,859
港	6,374,356

6-3 23区税収に占めるたばこ税の割合【26年度決算】

(単位;千円)

区名	たばこ税収 ①	全税収 ②	たばこ税の割合 ①/②
千代田	3,932,032	16,662,524	23.6%
台 東	3,472,030	19,663,108	17.7%
中 央	3,186,930	23,774,768	13.4%
新 宿	5,255,734	42,415,037	12.4%
豊 島	3,603,399	30,229,178	11.9%
足 立	5,341,708	45,299,469	11.8%
墨 田	2,388,513	21,899,299	10.9%
葛 飾	3,469,494	31,871,431	10.9%
江戸川	5,030,650	50,404,673	10.0%
荒 川	1,526,418	15,820,130	9.6%
江 東	4,209,424	46,718,097	9.0%
板 橋	3,823,906	43,273,546	8.8%
北	2,337,242	26,492,081	8.8%
渋 谷	3,992,223	45,611,394	8.8%
港	6,374,356	73,043,984	8.7%
23区平均	3,705,564	43,074,191	8.6%
品 川	3,560,136	43,820,952	8.1%
大 田	5,516,859	70,592,144	7.8%
目 黒	3,097,778	43,599,508	7.1%
中 野	2,160,364	32,274,585	6.7%
練 馬	3,844,573	62,985,596	6.1%
杉 並	3,086,702	60,804,002	5.1%
世田谷	4,766,165	113,279,836	4.2%
文 京	1,251,328	30,171,047	4.1%

7-1 狭小住戸集合住宅税の収等の推移【各年度決算】

	収入額（千円） （現年課税分）	総戸数 ①	件数 ②	1件あたり戸数 ①／②
17年度	458,000	916戸	29件	32戸
18年度	337,500	675戸	23件	29戸
19年度	279,500	559戸	20件	28戸
20年度	353,500	707戸	20件	35戸
21年度	223,000	446戸	13件	34戸
22年度	402,500	805戸	21件	38戸
23年度	383,000	766戸	19件	40戸
24年度	365,000	730戸	15件	49戸
25年度	569,000	1138戸	23件	49戸
26年度	385,500	771戸	14件	55戸

■図で見る豊島区の税 作成メンバー

所 属	氏 名
税務課 庶務グループ	栗原 尚也
	宮崎 正
税務課 課税調整グループ	小宮山 健
	石井 聡美
税務課 整理グループ	竹若 悠
	栗原 耕一

税 務 概 要

(データ版)

平 成 27 年 度

目 次

I	豊島区の概要	
1	位 置	72
2	人口、世帯数	73
3	年齢別人口構成調 (図)	73
II	財 政	
1	一般会計決算額 (歳入)	74
2	一般会計決算額 (歳出)	74
3	一般会計歳入額の推移 (決算額) (図)	76
4	決算収入額に占める特別区税収入額の割合 (図)	77
III	特別区税の予算・決算 (法定外税除く)	
1	当初予算額	78
2	決算額	78
3	特別区税決算額と対前年度伸び率の推移 (図)	81
4	特別区税税目別構成比 (図)	81
5	特別区税当初予算対決算	82
IV	賦 課	
1	特別区民税	
(1)	現年度納税義務者数	83
(2)	所得区分別納税義務者数	83
(3)	給与所得者の特別徴収比率に関する調	83
(4)	特別区民税決算調定額	84
(5)	賦課徴収別調定額の推移 (図)	85
(6)	人口・納税義務者・調定額の対前年度伸び率の推移 (図)	85
(7)	所得区分別所得金額	86
(8)	特別区民税 課税標準段階別 納税義務者数	86
(9)	特別区民税 課税標準段階別 所得割額	86
(10)	法第 295 条等による非課税者数	86
(11)	標準世帯における課税最低限度額及び生活保護基準額	86
(12)	退職分離分調定額・調定件数	88
(13)	分離譲渡所得に係る調定額	88
(14)	減免税額及び該当人数	88
(15)	納税義務者・人口 1 人当りの特別区民税負担額	88

2	軽自動車税	
(1)	車種別台数	90
(2)	車種別調定額	90
(図)	車種別台数および調定額の推移	91
3	特別区たばこ税	
(1)	現年課税分 調定額・収入額等	92
(2)	滞納繰越分 調定額・収入額等	92
(3)	売渡し本数	92
(図)	特別区たばこ税額、売渡し本数の推移（現年度）	92
V	徴 収 等	
1	徴 収	
(1)	特別区税の納付状況	93
(2)	前納報奨金交付状況	93
(3)	差押処分状況	93
(4)	督促状、催告書の発付状況	94
(5)	滞納繰越状況	94
(6)	処分停止状況	94
(7)	不納欠損処分状況	95
2	口座振替	
(1)	口座振替加入状況	95
(2)	口座振替収入金額状況	95
3	証明	
(1)	税証明発行状況	95
VI	法定外税	
1	経緯	96
2	狭小住戸集合住宅税	96
VII	機 構	
1	区の機構	98
2	税務課分掌事務	99
VIII	そ の 他	
1	税率の変遷	100
◎	所得税及び住民税における所得控除等一覧	121
2	23区の状況	
(1)	特別区税徴収実績調	122
(2)	人口、納税義務者及び1人当り税額負担調	130

I 豊島区の概要

1. 位置

- ・位置：都心の北西に位置し、東は文京区、南は文京・新宿区、西は新宿・練馬区、北は板橋・北区に隣接している。
- ・面積：13.01km²
- ・人口：275,507人
(平成27年1月1日現在 住民基本台帳による人口(24年7月9日より、外国人住民も住民基本台帳に登録されている。))
- ・世帯数：166,782世帯
(平成27年1月1日現在 住民基本台帳による世帯)
- ・環境：副都心地域とそれを取りまく高密度住宅地の商業都市

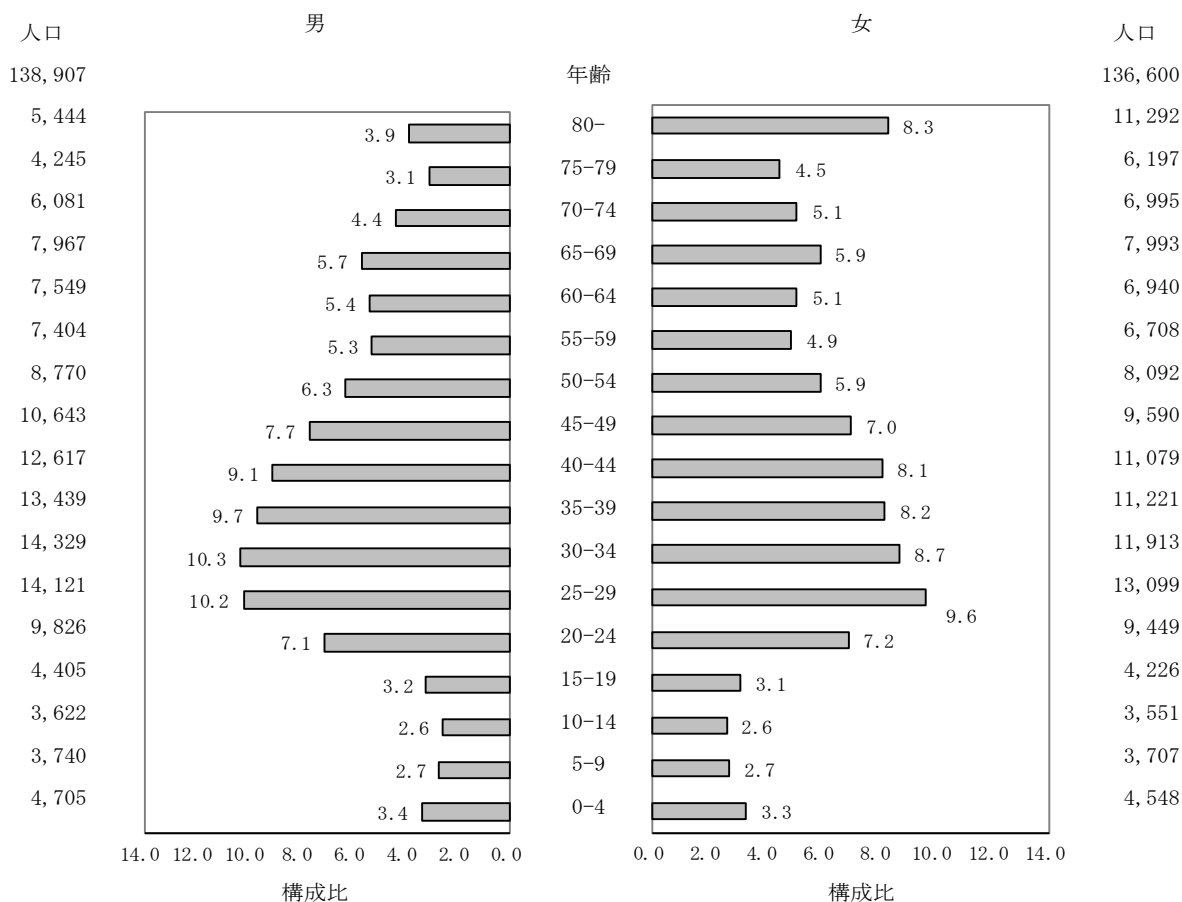


2. 人口、世帯数（各年1月1日現在）（単位：人、世帯：％）

区分 年		住民基本台帳									
		日本人				外国人		世帯数		合計	
		住基総数		生産年齢		人口	伸率	世帯数	伸率	人口	伸率
平成 22	244,637	1.5	172,762	1.1	18,575						
23	246,029	0.6	173,616	0.5	19,868	7.0	145,232	0.9	265,897	1.0	
24	248,299	0.9	175,094	0.9	19,324	△2.7	146,626	1.0	267,623	0.7	
25	249,894	0.6	174,992	△0.1	19,065	△1.3	161,197	9.9	268,959	0.5	
26	252,110	0.9	175,437	0.3	19,533	2.5	163,481	1.4	271,643	1.0	
27	253,891	0.7	175,394	△0.0	21,616	10.7	166,782	2.0	275,507	1.4	

※平成25年度の世帯数の増は、平成24年7月9日より外国人が住民基本台帳に登録されたことによる。

3. 年齢別人口構成調（平成27年1月1日現在・住民基本台帳より）



Ⅱ 財 政

1. 一般会計決算額（歳入）

	21 年度決算		22 年度決算		23 年度決算	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
歳入合計	100,250,477	100.00	99,467,272	100.00	102,102,261	100.00
特別区税	28,630,756	28.56	27,417,682	27.56	27,720,832	27.15
地方譲与税	469,452	0.47	455,492	0.46	482,369	0.47
利子割交付金	356,198	0.36	360,094	0.36	341,949	0.33
配当割交付金	107,966	0.11	136,198	0.14	152,652	0.15
株式等譲渡所得割交付金	46,034	0.05	42,203	0.04	34,148	0.03
地方消費税交付金	4,231,945	4.22	4,224,674	4.25	4,366,467	4.28
自動車取得税交付金	240,469	0.24	269,888	0.27	240,731	0.24
地方特例交付金	421,776	0.42	323,870	0.33	440,803	0.43
特別区交付金	27,608,864	27.54	28,177,879	28.33	27,595,868	27.03
交通安全対策特別交付金	34,197	0.03	32,352	0.03	32,317	0.03
分担金及び負担金	1,258,165	1.26	1,273,097	1.28	1,296,717	1.27
使用料及び手数料	2,843,668	2.84	3,032,395	3.05	2,981,021	2.92
国庫支出金	19,563,519	19.51	17,317,354	17.41	18,719,123	18.33
都支出金	5,027,726	5.02	6,032,469	6.06	5,758,140	5.64
財産収入	244,836	0.24	222,674	0.22	338,680	0.33
寄附金	63,712	0.06	7,457	0.01	13,745	0.01
繰入金	1,867,029	1.86	4,242,750	4.27	6,093,400	5.97
繰越金	3,195,655	3.19	2,420,951	2.43	1,829,211	1.79
諸収入	1,748,910	1.74	1,958,493	1.97	2,280,688	2.23
特別区債	2,289,600	2.28	1,519,300	1.53	1,383,400	1.35
運用金	-----	----	-----	----	-----	----

2. 一般会計決算額（歳出）

	21 年度決算		22 年度決算		23 年度決算	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
歳出合計	96,503,324	100.00	96,885,980	100.00	99,076,924	100.00
議会費	601,358	0.62	607,654	0.63	790,083	0.80
総務費	14,906,900	15.45	11,091,628	11.45	12,301,892	12.42
福祉費	31,919,068	33.08	36,185,134	37.35	38,163,947	38.52
衛生費	2,639,956	2.74	2,798,026	2.89	2,865,930	2.89
環境清掃費	4,585,005	4.75	4,422,908	4.57	4,383,887	4.42
都市整備費	7,054,207	7.31	6,315,849	6.52	5,650,052	5.70
土木費	8,482,001	8.79	9,228,169	9.52	4,328,339	4.37
文化商工費	3,034,558	3.14	2,237,574	2.31	2,489,216	2.51
教育費	7,043,817	7.30	6,762,145	6.98	6,649,703	6.71
公債費	6,442,292	6.68	5,881,399	6.07	8,070,469	8.15
諸支出金	9,794,162	10.15	11,355,494	11.72	13,383,406	13.51
予備費	0	0.00	0	0.00	0	0.00
歳入歳出差引額	3,747,153		2,581,292		3,025,337	

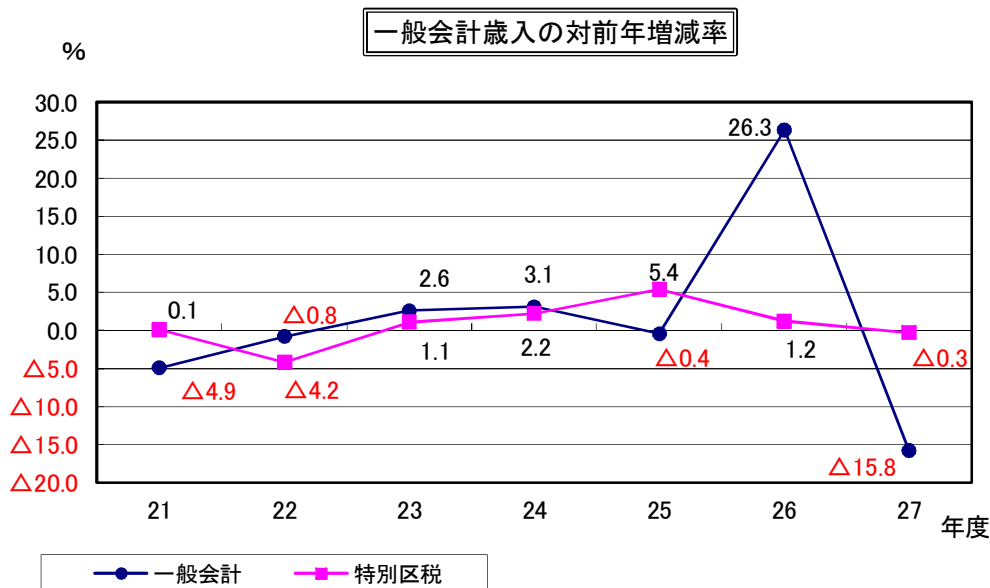
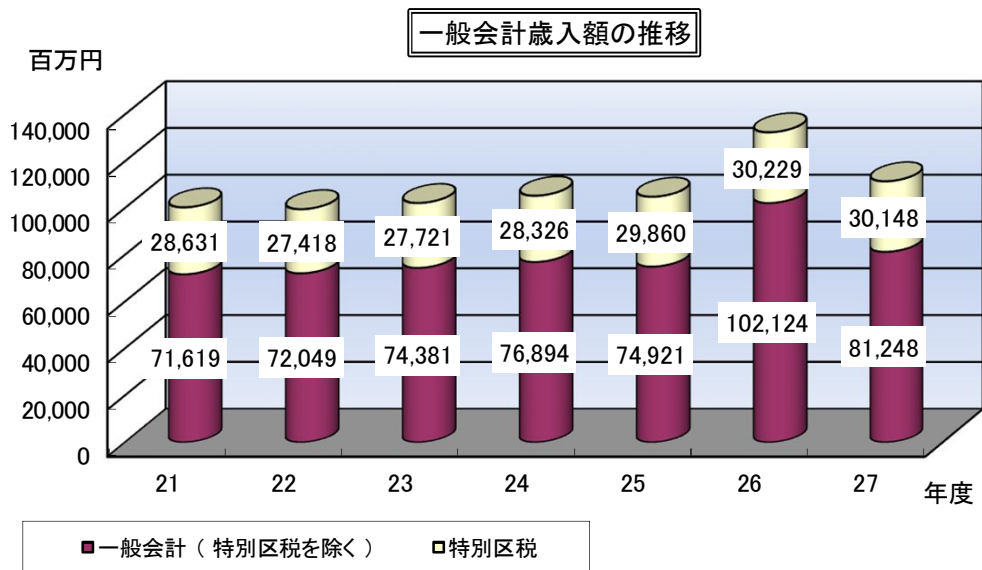
(単位：千円、%) *平成27年度は当初予算

24 年度決算		25 年度決算		26 年度決算		27 年度予算	
金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
105,219,686	100.00	104,780,593	100.00	132,353,332	100.00	111,395,999	100.00
28,326,163	26.92	29,860,468	28.50	30,229,178	22.84	30,147,875	27.06
457,483	0.43	437,413	0.42	416,331	0.31	398,000	0.36
333,808	0.32	431,156	0.41	441,994	0.33	427,000	0.38
169,238	0.16	294,517	0.28	560,557	0.42	355,000	0.32
43,682	0.04	384,809	0.37	473,125	0.36	72,000	0.06
4,487,976	4.27	4,449,726	4.25	5,253,493	3.97	7,012,000	6.29
272,710	0.26	269,657	0.26	138,362	0.10	122,000	0.11
114,478	0.11	113,416	0.11	98,418	0.07	87,000	0.08
28,892,065	27.46	29,236,878	27.90	30,309,038	22.90	29,600,000	26.57
32,188	0.03	29,692	0.03	25,113	0.02	22,000	0.02
1,337,449	1.27	1,426,760	1.36	1,451,849	1.10	937,415	0.84
2,959,468	2.81	3,024,024	2.89	2,956,311	2.23	3,558,830	3.19
18,542,328	17.62	19,685,514	18.79	19,607,187	14.81	18,171,990	16.31
6,500,284	6.18	6,635,618	6.33	6,683,812	5.05	7,027,289	6.31
447,739	0.43	65,290	0.06	258,086	0.19	153,502	0.14
12,689	0.01	9,330	0.01	59,368	0.04	12,851	0.01
5,442,345	5.17	4,763,094	4.55	28,062,810	21.20	4,612,647	4.14
2,124,651	2.02	1,213,135	1.16	49,462	0.04	1	0.00
1,947,542	1.85	2,140,096	2.04	2,215,836	1.67	3,012,599	2.70
2,775,400	2.64	310,000	0.30	3,063,000	2.31	5,666,000	5.09
-----	----	-----	----	-----	----	-----	----

(単位：千円、%) *平成27年度は当初予算

24 年度決算		25 年度決算		26 年度決算		27 年度予算	
金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
101,991,299	100.00	102,075,621	100.00	129,579,386	100.00	111,395,999	100.00
734,989	0.72	671,462	0.66	648,434	0.50	752,363	0.68
13,785,807	13.52	12,293,748	12.04	26,842,971	20.72	15,422,618	13.84
38,094,635	37.35	38,940,397	38.15	41,721,905	32.20	43,595,763	39.14
3,016,438	2.96	3,070,641	3.01	3,219,839	2.48	3,853,620	3.46
4,204,963	4.12	3,973,136	3.89	3,823,122	2.95	3,883,180	3.49
5,253,598	5.15	8,070,073	7.91	6,613,761	5.10	5,361,837	4.81
4,611,870	4.52	4,723,537	4.63	4,916,546	3.79	5,400,934	4.85
3,333,076	3.27	2,714,898	2.66	3,449,374	2.66	3,852,635	3.46
8,738,575	8.57	6,984,912	6.84	10,116,510	7.81	11,180,412	10.04
5,148,104	5.05	4,239,091	4.15	3,241,494	2.50	4,150,433	3.73
15,069,244	14.78	16,393,726	16.06	24,985,429	19.28	13,792,204	12.38
0	0.00	0	0.00	0	0.00	150,000	0.13
3,228,387		2,704,972		2,773,946		0	

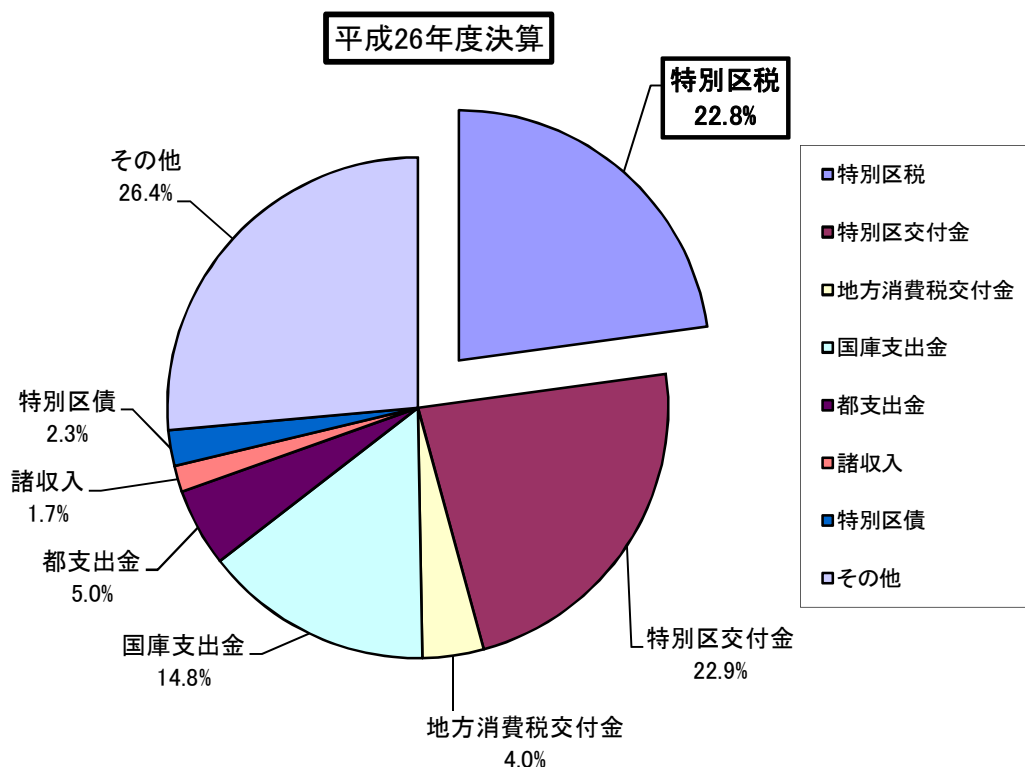
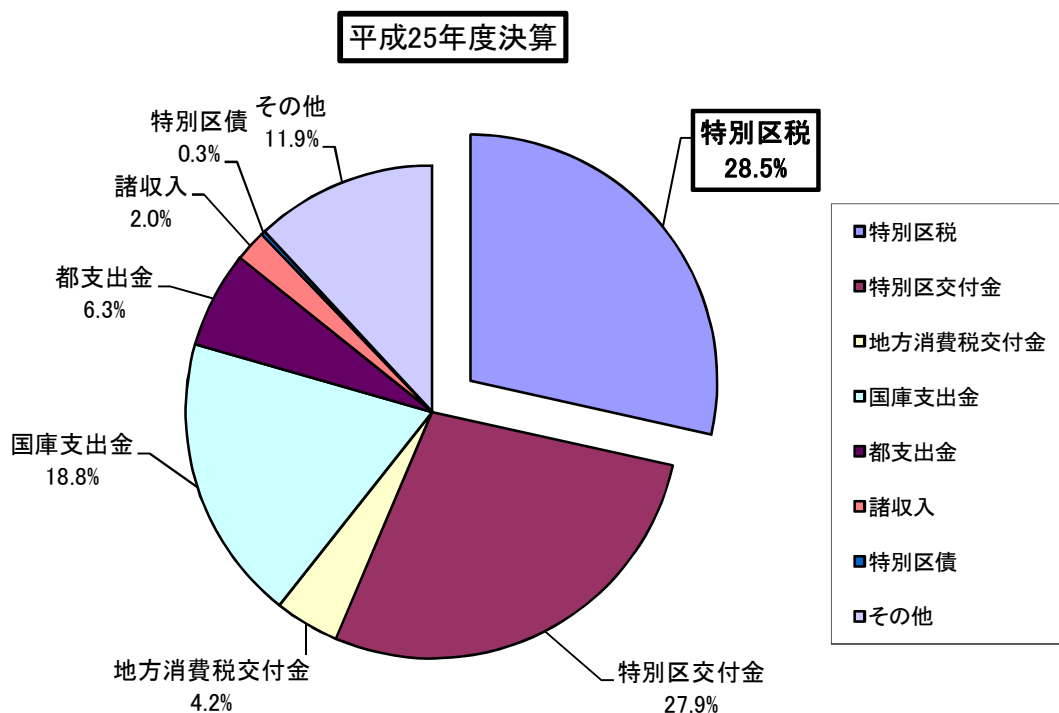
3. 一般会計歳入額の推移（決算額）



年 度	21	22	23	24	25	26	27
一般会計歳入決算額	100,250	99,467	102,102	105,220	104,781	132,353	111,396
対前年比		△4.9	△0.8	2.6	3.1	△0.4	26.3
特別区税除く	71,619	72,049	74,381	76,894	74,921	102,124	81,248
対前年比		△6.6	0.6	3.2	3.4	△2.6	36.3
特別区税歳入額	28,631	27,418	27,721	28,326	29,860	30,229	30,148
対前年比		0.1	△4.2	1.1	2.2	5.4	1.2
							△0.3

※最新年度は、当初予算額である。

4. 決算収入額に占める特別区税収入額の割合（決算額）



Ⅲ 特別区税の予算・決算（法定外税除く）

1. 当初予算額

（単位：千円、％）

		平成22年度				平成23年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	24,525,887	23,483,252	95.75%	△ 3.38	24,108,142	23,333,480	96.79%	△ 0.64	
	内 訳	普通徴収	8,973,140	7,986,992	89.01%	△ 11.51	8,546,123	7,819,703	91.50%	△ 2.09
		特別徴収	15,552,747	15,496,260	99.64%	1.42	15,562,019	15,513,777	99.69%	0.11
	過年度	200,241	144,494	72.16%	84.70	143,662	106,568	74.18%	△ 26.25	
	現年課税分	24,726,128	23,627,746	95.56%	△ 3.10	24,251,804	23,440,048	96.65%	△ 0.79	
	滞納繰越分	2,397,704	651,696	27.18%	11.32	2,230,997	606,385	27.18%	△ 6.95	
	計	27,123,832	24,279,442	89.51%	△ 2.76	26,482,801	24,046,433	90.80%	△ 0.96	
軽 自 動 車 税	現年課税分	66,093	61,962	93.75%	0.82	64,028	60,353	94.26%	△ 2.60	
	滞納繰越分	14,133	1,970	13.94%	△ 8.37	12,671	2,304	18.18%	16.95	
	計	80,226	63,932	79.69%	0.51	76,699	62,657	81.69%	△ 1.99	
た ば こ 税	現年課税分	2,945,908	2,945,908	100.00%	△ 1.87	3,243,011	3,243,011	100.00%	10.09	
	滞納繰越分	1	1	100.00%	0.00	1	1	100.00%	0.00	
	計	2,945,909	2,945,909	100.00%	△ 1.87	3,243,012	3,243,012	100.00%	10.09	
現年課税分計		27,738,129	26,635,616	96.03%	△ 2.96	27,558,843	26,743,412	97.04%	0.40	
滞納繰越分計		2,411,838	653,667	27.10%	11.24	2,243,669	608,690	27.13%	△ 6.88	
合計		30,149,967	27,289,283	90.51%	△ 2.66	29,802,512	27,352,102	91.78%	0.23	

2. 決算額

（単位：千円、％）

		平成22年度				平成23年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	23,932,250	23,071,179	96.40%	△ 6.29	23,798,787	23,113,257	97.12%	0.18	
	内 訳	普通徴収	8,462,514	7,714,428	91.16%	△ 13.33	8,356,306	7,686,966	91.99%	△ 0.36
		特別徴収	15,469,736	15,356,751	99.27%	△ 2.30	15,442,481	15,426,291	99.90%	0.45
	過年度	200,303	128,681	64.24%	4.19	161,712	91,779	56.75%	△ 28.68	
	現年課税分	24,132,553	23,199,860	96.14%	△ 6.24	23,960,499	23,205,036	96.85%	0.02	
	滞納繰越分	2,170,896	618,416	28.49%	7.28	2,338,956	620,785	26.54%	0.38	
	計	26,303,449	23,818,276	90.55%	△ 5.93	26,299,455	23,825,821	90.59%	0.03	
軽 自 動 車 税	現年課税分	64,754	61,289	94.65%	△ 1.61	63,871	60,539	94.78%	△ 1.22	
	滞納繰越分	13,381	1,983	14.82%	△ 24.80	12,440	1,829	14.70%	△ 7.77	
	計	78,135	63,272	80.98%	△ 2.55	76,311	62,368	81.73%	△ 1.43	
た ば こ 税	現年課税分	3,132,834	3,132,834	100.00%	3.61	3,449,293	3,449,293	100.00%	10.10	
	滞納繰越分	0	0	--	--	0	0	--	--	
	計	3,132,834	3,132,834	100.00%	3.61	3,449,293	3,449,293	100.00%	10.10	
現年課税分計		27,330,141	26,393,983	96.57%	△ 5.16	27,473,663	26,714,868	97.24%	1.22	
滞納繰越分計		2,184,277	620,399	28.40%	7.14	2,351,396	622,614	26.48%	0.36	
合計		29,514,418	27,014,382	91.53%	△ 4.90	29,825,059	27,337,482	91.66%	1.20	

当初予算額

(単位：千円、%)

		平成24年度				平成25年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	24,223,990	23,419,937	96.68%	0.37	24,376,566	23,676,382	97.13%	1.09	
	内 訳	普通徴収	8,449,318	7,702,398	91.16%	△ 1.50	8,337,053	7,695,101	92.30%	△ 0.09
		特別徴収	15,774,672	15,717,539	99.64%	1.31	16,039,513	15,981,281	99.64%	1.68
	過年度	174,223	129,238	74.18%	21.27	163,203	110,978	68.00%	△ 14.13	
	現年課税分	24,398,213	23,549,175	96.52%	0.47	24,539,769	23,787,360	96.93%	1.01	
	滞納繰越分	2,351,690	646,714	27.50%	6.65	2,378,450	631,240	26.54%	△ 2.39	
	計	26,749,903	24,195,889	90.45%	0.62	26,918,219	24,418,600	90.71%	0.92	
軽 自 動 車 税	現年課税分	63,132	59,754	94.65%	△ 0.99	62,642	59,291	94.65%	△ 0.77	
	滞納繰越分	11,510	1,706	14.82%	△ 25.95	12,700	1,867	14.70%	9.44	
	計	74,642	61,460	82.34%	△ 1.91	75,342	61,158	81.17%	△ 0.49	
た ば こ 税	現年課税分	3,162,000	3,162,000	100.00%	△ 2.50	3,676,617	3,676,617	100.00%	16.28	
	滞納繰越分	1	1	100.00%	0.00	1	1	100.00%	0.00	
	計	3,162,001	3,162,001	100.00%	△ 2.50	3,676,618	3,676,618	100.00%	16.28	
現年課税分計		27,623,345	26,770,929	96.91%	0.10	28,279,028	27,523,268	97.33%	2.81	
滞納繰越分計		2,363,201	648,421	27.44%	6.53	2,391,151	633,108	26.48%	△ 2.36	
合計		29,986,546	27,419,350	91.44%	0.25	30,670,179	28,156,376	91.80%	2.69	

決算額

(単位：千円、%)

		平成24年度				平成25年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	24,459,068	23,820,004	97.39%	3.06	25,218,079	24,637,187	97.70%	3.43	
	内 訳	普通徴収	8,459,718	7,834,544	92.61%	1.92	8,654,052	8,083,749	93.41%	3.18
		特別徴収	15,999,350	15,985,460	99.91%	3.62	16,564,027	16,553,438	99.94%	3.55
	過年度	125,375	91,868	73.27%	0.10	163,008	132,120	81.05%	43.82	
	現年課税分	24,584,443	23,911,872	97.26%	3.05	25,381,087	24,769,307	97.59%	3.59	
	滞納繰越分	2,325,422	596,043	25.63%	△ 3.99	2,111,594	717,086	33.96%	20.31	
	計	26,909,865	24,507,915	91.07%	2.86	27,492,681	25,486,393	92.70%	3.99	
軽 自 動 車 税	現年課税分	63,315	60,508	95.57%	△ 0.05	63,390	61,063	96.33%	0.92	
	滞納繰越分	12,646	2,479	19.60%	35.54	9,346	2,314	24.76%	△ 6.66	
	計	75,961	62,987	82.92%	0.99	72,736	63,377	87.13%	0.62	
た ば こ 税	現年課税分	3,386,411	3,386,411	100.00%	△ 1.82	3,728,698	3,728,698	100.00%	10.11	
	滞納繰越分	0	0	--	--	0	0	--	--	
	計	3,386,411	3,386,411	100.00%	△ 1.82	3,728,698	3,728,698	100.00%	10.11	
現年課税分計		28,034,169	27,358,791	97.59%	2.41	29,173,175	28,559,068	97.89%	4.39	
滞納繰越分計		2,338,068	598,522	25.60%	△ 3.87	2,120,940	719,400	33.92%	20.20	
合計		30,372,237	27,957,313	92.05%	2.27	31,294,115	29,278,468	93.56%	4.73	

当初予算額

(単位：千円、%)

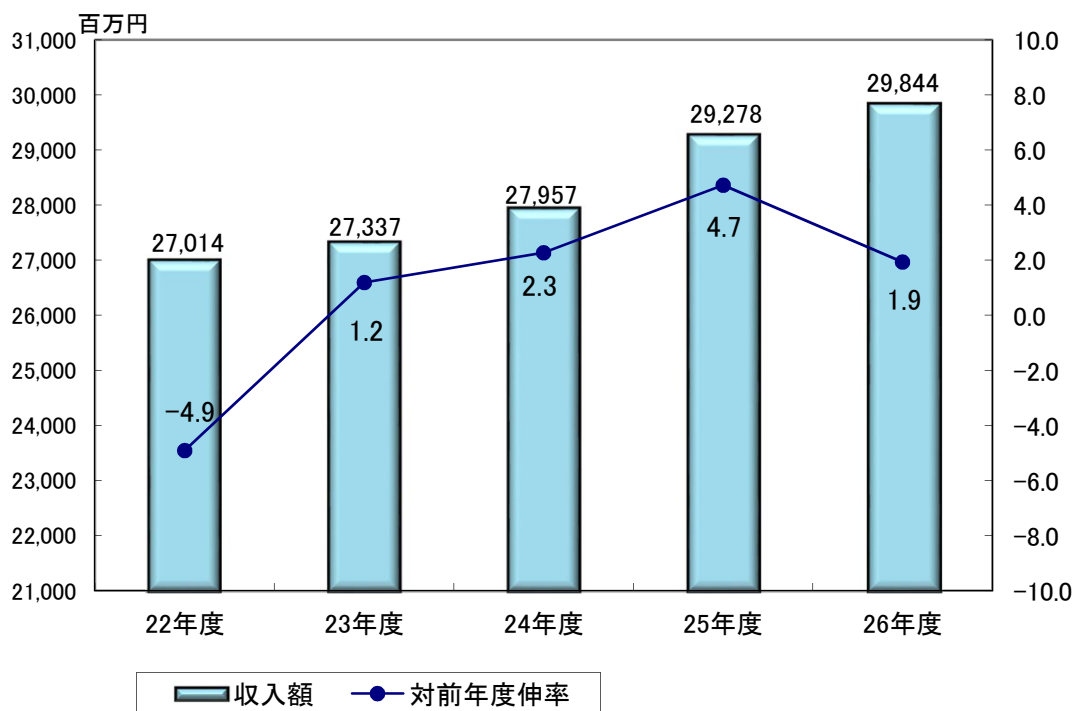
		平成26年度				平成27年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	25,740,527	25,122,104	97.60%	6.11	26,263,348	25,665,889	97.73%	2.16	
	内 訳	普通徴収	8,844,218	8,272,741	93.54%	7.51	8,780,446	8,231,619	93.75%	△ 0.50
		特別徴収	16,896,309	16,849,363	99.72%	5.43	17,482,902	17,434,269	99.72%	3.47
	過年度	161,712	109,965	68.00%	△ 0.91	160,858	109,384	68.00%	△ 0.53	
	現年課税分	25,902,239	25,232,069	97.41%	6.07	26,424,206	25,775,273	97.54%	2.15	
	滞納繰越分	1,983,097	594,929	30.00%	△ 5.75	1,637,766	577,476	35.26%	△ 2.93	
	計	27,885,336	25,826,998	92.62%	5.77	28,061,972	26,352,749	93.91%	2.04	
軽 自 動 車 税	現年課税分	62,368	59,605	95.57%	0.53	63,320	60,996	96.33%	2.33	
	滞納繰越分	10,121	1,984	19.60%	6.27	7,313	1,811	24.76%	△ 8.72	
	計	72,489	61,589	84.96%	0.70	70,633	62,807	88.92%	1.98	
た ば こ 税	現年課税分	3,573,972	3,573,972	100.00%	△ 2.79	3,432,317	3,432,317	100.00%	△ 3.96	
	滞納繰越分	1	1	100.00%	0.00	1	1	100.00%	0.00	
	計	3,573,973	3,573,973	100.00%	△ 2.79	3,432,318	3,432,318	100.00%	△ 3.96	
現年課税分計		29,538,579	28,865,646	97.72%	4.88	29,919,843	29,268,586	97.82%	1.40	
滞納繰越分計		1,993,219	596,914	29.95%	△ 5.72	1,645,080	579,288	35.21%	△ 2.95	
合計		31,531,798	29,462,560	93.44%	4.64	31,564,923	29,847,874	94.56%	1.31	

決算額

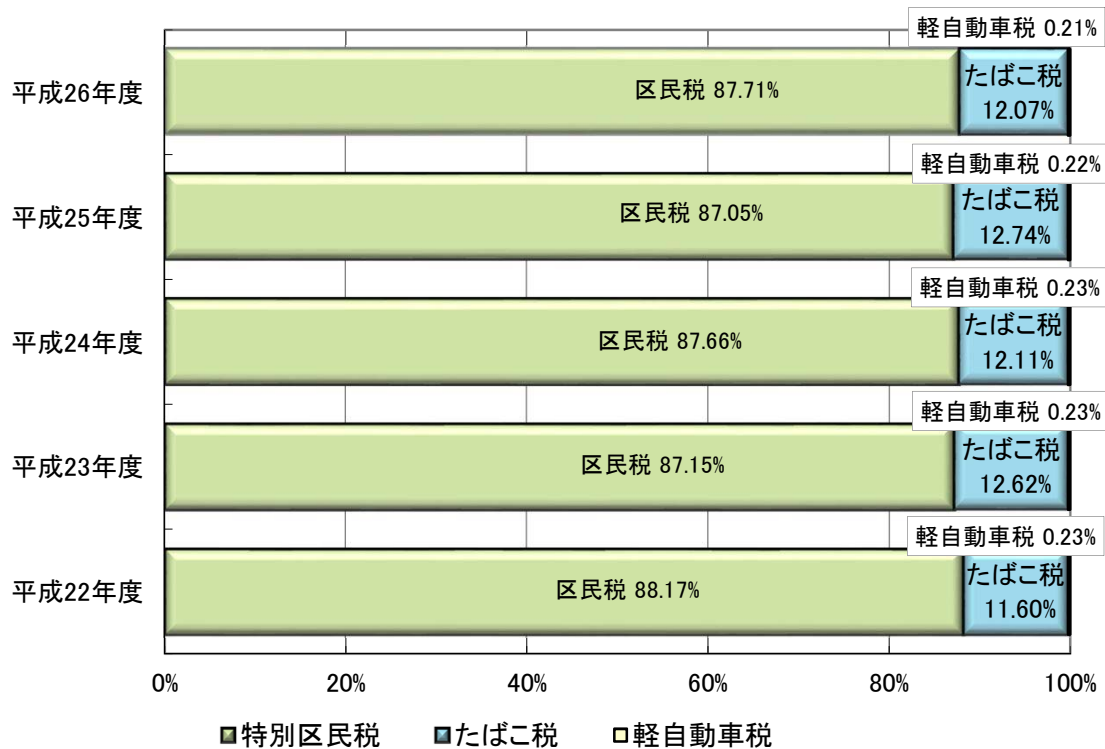
(単位：千円、%)

		平成26年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	25,922,190	25,432,452	98.11%	3.23	
	内 訳	普通徴収	8,758,342	8,282,763	94.57%	2.46
		特別徴収	17,163,848	17,149,689	99.92%	3.60
	過年度	140,715	110,454	78.49%	△ 16.40	
	現年課税分	26,062,905	25,542,906	98.00%	3.12	
	滞納繰越分	1,734,621	634,078	36.55%	△ 11.58	
計	27,797,526	26,176,984	94.17%	2.71		
軽 自 動 車 税	現年課税分	63,430	61,586	97.09%	0.86	
	滞納繰越分	7,937	1,709	21.53%	△ 26.15	
	計	71,367	63,295	88.69%	△ 0.13	
た ば こ 税	現年課税分	3,603,399	3,603,399	100.00%	△ 3.36	
	滞納繰越分	0	0	--	--	
	計	3,603,399	3,603,399	100.00%	△ 3.36	
現年課税分計		29,729,734	29,207,891	98.24%	2.27	
滞納繰越分計		1,742,558	635,787	36.49%	△ 11.62	
合計		31,472,292	29,843,678	94.83%	1.93	

3. 特別区税決算額と対前年度伸び率の推移 (法定外税除く)



4. 特別区税税目別構成比 (決算収入額)



5. 特別区税当初予算対決算 (法定外税除く)

(1) 調定額

(単位：千円、%)

	特別区税			特別区民税		
	当初予算	決算	誤差率	当初予算	決算	誤差率
平成22年度	30,149,967	29,514,418	△2.11	27,123,832	26,303,449	△3.02
平成23年度	29,802,512	29,825,059	0.08	26,482,801	26,299,455	△0.69
平成24年度	29,986,546	30,372,237	1.29	26,749,903	26,909,865	0.60
平成25年度	30,670,179	31,294,115	2.03	26,918,219	27,492,681	2.13
平成26年度	31,531,798	31,472,292	△0.19	27,885,336	27,797,526	△0.31

(単位：千円、%)

	軽自動車税			特別区たばこ税		
	当初予算	決算	誤差率	当初予算	決算	誤差率
平成22年度	80,226	78,135	△2.61	2,945,909	3,132,834	6.35
平成23年度	76,699	76,311	△0.51	3,243,012	3,449,293	6.36
平成24年度	74,642	75,961	1.77	3,162,001	3,386,411	7.10
平成25年度	75,342	72,736	△3.46	3,676,618	3,728,698	1.42
平成26年度	72,489	71,367	△1.55	3,573,973	3,603,399	0.82

(2) 収入額

(単位：千円、%)

	特別区税			特別区民税		
	当初予算	決算	誤差率	当初予算	決算	誤差率
平成22年度	27,289,283	27,014,382	△1.01	24,279,442	23,818,276	△1.90
平成23年度	27,352,102	27,337,482	△0.05	24,046,433	23,825,821	△0.92
平成24年度	27,419,350	27,957,313	1.96	24,195,889	24,507,915	1.29
平成25年度	28,156,376	29,278,468	3.99	24,418,600	25,486,393	4.37
平成26年度	29,462,560	29,843,678	1.29	25,826,998	26,176,984	1.36

(単位：千円、%)

	軽自動車税			特別区たばこ税		
	当初予算	決算	誤差率	当初予算	決算	誤差率
平成22年度	63,932	63,272	△1.03	2,945,909	3,132,834	6.35
平成23年度	62,657	62,368	△0.46	3,243,012	3,449,293	6.36
平成24年度	61,460	62,987	2.48	3,162,001	3,386,411	7.10
平成25年度	61,158	63,377	3.63	3,676,618	3,728,698	1.42
平成26年度	61,589	63,295	2.77	3,573,973	3,603,399	0.82

IV 賦 課

1. 特別区民税

(1) 現年度納税義務者数(決算)

	実際納税義務者数 (A + B - C)		普通徴収 (A)		特別徴収 (B)		重複 (C)	
		前年比		前年比		前年比		前年比
平成22年度	142,254	△0.79	68,527	0.34	80,488	△2.09	6,761	△4.91
平成23年度	142,496	0.17	67,849	△0.99	81,603	1.39	6,956	2.88
平成24年度	144,019	1.07	70,123	3.35	79,858	△2.14	5,962	△14.29
平成25年度	146,570	1.77	72,169	2.92	80,400	0.68	5,999	0.62
平成26年度	150,184	2.47	72,673	0.70	83,810	4.24	6,299	5.00

	実際納税義務者数		均等割のみ		所得割のみ		均等割と所得割	
		前年比		前年比		前年比	相方	前年比
平成22年度	142,254	△0.79	6,302	0.90	0	-----	135,952	△0.87
平成23年度	142,496	0.17	6,421	1.89	0	-----	136,075	0.09
平成24年度	144,019	1.07	6,333	△1.37	0	-----	137,686	1.18
平成25年度	146,570	1.77	6,421	1.39	0	-----	140,149	1.79
平成26年度	150,184	2.47	6,906	7.55	0	-----	143,278	2.23

(2) 所得区分別納税義務者数(各年7月1日現在、市町村課税状況調 第2表による)

	実際納税義務者数		均等割のみ		所得割のみ		均等割、所得割	
		前年比		前年比		前年比	相方	前年比
平成23年度	138,911	△0.36	5,562	△2.20	0	-----	133,349	△0.28
平成24年度	140,783	1.35	5,576	0.25	0	-----	135,207	1.39
平成25年度	144,089	2.35	5,803	4.07	0	-----	138,286	2.28
平成26年度	147,753	2.54	6,315	8.82	0	-----	141,438	2.28
平成27年度	150,818	2.07	6,196	△1.88	0	-----	144,622	2.25
給与所得者	122,008	-----	2,318	-----	0	-----	119,690	-----
営業等所得者	6,860	-----	668	-----	0	-----	6,192	-----
農業所得者	0	-----	0	-----	0	-----	0	-----
その他所得者	20,945	-----	2,205	-----	0	-----	18,740	-----
家屋敷等のみ	1,005	-----	1,005	-----		-----		-----

(3) 給与所得者の特別徴収比率に関する調(各年7月1日現在、市町村課税状況調 調書3より)

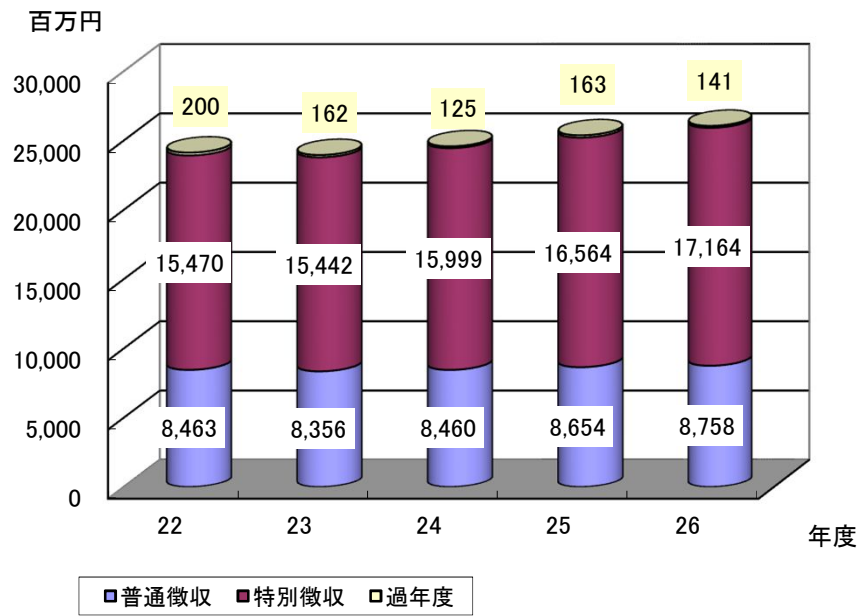
	給与特徴比率 (A/B)		給与特徴に係る 納税義務者数 (A)		給与所得者 (B)	
		前年比		前年比		前年比
平成23年度	64.92%	2.20	74,408	1.93	114,617	△0.26
平成24年度	65.31%	0.60	75,932	2.05	116,271	1.44
平成25年度	65.76%	0.70	78,397	3.25	119,208	2.53
平成26年度	66.90%	1.72	81,893	4.46	122,418	2.69
平成27年度	69.75%	4.26	87,668	7.05	125,697	2.68

(4) 特別区民税決算調定額 (現年課税分)

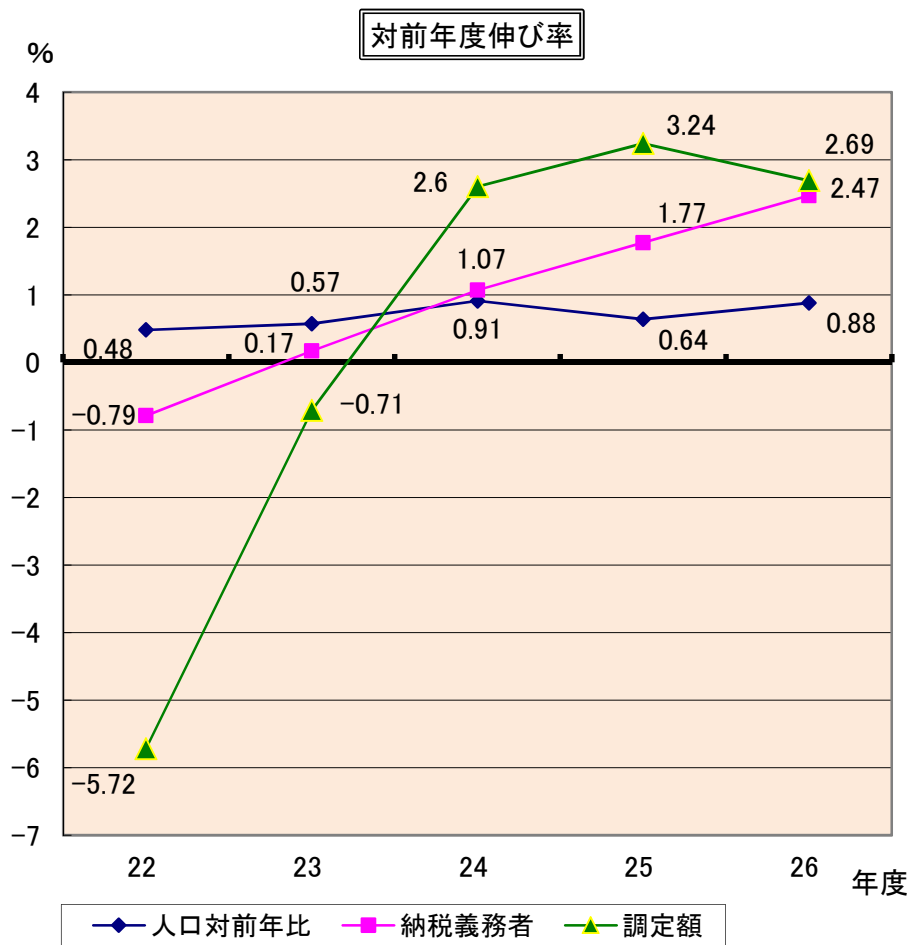
(単位: 千円、%)

	総計			均等割			所得割		
		構成比	前年度比		構成比	前年度比		構成比	前年度比
平成22年度	24,132,553	100.00	△5.72	425,989	100.00	△0.81	23,706,564	100.00	△5.81
普通徴収	8,462,514	35.07	△15.88	174,709	41.01	△19.09	8,287,805	34.96	△15.81
特別徴収	15,469,736	64.10	0.67	249,333	58.53	17.99	15,220,403	64.20	0.43
現年度分	12,295,613	50.95	△5.21	178,285	41.85	0.11	12,117,328	51.11	△5.29
前年度分	2,418,599	10.02	1.00	33,911	7.96	2.07	2,384,688	10.06	0.99
年金 年金特徴	755,524	8.93	-----	37,137	21.26	-----	718,387	8.67	-----
過年度	200,303	0.83	17.20	1,947	0.46	△11.42	198,356	0.84	17.58
平成23年度	23,960,499	100.00	△0.71	426,123	100.00	0.03	23,534,376	100.00	△0.73
普通徴収	8,356,306	34.88	△1.26	172,619	40.51	△1.20	8,183,687	34.77	△1.26
特別徴収	15,442,481	64.45	△0.18	251,709	59.07	0.95	15,190,772	64.55	△0.19
現年度分	12,386,266	51.69	0.74	180,462	42.35	1.22	12,205,804	51.86	0.73
前年度分	2,317,180	9.67	△4.19	33,861	7.95	△0.15	2,283,319	9.70	△4.25
年金 年金特徴	739,035	8.84	-----	37,386	21.66	-----	701,649	8.57	-----
過年度	161,712	0.67	△19.27	1,795	0.42	△7.81	159,917	0.68	△19.38
平成24年度	24,584,443	100.00	2.60	431,650	100.00	1.30	24,152,793	100.00	2.63
普通徴収	8,459,718	34.41	1.24	182,076	42.18	5.48	8,277,642	34.27	1.15
特別徴収	15,999,350	65.08	3.61	247,171	57.26	△1.80	15,752,179	65.22	3.70
現年度分	12,926,977	52.58	4.37	182,898	42.37	1.35	12,744,079	52.76	4.41
前年度分	2,357,076	9.59	1.72	33,718	7.81	△0.42	2,323,358	9.62	1.75
年金 年金特徴	715,297	8.46	-----	30,555	16.78	-----	684,742	8.27	-----
過年度	125,375	0.51	△22.47	2,403	0.56	33.87	122,972	0.51	△23.10
平成25年度	25,381,087	100.00	3.24	439,907	100.00	1.91	24,941,180	100.00	3.26
普通徴収	8,654,052	34.10	2.30	182,742	41.54	0.37	8,471,310	33.97	2.34
特別徴収	16,564,027	65.26	3.53	254,663	57.89	3.03	16,309,364	65.39	3.54
現年度分	13,382,887	52.73	3.53	189,198	43.01	3.44	13,193,689	52.90	3.53
前年度分	2,473,377	9.74	4.93	34,654	7.88	2.78	2,438,723	9.78	4.97
年金 年金特徴	707,763	8.18	-----	30,811	16.86	-----	676,952	7.99	-----
過年度	163,008	0.64	30.02	2,502	0.57	4.12	160,506	0.64	30.52
平成26年度	26,062,905	100.00	2.69	518,012	100.00	17.75	25,544,893	100.00	2.42
普通徴収	8,758,342	33.60	1.21	212,584	41.04	16.33	8,545,758	33.45	0.88
特別徴収	17,163,848	65.86	3.62	302,744	58.44	18.88	16,861,104	66.01	3.38
給与 現年度分	13,907,302	53.36	3.92	230,339	44.47	21.74	13,676,963	53.54	3.66
前年度分	2,544,278	9.76	2.87	35,799	6.91	3.30	2,508,479	9.82	2.86
年金 年金特徴	712,268	8.13	-----	36,606	17.22	-----	675,662	7.91	-----
過年度	140,715	0.54	△13.68	2,684	0.52	7.27	138,031	0.54	△14.00

(5) 賦課徴収別調定額の推移



(6) 人口・納税義務者・調定額の対前年度伸び率の推移



(6) 所得区分別所得金額（各年7月1日現在、市町村課税状況調 第12表による）

	総所得金額等		分離長期譲渡所得金額		分離短期譲渡所得	
		対前年比		対前年比		対前年比
平成22年度	524,452,016	△3.25	9,680,130	△41.06	132,348	31.96
平成23年度	523,866,950	△0.11	10,459,040	8.05	172,902	30.64
平成24年度	533,217,876	1.78	11,618,706	11.09	140,938	△18.49
平成25年度	547,741,911	2.72	13,013,823	12.01	136,010	△3.50
平成26年度	563,838,106	2.94	13,598,392	4.49	147,805	8.67
平成27年度	584,511,756	3.67	17,660,736	29.87	555,796	276.03

(7) 特別区民税 課税標準段階別 納税義務者数（各年7月1日現在、市町村課税状況調）

課税標準額の段階 （超～以下）	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	豊島区	構成比	豊島区	構成比	豊島区	構成比
～200万円	76,375	57.3	76,138	56.3	77,735	56.2
200万円～700万円	47,486	35.6	49,073	36.3	50,490	36.5
700万円～	9,488	7.1	9,996	7.4	10,061	7.3
計	133,349	100.0	135,207	100.0	138,286	100.0

(8) 特別区民税 課税標準段階別 所得割額（各年7月1日現在、市町村課税状況調）

課税標準額の段階 （超～以下）	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	豊島区	構成比	豊島区	構成比	豊島区	構成比
～200万円	4,575,052	20.0	4,573,345	19.3	4,763,533	19.5
200万円～700万円	9,797,711	42.8	10,229,401	43.1	10,499,868	43.1
700万円～	8,516,499	37.2	8,906,634	37.6	9,116,791	37.4
計	22,889,262	100.0	23,709,380	100.0	24,380,192	100.0

(9) 法第295条等による非課税者数（各年決算時）

	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		対前年比		対前年比		対前年比
合計	46,872	15.60	46,590	△0.60	47,864	2.73
生活保護受給者	6,590	435.34	5,653	△14.22	5,970	5.61
障害者	1,370	2.39	1,428	4.23	1,558	9.10
未成年者	473	△17.31	457	△3.38	461	0.88
老年者	0	----	0	----	0	----
寡婦・寡夫	2,243	0.04	2,281	1.69	2,108	△7.58
生計を一にする妻 条例に定める一定金額以下の者	36,196	2.93	36,771	1.59	37,767	2.71

(10) 標準世帯（夫婦子二人の4人世帯）における課税最低限度額及び生活保護

	A, B, F, G 基準年		
	C, D, E 基準年	21	22
A. 所得税課税最低限度額		2,833	2,833
B. "（特定扶養1人含む場合）		3,250	3,250
C. 住民税課税最低限度額		2,500	2,500
D. "（特定扶養1人含む場合）		2,700	2,700
E. "（所得割非課税限度額）		2,714	2,714
F. 生活保護基準額（国）		2,654	2,798
G. "（都）		3,336	3,480

(単位：千円、%)

株式等に係る譲渡所得	対前年比	先物取引に係る雑所得	対前年比	上場株式等に係る配当所得		計	
				対前年比	対前年比	対前年比	対前年比
3,452,568	△28.86	84,533	△75.54	226,514	----	538,028,109	△4.57
4,506,879	30.54	148,730	75.94	387,200	70.94	539,541,701	0.28
7,935,234	76.07	229,255	54.14	132,143	△65.87	553,274,152	2.55
7,464,069	△5.94	679,276	196.30	187,796	42.12	569,222,885	2.88
16,387,411	119.55	1,115,490	64.22	665,003	254.11	595,752,207	4.66
9,826,381	△40.04	1,053,276	△5.58	732,345	10.13	614,340,290	3.12

第12表による)

(単位：人、%)

平成26年度				平成27年度	
豊島区	構成比	23区計	構成比	豊島区	構成比
79,420	56.2	2,520,611	55.1	80,670	55.8
51,760	36.6	1,711,108	37.4	53,214	36.8
10,258	7.3	339,593	7.4	10,738	7.4
141,438	100.0	4,571,312	100.0	144,622	100.0

第12表による)

(単位：千円、%)

平成26年度				平成27年度	
豊島区	構成比	23区計	構成比	豊島区	構成比
4,876,334	19.4	153,326,741	17.7	4,951,074	19.0
10,815,046	43.1	361,909,831	41.7	11,173,828	42.8
9,417,788	37.5	351,977,841	40.6	9,963,306	38.2
25,109,168	100.0	867,214,413	100.0	26,088,208	100.0

(単位：人、%)

平成25年度		平成26年度	
	対前年比		対前年比
60,924	27.29	61,852	1.52
6,040	1.17	6,128	1.46
1,691	8.54	1,728	2.19
1,936	319.96	2,099	8.42
0	----	0	----
2,137	1.38	2,183	2.15
-----	-----	-----	-----
49,120	30.06	49,714	1.21

基準額

*A～Eは給与収入額として算出

(単位：千円)

23	24	25	26
24	25	26	27
1,566	1,566	1,566	1,566
2,200	2,200	2,200	2,200
1,455	1,455	1,455	1,455
1,950	1,950	1,950	1,950
2,714	2,714	2,714	2,714
2,846	2,774	2,686	2,657
3,528	3,456	3,368	3,338

(11) 退職分離分調定額・調定件数

区分	年度	平成22年度		平成23年度	
			対前年度伸率		対前年度伸率
調定額		224,845	△41.01	212,698	△5.40
調定件数		705	△16.77	700	△0.71

(12) 分離譲渡所得に係る調定額

区分	年度	平成22年度		平成23年度	
			対前年度伸率		対前年度伸率
合計		345,246	△43.82	418,147	21.12
長期譲渡所得		260,660	△44.58	290,922	11.61
短期譲渡所得		6,012	9.85	9,282	54.39
土地等に係る事業・雑所得		—		—	
株式等に係る譲渡所得		74,109	△42.24	111,970	51.09
商品先物取引に係る雑所得		2,531	△75.91	4,415	74.44
上場株式に係る配当所得		1,934		1,558	

(13) 減免税額及び該当人数

区分	年度	平成22年度		平成23年度	
			人数		人数
合計		4,896,400	79	4,039,200	82
生活保護受給		4,857,500	78	3,575,500	76
生活困窮		0	0	0	0
災害		38,900	1	463,700	6
水害		0	0	0	0
り災		38,900	1	463,700	6
その他		0	0	0	0

(14) 納税義務者・人口1人当りの特別区民税課税額・収入額（決算）

区分	年度	平成22年度		平成23年度	
			対前年度伸率		対前年度伸率
納税義務者（人）		142,254	△0.79	142,496	0.17
世帯数		144,007	0.91	145,232	0.85
人口（人）		263,212	0.99	265,897	1.02
課税額（千円）		23,932,250	△5.88	23,798,787	△0.56
納税義務者1人当り課税額（円）		168,236	△5.12	167,013	△0.73
1世帯当り課税額（円）		166,188	△6.73	163,867	△1.40
人口1人当り課税額（円）		90,923	△6.80	89,503	△1.56
収入額（千円）		23,818,276	△5.93	23,825,821	0.03
納税義務者1人当り収入額（円）		167,434	△5.18	167,203	△0.14
1世帯当り収入額（円）		165,396	△6.78	164,053	△0.81
人口1人当り収入額（円）		90,490	△6.85	89,605	△0.98

注：納税義務者・・・重複分除く（現年度のみ）

世帯数・・・各年1月1日現在（住民基本台帳）

人口・・・住民基本台帳 + 外国人登録（日本人住民 + 外国人住民）

課税額・・・現年度分を対象（過年度を除く）

収入額・・・区民税収入総額（現年度分+過年度分+滞納繰越分）

(単位：千円、%)

平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	対前年度伸率		対前年度伸率		対前年度伸率
182,794	△14.06	289,736	58.50	231,462	△20.11
649	△7.29	719	10.79	612	△14.88

(単位：千円、%)

平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	対前年度伸率		対前年度伸率		対前年度伸率
570,589	36.46	588,337	3.11	758,169	28.87
346,892	19.24	376,501	8.54	406,408	7.94
7,855	△15.37	6,405	△18.46	7,040	9.91
—		—		—	
207,541	85.35	185,306	△10.71	304,298	64.21
5,800	31.37	16,405	182.84	27,761	69.22
2,501		3,720		12,662	—

(単位：円、人)

平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	人 数		人 数		人 数
4,007,700	75	3,701,000	70	3,397,650	61
3,754,500	71	3,059,900	63	3,132,500	55
0	0	0	0	0	0
253,200	4	641,100	7	265,150	6
0	0	0	0	0	0
253,200	4	641,100	7	265,150	6
0	0	0	0	0	0

(単位：円、千円、人、%)

平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	対前年度伸率		対前年度伸率		対前年度伸率
144,019	1.07	146,570	1.77	150,184	2.47
146,626	0.96	161,197	9.94	163,481	1.42
267,623	0.65	268,959	0.50	271,643	1.00
24,459,068	2.77	25,218,079	3.10	25,922,190	2.79
169,832	1.69	172,054	1.31	172,602	0.32
166,812	1.80	156,442	△6.22	158,563	1.36
91,393	2.11	93,761	2.59	95,427	1.78
24,507,915	2.86	25,486,393	3.99	26,176,984	2.71
170,171	1.78	173,885	2.18	174,299	0.24
167,145	1.88	158,107	△5.41	160,122	1.27
91,576	2.20	94,759	3.48	96,365	1.69

2. 軽自動車税

(1) 車種別台数 (現年課税分)

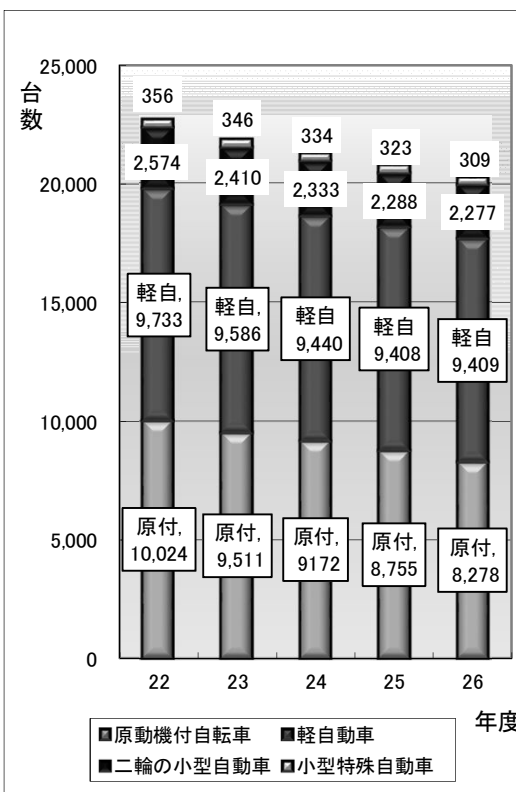
区分	22年度			23年度			24年度		
	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率
原動機付自転車	10,024	44.18	△8.06	9,511	43.52	△5.12	9,172	43.11	△3.56
50cc以下	6,539	28.82	△11.06	6,104	27.93	△6.65	5,766	27.10	△5.54
50cc以下(電動車)	18	0.08	5.88	18	0.08	0.00	21	0.10	16.67
50cc超90cc以下	1,162	5.12	△7.85	1,022	4.68	△12.05	900	4.23	△11.94
90cc超125cc以下	2,144	9.45	0.70	2,208	10.10	2.99	2,326	10.93	5.34
ミニカー	161	0.71	11.81	159	0.73	△1.24	159	0.75	0.00
軽自動車	9,733	42.90	△2.10	9,586	43.87	△1.51	9,440	44.36	△1.52
二輪車(250cc以下)	3,602	15.88	△5.73	3,340	15.28	△7.27	3,091	14.53	△7.46
三輪車	1	0.00	0.00	1	0.00	0.00	1	0.00	0.00
四輪乗用(自家用)	2,552	11.25	3.28	2,709	12.40	6.15	2,796	13.14	3.21
〃(電動車)	6	0.03	500.00	6	0.03	0.00	8	0.04	33.33
四輪貨物(営業用)	352	1.55	△1.12	362	1.66	2.84	352	1.65	△2.76
四輪貨物(自家用)	3,220	14.19	△2.19	3,168	14.50	△1.61	3,191	15.00	0.73
〃(電動車)	0	0.00	----	0	0.00	----	1	0.00	----
小型特殊自動車	356	1.57	△2.73	346	1.58	△2.81	334	1.57	△3.47
農耕作業用	0	0.01	----	0	0.00	----	0	0.00	----
特殊作業車	169	0.74	△7.65	164	0.75	△2.96	154	0.72	△6.10
〃(電動車)	187	0.82	2.19	182	0.83	△2.67	180	0.85	△1.10
二輪の小型自動車	2,574	11.35	△1.98	2,410	11.03	△6.37	2,333	10.96	△3.20
合計	22,687	100.00	△4.82	21,853	100.00	△3.68	21,279	100.00	△2.63

(2) 車種別調定額 (現年課税分)

区分	22年度			23年度			24年度		
	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率
原動機付自転車	11,784	18.20	△6.83	11,279	17.66	△4.29	10,986	17.35	△2.60
50cc以下	6,539	10.10	△11.06	6,104	9.56	△6.65	5,766	9.10	△5.54
50cc以下(電動車)	18	0.03	5.88	18	0.03	0.00	21	0.03	16.67
50cc超90cc以下	1,394	2.15	△7.87	1,226	1.92	△12.05	1,080	1.71	△11.91
90cc超125cc以下	3,430	5.30	0.70	3,533	5.53	3.00	3,721	5.88	5.32
ミニカー	403	0.62	11.94	398	0.62	△1.24	398	0.63	0.00
軽自動車	41,001	63.32	△0.50	41,325	64.70	0.79	41,434	65.43	0.26
二輪車(250cc以下)	8,645	13.35	△5.74	8,016	12.55	△7.28	7,418	11.71	△7.46
三輪車	3	0.00	0.00	3	0.00	0.00	3	0.00	0.00
四輪乗用(自家用)	18,374	28.38	3.28	19,505	30.54	6.16	20,131	31.79	3.21
〃(電動車)	43	0.07	514.29	43	0.07	0.00	58	0.09	34.88
四輪貨物(営業用)	1,056	1.63	△1.12	1,086	1.70	2.84	1,056	1.67	△2.76
四輪貨物(自家用)	12,880	19.89	△2.19	12,672	19.84	△1.61	12,764	20.16	0.73
〃(電動車)	0	0.00	----	0	0.00	----	4	0.01	----
小型特殊自動車	1,673	2.58	△2.73	1,626	2.55	△2.81	1,570	2.48	△3.44
農耕作業用	0	△0.01	----	0	0.00	----	0	0.00	----
特殊作業車	794	1.23	△7.67	771	1.21	△2.90	724	1.14	△6.10
〃(電動車)	879	1.36	2.21	855	1.34	△2.73	846	1.34	△1.05
二輪の小型自動車	10,296	15.90	△1.98	9,640	15.09	△6.37	9,332	14.74	△3.20
合計	64,754	100.00	△2.01	63,870	100.00	△1.37	63,322	100.00	△0.86

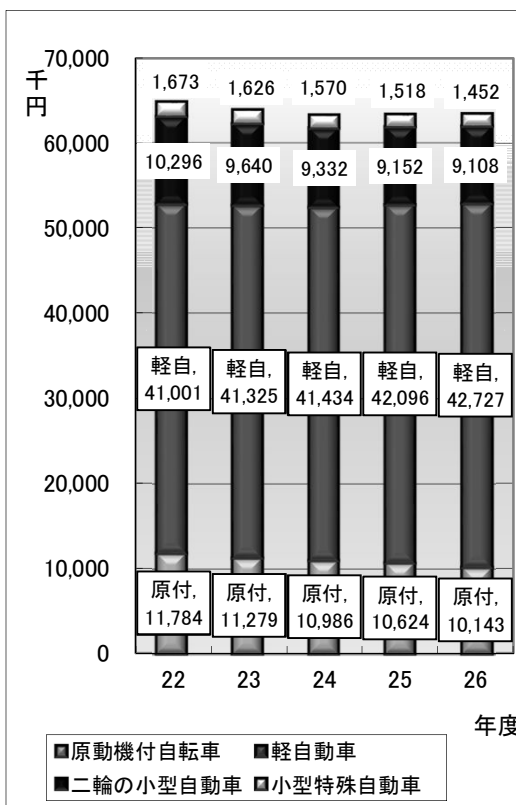
(単位 : 人、 %)

25 年度			26 年度		
	構成比	対前年伸率		構成比	対前年伸率
8,755	42.15	△4.55	8,278	40.84	△5.45
5,331	25.67	△7.54	4,911	24.23	△7.88
26	0.13	23.81	24	0.12	△7.69
819	3.94	△9.00	744	3.67	△9.16
2,404	11.57	3.35	2,425	11.96	0.87
175	0.84	10.06	174	0.86	△0.57
9,408	45.29	△0.34	9,409	46.41	0.01
2,959	14.26	△4.27	2,855	14.08	△3.51
1	0.00	0.00	1	0.00	0.00
2,968	14.29	6.15	3,109	15.34	4.75
9	0.04	12.50	10	0.05	11.11
327	1.57	△7.10	321	1.58	△1.83
3,142	15.12	△1.54	3,111	15.35	△0.99
2	0.01	100.00	2	0.01	0.00
323	1.55	△3.29	309	1.52	△4.33
0	△0.01	----	0	△0.01	----
145	0.70	△5.84	137	0.68	△5.52
178	0.86	△1.11	172	0.85	△3.37
2,288	11.01	△1.93	2,277	11.23	△0.48
20,774	100.00	△2.37	20,273	100.00	△2.41



(単位 : 千円、 %)

25 年度			26 年度		
	構成比	対前年伸率		構成比	対前年伸率
10,624	16.76	△3.30	10,143	15.99	△4.53
5,331	8.41	△7.54	4,911	7.73	△7.88
26	0.04	23.81	24	0.04	△7.69
983	1.55	△8.98	893	1.41	△9.16
3,846	6.07	3.36	3,880	6.12	0.88
438	0.69	10.05	435	0.69	△0.68
42,096	66.41	1.60	42,727	67.36	1.50
7,102	11.21	△4.26	6,852	10.81	△3.52
3	0.00	0.00	3	0.00	0.00
21,369	33.71	6.15	22,385	35.29	4.75
65	0.10	12.07	72	0.11	10.77
981	1.55	△7.10	963	1.52	△1.83
12,568	19.83	△1.54	12,444	19.62	△0.99
8	0.01	100.00	8	0.01	0.00
1,518	2.39	△3.31	1,452	2.29	△4.35
0	0.00	----	0	0.00	----
681	1.07	△5.94	644	1.02	△5.43
837	1.32	△1.06	808	1.27	△3.46
9,152	14.44	△1.93	9,108	14.36	△0.48
63,390	100.00	0.11	63,430	100.00	0.06



3. 特別区たばこ税

(1) 現年課税分 調定額・収入額等

(単位：件、千円、%)

	調 定			収 入			収入歩合
	件数	金額	伸率	件数	金額	伸率	
平成22年度	416	3,132,834	3.61	416	3,132,834	3.61	100.00
平成23年度	106	3,449,293	10.10	106	3,449,293	10.10	100.00
平成24年度	102	3,386,411	△1.82	102	3,386,411	△1.82	100.00
平成25年度	95	3,728,698	10.11	95	3,728,698	10.11	100.00
平成26年度	99	3,603,399	△3.36	99	3,603,399	△3.36	100.00

※平成22年度たばこ税増税時の一般品・手持ち品の内訳

内訳	一般品課税	107	3,087,472	----	107	3,087,472	----	----
	手持ち品課税	309	45,362	----	309	45,362	----	----

(2) 滞納繰越分 調定額・収入額等

(単位：件、千円、%)

	調 定			収 入			収入歩合
	件数	金額	伸率	件数	金額	伸率	
平成22年度	0	0	----	0	0	----	----
平成23年度	0	0	----	0	0	----	----
平成24年度	0	0	----	0	0	----	----
平成25年度	0	0	----	0	0	----	----
平成26年度	0	0	----	0	0	----	----

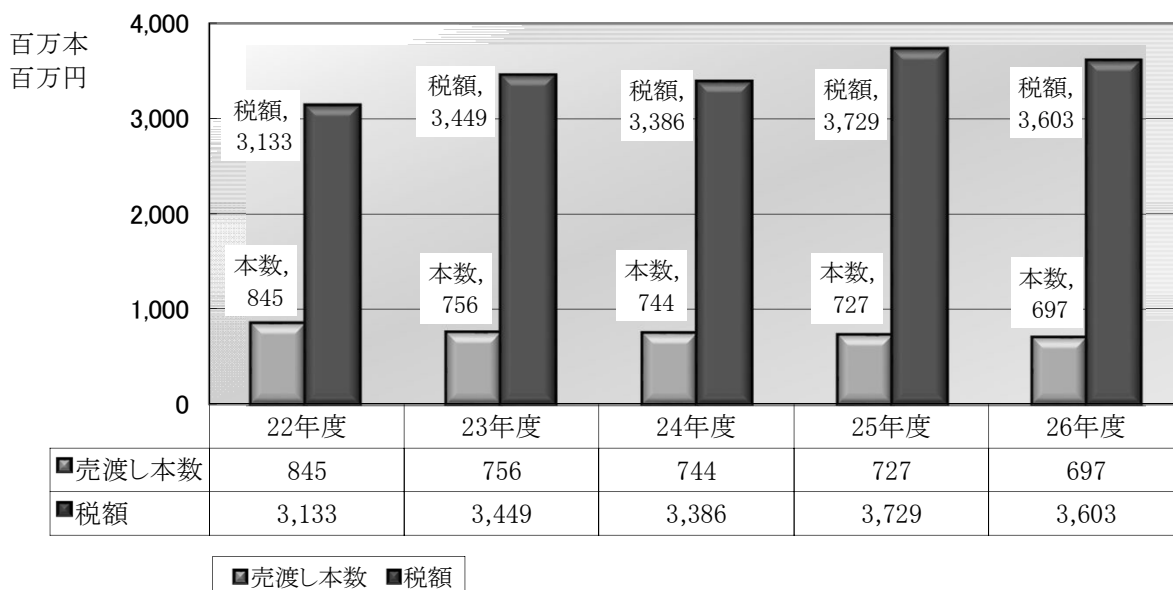
(3) 売渡し本数 (返還控除後の本数) * 手持ち品課税を除く

(単位：千本、%)

	売渡し本数 (一般品+旧3級品)		左欄の内旧3級品 (内数)	
	本数	伸率	本数	伸率
平成22年度	845,495	△8.14	10,175	45.75
平成23年度	755,679	△10.62	16,652	63.66
平成24年度	743,655	△1.59	19,682	18.20
平成25年度	727,457	△2.18	21,611	9.80
平成26年度	696,725	△4.22	22,684	4.97

*平成18年7月1日 たばこ税増税

*平成22年10月1日 たばこ税増税



V 徴 収

1.徴 収

(1) 特別区税の納付状況

(単位：千円、%)

	調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額 (C)	還付未済額 (D)	滞納繰越額 (A-B-C+D)	収入歩合 (B/A)
平成22年度	29,514,418	27,014,382	155,602	6,653	2,351,087	91.53
平成23年度	29,825,059	27,337,482	156,770	7,420	2,338,227	91.66
平成24年度	30,372,237	27,957,313	247,822	4,430	2,171,532	92.05
平成25年度	31,294,115	29,278,468	256,362	4,112	1,763,397	93.56
平成26年度	31,472,292	29,843,678	222,136	6,798	1,413,276	94.83
現年課税分	29,729,734	29,207,891	1,130	6,659	527,372	98.24
滞納繰越分	1,742,558	635,787	221,006	139	885,904	36.49
特別区民税	27,797,526	26,176,984	221,125	6,688	1,406,105	94.17
現年課税分	26,062,905	25,542,906	1,127	6,577	525,449	98.00
滞納繰越分	1,734,621	634,078	219,998	111	880,656	36.55
軽自動車税	71,367	63,295	1,011	110	7,172	88.69
現年課税分	63,430	61,586	3	82	1,923	97.09
滞納繰越分	7,937	1,709	1,008	28	5,249	21.53
特別区たばこ税	3,603,399	3,603,399	0	0	0	100.00
現年課税分	3,603,399	3,603,399	0	0	0	100.00
滞納繰越分	0	0	0	0	0	----

(2) 前納報奨金交付状況

(単位：円、件)

	前納報奨金	
	金額	件数
平成9年度	82,000,300	20,551
平成10年度	前納報奨金制度廃止	

(3) 差押処分状況(都・区民税)

(単位：人、千円)

	前年度からの繰越分		当年度差押分		取消分		処 理 分				翌年度への繰越分	
							公売前納付によるもの		公 売によるもの			
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
平成22年度	683	328,616	1,711	1,778,581	638	713,530	480	265,302	1,063	224,252	213	904,113
平成23年度	632	904,113	1,410	623,541	808	474,778	274	97,744	395	175,564	565	779,568
平成24年度	385	327,774	1,134	718,279	622	258,479	303	269,630	265	179,161	329	338,783
平成25年度	330	340,732	1,408	443,615	492	184,118	388	207,249	383	167,551	475	225,429
平成26年度	454	250,579	1,567	493,510	2,818	150,144	482	156,617	541	221,392	△1,820	215,936
動 産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不 動 産	25	16,768	2	4,183	13	3,418	4	6,706	0	3,299	10	7,528
電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
債 権	429	233,811	1,565	489,327	2,805	146,726	478	149,911	541	218,093	△1,830	208,408

(4) 督促状、催告書の発付状況

(単位：件、%)

	特別区民税・都民税（普通徴収）				特別区民税・都民税（給与特別徴収）			
	現年課税 件数	督促状*		催告書 発付件数 (滞繰分含)	現年課税 件数	督促状		催告書 発付件数 (滞繰分含)
		発付件数	発付率			発付件数	発付率	
平成22年度	183,879	72,580	39.47	51,359	342,312	8,916	2.60	543
平成23年度	179,340	69,643	38.83	53,357	340,226	7,585	2.23	1,156
平成24年度	233,427	67,686	29.00	49,322	327,303	6,544	2.00	1,145
平成25年度	232,031	66,055	28.47	39,481	334,171	5,873	1.76	889
平成26年度	231,891	67,340	29.04	28,736	343,463	5,795	1.69	760

	軽自動車税(過年度含む)			
	現年課税 件数	督促状		催告書 発付件数 (滞繰分含)
		発付件数	発付率	
平成22年度	22,687	4,201	18.52	3,051
平成23年度	21,853	3,431	15.70	2,901
平成24年度	21,279	2,837	13.33	2,522
平成25年度	20,774	3,020	14.54	1,644
平成26年度	20,273	2,855	14.08	3,414

* 普通徴収督促状には、過年度、
納期変更分を含める* 平成12年1月1日から
延滞金・還付加算金の特例基準
割合を創設
(前年11月末の公定歩合+4%)

(5) 滞納繰越状況(調定)

(単位：件、千円)

	合計		特別区民税		軽自動車税		特別区たばこ税	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成22年度	83,420	2,184,277	75,983	2,170,896	7,437	13,381	0	0
平成23年度	119,272	2,351,396	112,025	2,338,956	7,247	12,440	0	0
平成24年度	115,891	2,338,068	108,590	2,325,422	7,301	12,646	0	0
平成25年度	108,218	2,120,939	103,260	2,111,594	4,958	9,345	0	0
平成26年度	90,233	1,742,558	86,152	1,734,621	4,081	7,937	0	0

(6) 処分停止状況

(単位：人、件、千円)

	前年度からの繰越分			当年度執行分			
	人員	件数	金額	人員	件数	金額	
平成22年度	1,089	3,269	59,263	574	1,714	27,940	
平成23年度	1,055	3,105	64,672	935	2,790	50,489	
平成24年度	1,366	4,020	71,665	968	3,130	93,243	
平成25年度	1,901	5,914	211,835	578	1,851	62,268	
平成26年度	1,546	4,981	217,041	769	2,304	85,796	
	特別区民税	1,515	4,950	216,973	752	2,286	85,766
	軽自動車税	31	31	68	17	18	30

※軽自動車は台数を計上

(7) 不納欠損処分状況

(単位：人、件、千円)

		人 員	件 数	金 額
平成22年度		6,228	12,306	155,602
平成23年度		3,918	11,149	156,769
平成24年度		6,359	15,782	247,822
平成25年度		5,726	15,729	256,362
平成26年度		5,217	14,451	222,136
	特別区民税	4,719	13,890	221,125
	軽自動車税	498	561	1,011

※軽自動車は台数を計上

2. 口座振替

(1) 口座振替加入状況 (決算)

(単位：人、%)

	加入数		普通徴収 納税義務者	
		対前年増減率		加入率
平成22年度	20,699	△10.00	68,527	30.21
平成23年度	20,050	△3.14	67,849	29.55
平成24年度	16,904	△15.69	70,123	24.11
平成25年度	16,309	△3.52	72,169	22.60
平成26年度	16,623	1.93	72,673	22.87

(2) 口座振替収入金額状況 (決算)

(単位：千円、%)

	収入金額 (都区合算)		普通徴収 (都区合算)	
		対前年増減率	調定額	口座振替率
平成22年度	4,433,480	△14.78	14,039,544	31.58
平成23年度	4,636,376	4.58	13,864,362	33.44
平成24年度	4,570,311	△1.42	14,035,130	32.56
平成25年度	4,597,348	0.59	14,358,871	32.02
平成26年度	4,997,893	8.71	14,541,972	34.37

3. 証明

(1) 税証明発行状況 (有料分)

(単位：件、%)

	特別区民税		軽自動車税	
	件数	対前年比	件数	対前年比
平成22年度	41,999	6.16	8	△46.67
平成23年度	41,160	△2.00	21	162.50
平成24年度	46,015	11.80	17	△19.05
平成25年度	49,942	8.53	11	△35.29
平成26年度	58,528	17.19	4	△63.64

VI 法定外税

1. 経緯

- 12年 5月… 職員自主研究会である「区税研究会」発足
 14年 1月… 区が法定外税として構想発表
 14年 5月… 「豊島区法定外税検討会議」（学識経験者・事業者代表・関係団体代表・区民代表による検討）
 15年 9月… 最終報告書の提出・・・課税を可とする。
 15年10月… 区民集会（3回開催）、パブリックコメントの実施
 15年12月… 区議会第4回定例会に条例案を提出し、可決成立
 16年 3月… 総務大臣より狭小住戸集合住宅税について新設の同意
 16年 9月… 総務大臣より放置自転車等対策推進税について新設の同意
 16年10月… 放置自転車等対策推進税の課税を当初予定より1年遅らせて18年度からとすると発表
 18年 6月… 「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」策定
 18年… 区議会第2回定例会に放置自転車等対策推進税条例を廃止する条例を提出、可決成立
 18年 7月… 放置自転車等対策推進税条例を廃止
 20年 4月… 「豊島区税制度調査検討会議」（学識経験者・区職員）を設置し、11月に報告書を区長に提出
 21年 6月… 区議会第2回定例会に条例一部改正案を提出し、可決成立
 22年 4月… 条例一部改正部分（29㎡未満→30㎡未満）施行
 25年 4月… 「豊島区税制度調査検討会議」（学識経験者・区職員）を設置し、26年1月に報告書を区長に提出
 制度内容はそのまま5年間継続することが決定される

2. 狭小住戸集合住宅税

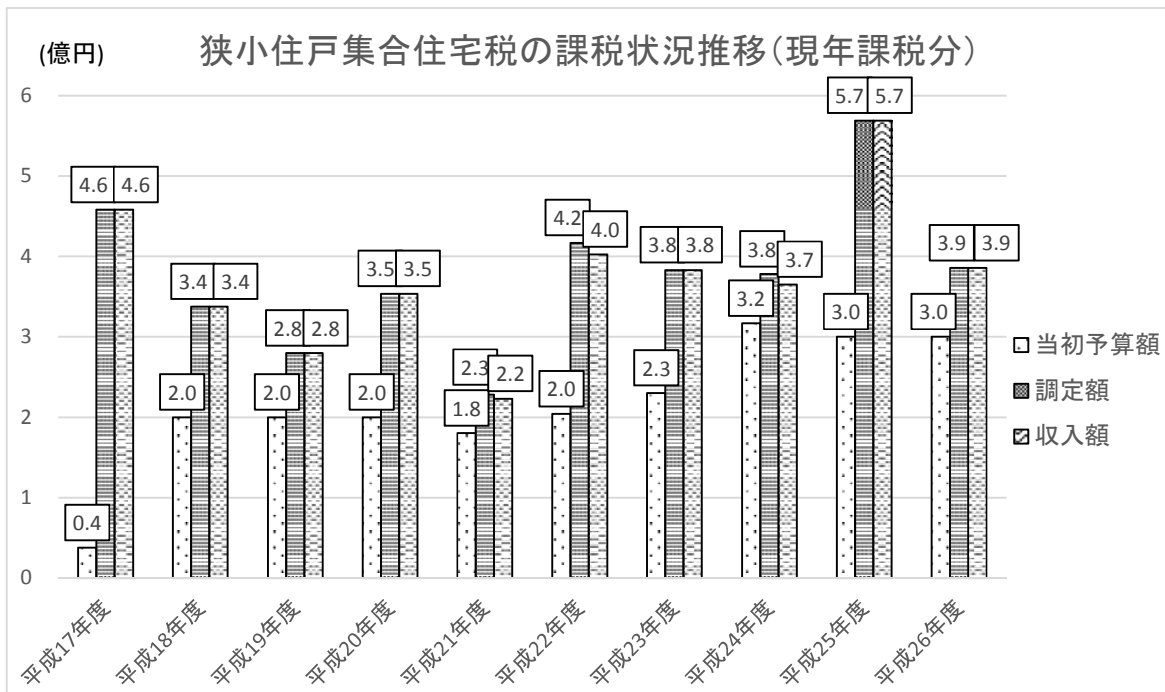
(1) 課税概要

区 分	課 税 概 要
税 目	【法定外普通税】狭小住戸集合住宅税（抑制を主たる目的とした普通税）
徴 収 方 法	申告納付（申告納付期限：建築等の工事に着手した日から2カ月以内）
課 税 客 体	区内における狭小住戸を有する集合住宅の建築等の行為 ○『狭小住戸』：集合住宅における1住戸の専用面積が29㎡未満のもの （条例改正により平成22年4月1日より30㎡未満のものに変更） [←29㎡は国の「住宅建設五箇年計画」（H13～17）、30㎡は「住生活基本計画」（H18～）の二人世帯の最低居住（面積）水準] ○『建築等』：新築、増築、大規模修繕、大規模模様替、用途変更等
税 収 の 使 途	普通税のため、税収の使途は明記せず（ただし、主に『ゆとりある住宅・住環境の実現』を目的とする事業を行う財源の一部とする）
課 税 標 準	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数
納 税 義 務 者	狭小住戸を有する集合住宅の建築等を行う建築主 ○『建築主』：建築の工事の請負契約における注文者、請負契約によらないで自ら工事をする者
税 率	狭小住戸1戸につき50万円
非課税事項等	【課税免除】 ○狭小住戸の数が8戸以下の建築等の行為に対しては課税を免除する 【減免】 施行規則で定めるもので、次に掲げる集合住宅の建築等を行う場合に減免 ○国又は地方公共団体が特定の政策目的のために行うとき ○区の特定の政策に基づく集合住宅として必要であると区長が認めるとき
施 行 期 日	平成16年6月1日〔条例一部改正部分（29㎡未満→30㎡未満）はH22. 4. 1施行〕
課 税 期 間	条例施行後5年ごとに見直し ○条例の施行後5年ごとに、条例の施行状況、区内の住宅供給状況等を勘案のうえ検討し、その結果に基づき必要な措置を講じる。

(2) 狭小住戸集合住宅税の課税状況（現年課税分）

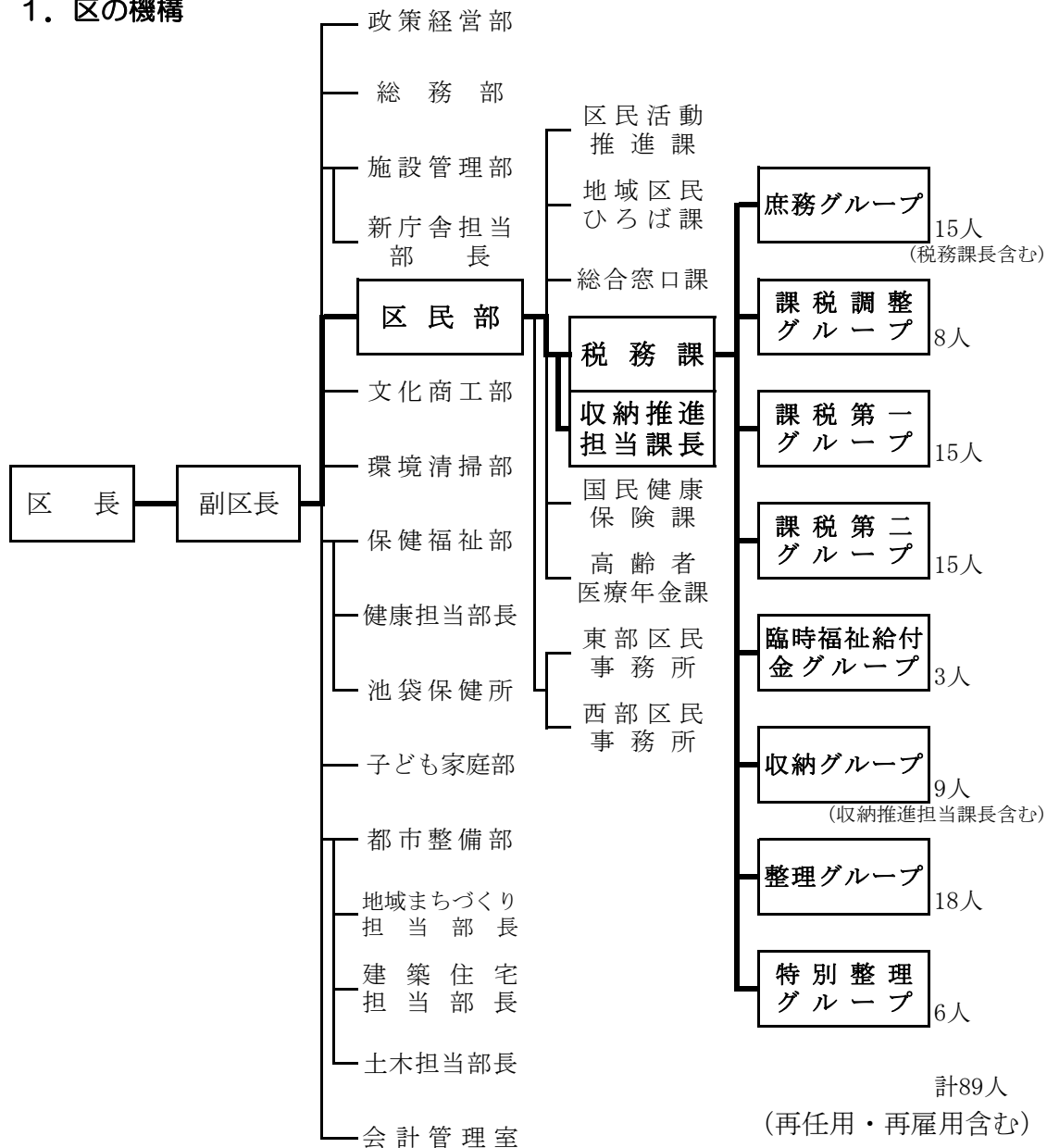
（単位：千円、件、戸）

	予 算		調 定			収 入			収納率
	当初予算額	戸数	調定額	件数	戸数	収入額	件数	戸数	
平成17年度	37,500	75	458,000	29	916	458,000	29	916	100%
平成18年度	200,000	400	337,500	23	675	337,500	23	675	100%
平成19年度	200,000	400	279,500	20	559	279,500	20	559	100%
平成20年度	200,000	400	353,500	20	707	353,500	20	707	100%
平成21年度	180,000	360	228,000	13	456	223,000	13	446	97.8%
平成22年度	204,000	408	417,000	22	834	402,500	21	805	96.5%
平成23年度	230,000	460	383,000	19	766	383,000	19	766	100%
平成24年度	316,500	633	378,000	16	756	365,000	15	730	96.6%
平成25年度	300,000	600	569,000	23	1138	569,000	23	1138	100%
平成26年度	300,000	600	385,500	14	771	385,500	14	771	100%
計	2,168,000	4336	3,789,000	199	7578	3,756,500	197	7513	99.1%



VII 機 構 (平成27年8月1日基準)

1. 区の機構



教育委員会

教育長

選挙管理委員会

監査委員

区議会

(参考)

財団法人としま未来文化財団

一般財団法人東京城北勤労者サービスセンター

社会福祉法人豊島区社会福祉事業団

社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会

公益社団法人豊島区シルバー人材センター

医療法人財団豊島健康診査センター

2. 税務課分掌事務

◎庶務グループ

- ・ 特別区税及び都民税の調定及び統計に関すること
- ・ 納税普及及び納税貯蓄組合に関すること
- ・ 税制に関すること
- ・ 特別区たばこ税及び軽自動車税の賦課等に関すること
- ・ 特別区民税、都民税等の収納に関すること（課内他グループの所管に属するものを除く）
- ・ 特別区民税及び都民税及び軽自動車税の証明に関すること
- ・ 狭小住戸集合住宅税の賦課等に関すること（課内他グループの所管に属するものを除く）
- ・ 課内他の係に属しないこと及び課の庶務に関すること
- ・ 電算処理システムに関すること等

◎課税調整・課税第一・課税第二グループ

- ・ 特別区民税及び都民税の賦課に関すること
- ・ 狭小住戸集合住宅税の賦課等に関すること（課内他グループの所管に属するものを除く）
- ・ 特別区民税及び都民税の減免に関すること

◎収納グループ

- ・ 特別区税及び都民税の収納に関すること（課内他グループの所管に属するものを除く）
- ・ 特別徴収に係る納税相談に関すること
- ・ 受託及び嘱託に関すること（整理グループの所管に属するものを除く）
- ・ 狭小住戸集合住宅税に係る収納に関すること（課内他グループの所管に属するものを除く）

◎整理グループ

- ・ 特別区税及び都民税の収納に関すること（課内他グループの所管に属するものを除く）
- ・ 納税相談に関すること（特別整理グループの所管に属するものを除く）
- ・ 受託及び嘱託に関すること
- ・ 狭小住戸集合住宅税に係る収納に関すること（課内他グループの所管に属するものを除く）

◎特別整理グループ

- ・ 特別区税及び都民税の高額滞納、困難事案の収納に関すること
- ・ 高額滞納、困難事案に係る納税相談に関すること
- ・ 特別徴収に係る納税相談に関すること
- ・ 受託及び嘱託に関すること（整理グループ及び収納グループの所管に属するものを除く）
- ・ 狭小住戸集合住宅税に係る収納に関すること（課内他グループの所管に属するものを除く）

Ⅷ その他

1. 税率の変遷

* []内は適用開始課税年度または適用開始譲渡期日

年 度		平 成 6 年 度						
均等割		区民税2500円（都700円）[昭和60年度から]						
所得割総合課税		課税標準額	特別区民税		都民税		[平成3年度から]	
			税率	速算控除額	税率	速算控除額		
			160万円以下	3%	0円	2%		0円
			550万円以下	8%	80,000円			
		550万円超	11%	245,000円	4%	110,000円		
特別区民税	長期譲渡	一般	課税長期譲渡所得金額×6%（都3%）				[平成5年度から]	
		市街化	原則廃止。ただし経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡について適用。課税長期譲渡所得金額×5.8%（都2.2%）					
		優良住宅	課税長期譲渡所得金額×3.4%（都1.6%）				[平成4年度から]	
		居住用	課税長期譲渡所得金額					
		6000万円以下	2.7%（都1.3%）					
		6000万円を超える部分	3.4%（都1.6%）		[平成5年度から]			
	短期譲渡	一般	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (1)8%（都4%） (2)総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得の金額に対する税額の110%相当額					
		軽減	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (1)4%（都2%） (2)総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得の金額に対する税額					
		事業・雑	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (1)8%（都4%） (2)総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額					
		超短期事業・雑	(1)または(2)のいずれかの多い金額 [昭和62年10月の譲渡から創設] (1)11%（都4%） (2)総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額					
	株式等	課税株式等に係る譲渡所得金額×4%（都2%）				[平成元年4月の譲渡から創設]		
	特別減税	特別区民税所得割額の20%相当額を減税。（都民税も同様。ただし、限度額は都民税とあわせて20万円）				[平成6年度のみ]		
	非課税限度額（所得額）	[ABは平成6 Cは平成 元年度 から] A 均等割	B 所得割		C 障害者・未成年者・老年者 寡婦（寡夫）			
		34万円×n+18万円*	34万円×n+30万円*		125万円			
		n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算						
軽自動車税	1. 原動機付自転車	50cc以下	1000円	50cc超90cc以下	1200円			
		90cc超	1600円	三輪以上で20cc超（ミニカー）	2500円			
	2. 軽自動車	二輪	2400円	三輪	3100円			
		四輪	乗用自家用	7200円	乗用営業用	5500円		
			貨物用自家用	一般	4000円	貨物用営業用	3000円	
				電気	3600円			
	専ら雪上を走行するもの	一般2400円・電気2200円						
3. 小型特殊自動車	農耕作業用	一般1600円 電気1400円						
	その他	一般4700円 電気4300円						
4. 二輪の小型自動車	4000円	[昭和59年度から、ただしミニカーは昭和60年度から創設]						
たばこ税	消費税創設に伴い、たばこ消費税を改変し、平成元年度創設された。							
		区	都	国				
	一般品（千本あたり）	1997円	1129円	3126円				
	旧3級品（千本あたり）	948円	536円	1484円				
年 度	平 成 6 年 度							

*()内は根拠法令

年 度		平 成 7 年 度						
均等割		同 左 (区民税:地方税法第310条、都民税:地方税法第38条)						
所得割総合課税		課税標準額	特別区民税		都民税		(区民税: 地方税法 第314条の2、 都民税: 地方税法 第35条)	
			税率	速算控除額	税率	速算控除額		
			200万円以下	3%	0円	2%		0円
			700万円以下	8%	100,000円			
		700万円超	11%	310,000円	4%	140,000円		
特別区民税	長期譲渡	一 般	(一般)	同 左	(地方税法本法附則第34条)			
		市街化	(軽減)	廃 止	(平成7年度から)(地方税法旧法附則第21条)			
		優良住宅	(特定)	同 左	(地方税法本法附則第34条の2)			
		居住用	(軽課)	同 左	(地方税法本法附則第34条の3)			
	短期譲渡	一 般		同 左	(地方税法本法附則第35条)			
		軽 減		同 左	(地方税法本法附則第35条)			
		事業・雑		同 左	(地方税法本法附則第33条の3)			
		超短期事業・雑		同 左	(地方税法旧法附則第33条の4)			
		株式等		同 左	(地方税法旧法附則第35条の2)			
		特別減税	特別区民税所得割額の15%相当額を減税。(都民税も同様。ただし、限度額は都民税とあわせて2万円)					
	非課税限度額(所得額)		同 左	(地方税法第295条) (地方税法本法附則第3条の3) (地方税法第24条の5)				
	軽自動車税		同 左	(地方税法第444条) 電気:(地方税法旧法附則第30条の2) (注) 電気自動車に係る税率の特例措置の廃止				
	たばこ税		同 左	特別区たばこ税 (地方税法第468条・地方税法本法附則第30条の2) 都たばこ税 (地方税法第74条の5・地方税法本法附則第12条の2)				
年 度		平 成 7 年 度						

年 度		平 成 8 年 度		
特別区民税	均等割	3000円（都1000円）		
	所得割総合課税	同 左 ※給与所得控除の改正あり		
	長期譲渡	一 般	課税長期譲渡所得金額	
			4000万円以下	5.5%（都2%）
			4000万円を超える部分	6%（都3%）
		優良住宅	同 左	
		居住用	同 左	
		所得割分離課税	一 般	同 左
	軽 減		同 左	
	事業・雑		同 左	
	超短期事業・雑		同 左	
	株式等	同 左		
	特別減税	同 左		
	非課税限度額（所得額）	同 左		
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平 成 8 年 度			

年 度		平 成 9 年 度						
均等割		同 左						
所得割総合課税		課税標準額	特別区民税		都民税		(都から区への税源移譲)	
			税率	速算控除額	税率	速算控除額		
			200万円以下	3%	0円	2%		0円
			700万円以下	8%	100,000円	3%		70,000円
	700万円超	12%	380,000円					
特別区民税	長期譲渡	一般	課税長期譲渡所得金額					
			4000万円以下			4%(都2%)		
			4000万円超8000万円以下の部分			5.5%(都2%)		
		8000万円超の部分			6%(都3%)			
		優良住宅	同 左					
		居住用	同 左					
	短期譲渡	一般	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (都から区への税源移譲) (1)9%(都3%) (2)総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得の金額に対する税額の110%相当額					
		軽減	同 左					
		事業・雑	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (都から区への税源移譲) (1)9%(都3%) (2)総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額					
		超短期事業・雑	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (都から区への税源移譲) (1)12%(都3%) (2)総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額					
	株式等	同 左						
	特別減税	なし						
	非課税限度額(所得額)	同 左						
	軽自動車税	同 左						
	たばこ税	都から区への税源移譲あり。消費税率改正(3%→5%)に伴うたばこ値上げ(9年4月)。						
			区	都	国			
	一般品 (千本あたり)		2434円	692円	3126円			
	旧3級品 (千本あたり)		1155円	329円	1484円			
年 度	平 成 9 年 度							

年 度		平 成 10 年 度				
特別区民税	均等割	同 左				
	所得割総合課税	同 左				
	長期譲渡	一 般	同 左			
		優良住宅	課税長期譲渡所得金額			
			4000万円以下	3.4% (都1.6%)		
		4000万円を超える部分	4.0% (都2.0%)			
	居住用	同 左				
	短期譲渡	一 般	同 左			
		軽 減	同 左			
	事業・雑	同 左				
	超短期事業・雑	同 左				
	株式等	同 左				
特別減税	特別区民税・都民税所得割額から以下の金額を減税。(定額減税) 納税義務者本人 17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき 8,500円					
非課税限度額 (所得額)		A 均等割 35万円×n+18万円*	B 所得割 35万円×n+30万円*	C(障害者等)は同左		
n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算						
軽自動車税	同 左					
たばこ税	10年12月1日たばこ特別税創設。たばこ値上げ。旧国鉄及び林野事業の債務返済に使用。 すべて国の収入。 たばこ税(区・都・国)は同左					
		たばこ特別税				
	一般品 (千本あたり)	820円				
	旧3級品 (千本あたり)	389円				
年 度	平 成 10 年 度					

年 度		平成 11 年 度							
特別区民税	均等割	同 左							
	所得割総合課税		課税標準額	特別区民税		都民税		(区民税の 最高税率の 減税)	
				税率	速算控除額	税率	速算控除額		
				200万円以下	3%	0円	2%		0円
				700万円以下	8%	100,000円	3%		70,000円
		700万円超	10%	240,000円					
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	課税長期譲渡所得金額					
				6000万円以下	4.0% (都2.0%)				
				6000万円を超える部分	5.5% (都2.0%)				
			優良住宅	同 左					
			居住用	同 左 * 居住用財産の買替えの場合の譲渡損失の繰越控除制度の創設					
		短期譲渡	一 般	同 左					
			軽 減	同 左					
			事業・雑	休 止 (平成11年度から)					
			超短期事業・雑	廃 止 (平成11年度から)					
		株式等	同 左						
	特別減税	特別区民税所得割額の15%相当額を減税。(都民税も同様。ただし、限度額は都民税とあわせて4万円) ※11年度から定率の税額控除として位置づける。							
	非課税限度額(所得額)	A(均等割)は同左	B 所得割 35万円×n+31万円*		C(障害者等)は同左				
		n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算							
	軽自動車税	同 左							
	たばこ税	11年5月1日から、国から区・都への税源移譲。たばこ値上げはなし。							
			区	都	国	たばこ特別税			
		一般品 (千本あたり)	2668円	868円	2716円	820円			
		旧3級品 (千本あたり)	1266円	413円	1289円	389円			
年 度	平成 11 年 度								

年 度		平 成 1 2 ・ 1 3 年 度		
特別区民税	均等割	同 左		
	所得割総合課税	同 左 参考：12年1月1日から、延滞金、還付加算金の 特例基準割合を創設した。 前年11月末の公定歩合+4% (ただし年7.3%以下に限る)		
	長期譲渡	一般	課税長期譲渡所得金額×4%(都2%)	
		優良住宅	同 左	
		居住用	同 左	
	短期譲渡	一般	同 左	
		軽減	同 左	
	事業・雑	休 止		
	株式等	同 左		
	特別減税	同 左		
非課税限度額 (所得額)	A 均等割 35万円×n+19万円*	B 所得割 35万円×n+32万円*	C(障害者等)は同左	
n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算				
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平 成 1 2 ・ 1 3 年 度			

年 度		平成 14 年 度		
特別区民税	均等割	同 左		
	所得割総合課税	同 左		
	長期譲渡	一 般	同 左	
		優良住宅	同 左	
		居住用	同 左	
	短期譲渡	一 般	同 左	
		軽 減	同 左	
	事業・雑	休 止		
	株式等	同 左	※1年超保有の上場株譲渡100万円控除制度新設 (13年10月1日以降の譲渡)	
	先物取引	商品先物取引に係る雑所得金額×4%(都2%) (平成14年度創設) [地方税法本法附則第35条の4]		
	特別減税	同 左		
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	C(障害者等)は同左
		35万円×n+24万円*	35万円×n+36万円*	
n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算				
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平成 14 年 度			

* []内は適用開始課税年度

年 度		平成 15 年 度							
特別区民税	均等割	3000円(都1000円) [平成8年度から]							
	所得割総合課税		課税標準額	特別区民税		都民税		[平成11年度から]	
				税率	速算控除額	税率	速算控除額		
				200万円以下	3%	0円	2%		0円
				700万円以下	8%	100,000円	3%		70,000円
	特別区民税	長期譲渡	一般	課税長期譲渡所得金額×4%(都2%)				[平成12年度から]	
			優良住宅	課税長期譲渡所得金額				[平成10年度から]	
				4000万円以下	3.4%(都1.6%)				
			居住用	課税長期譲渡所得金額				[平成5年度から]	
		4000万円を超える部分		4.0%(都2.0%)					
短期譲渡		一般	(1)または(2)のいずれかの多い金額 [平成9年度から]						
			(1)9%(都3%) (2)総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得の金額に対する税額の110%相当額						
短期譲渡		軽減	(1)または(2)のいずれかの多い金額 [少なくとも昭和57年度からこの税率]						
			(1)4%(都2%) (2)総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得の金額に対する税額						
事業・雑		休 止 (平成11年度から)							
株式等	課税株式等に係る譲渡所得金額×4%(都2%) [平成2年度から]								
先物取引	商品先物取引に係る雑所得金額×4%(都2%) [平成14年度から]								
特別減税	特別区民税所得割額の15%相当額を減税。(都民税も同様。ただし、限度額は都民税とあわせて4万円) [平成11年度から定率の税額控除として位置づけ]								
非課税限度額(所得額)	[平成14年度から]	A 均等割	B 所得割	C 障害者・未成年者・老年者 寡婦(寡夫)					
		35万円×n+24万円*	35万円×n+36万円*	125万円					
		n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算							
軽自動車税	1. 原動機付自転車	50cc以下	1000円	50cc超90cc以下	1200円				
		90cc超	1600円	三輪以上で20cc超(ミニカー)	2500円				
	2. 軽自動車	二輪	2400円		三輪	3100円			
		四輪	乗用自家用	7200円	乗用営業用	5500円			
			貨物用自家用	4000円					
			貨物用営業用	3000円					
専ら雪上を走行するもの		2400円							
3. 小型特殊自動車	農耕作業用	1600円							
	その他	4700円							
4. 二輪の小型自動車	4000円	昭和59年度から、ただしミニカーは昭和60年度から創設]							
たばこ税	15年7月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。手持ち品課税実施。								
			区	都	国	たばこ特別税			
	一般品 (千本あたり)		2977円	969円	3126円	820円			
旧3級品 (千本あたり)		1412円	461円	1484円	389円				
年 度	平成 15 年 度								

年 度		平 成 1 6 年 度			
特別区民税	均等割	同 左 不均一課税の一本化(区は増税なし)			
	所得割総合課税	同 左 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式等の配当所得等は原則源泉徴収で納税完了 総合課税の対象所得としない。16年度(15年中)は住民税非課税とし、 地方交付税特例加算で対応(区は無配当) (15年4月の配当から・個人大口株主を除く) ・ 三位一体改革として所得譲与税創設、区への分配は4億程度。 			
	長期譲渡	一般	同 左		
		優良住宅	同 左		
		居住用	同 左		
	短期譲渡	一般	同 左		
		軽減	同 左		
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)			
	株式等	源泉分離課税の廃止・申告分離課税へ一本化、100万円控除の廃止、損失繰越制度導入 「特定口座」制度導入、「特定口座」利用者も住民税は源泉徴収されず本来の分離課税 上場株式等 課税株式等に係る譲渡所得金額×2%(都1%) 上記以外 従前通り 課税株式等に係る譲渡所得金額×4%(都2%)			
	先物取引	先物取引に係る雑所得金額×3.4%(都1.6%) * 有価証券先物取引を対象に加える、損失繰越制度の導入			
	特別減税	同 左			
	非課税限度額 (所得額)	物価下落による 生活保護基準 の減	A 均等割 35万円×n+22万円*	B 所得割 35万円×n+35万円*	C(障害者等)は同左
			n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算		
軽自動車税	同 左				
たばこ税	同 左				
年 度	平 成 1 6 年 度				

年 度		平成 17 年 度			
特別区民税	均等割	同 左	同居の妻の非課税措置の廃止(17年度は半額)		
	所得割総合課税	同 左	上場株式等の配当所得等は原則源泉徴収で納税完了 16年中所得からの源泉徴収の際の税率(区2%・都1%) 区へは配当割交付金として配分 配偶者特別控除(上乗せ分)の廃止		
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	課税長期譲渡所得金額×3.4%(都1.6%) *分離長短期所得の損失は他所得通算及び翌年以降の繰越不適用	
			優良住宅	従来あった特別控除等の併用は不可となった 課税長期譲渡所得金額	
				(特別控除利用不可)	2000万円以下 2.7%(都1.3%) 2000万円を超える部分 3.4%(都1.6%)
		居住用	同 左	*居住用財産の買替又は譲渡損失の損益通算及び繰越控除の制度延長・拡大	
		短期譲渡	一 般	課税短期譲渡所得金額×6%(都3%) *分離長短期所得の損失は他所得通算及び翌年以降の繰越不適用	
			軽 減	課税短期譲渡所得金額×3.4%(都1.6%) *分離長短期所得の損失は他所得通算及び翌年以降の繰越不適用	
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)		
	株式等	「特定口座」による住民税源泉徴収制度開始、区へは株式等譲渡所得割として配分 上場株式等 従前通り 課税株式等に係る譲渡所得金額×2%(都1%) 上記以外 課税株式等に係る譲渡所得金額×3.4%(都1.6%)			
	先物取引	同 左			
	特別減税	同 左			
	非課税限度額(所得額)	A 均等割	B 所得割	C(障害者等)は同左	
	35万円×n+22万円*	35万円×n+35万円*			
	n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算				
軽自動車税	同 左				
たばこ税	同 左				
年 度	平成 17 年 度				

年 度		平 成 1 8 年 度			
特別区民税	均等割	同 左 同居の妻の全額課税化			
	所得割総合課税	同 左 老年者控除の廃止 公的年金等控除の見直し			
	長期譲渡	一般	同 左		
		優良住宅	同 左		
		居住用	同 左		
	短期譲渡	一般	同 左		
		軽減	同 左		
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)			
	株式等	同 左 * 緊急投資優遇措置による(購入価格)1000万円非課税 (平成13年11月末から14年に購入し平成17年から19年譲渡)			
	先物取引	同 左			
	特別減税	定率減税の半減 特別区民税、都民税の所得割額の7.5%相当額を減税。 (ただし、限度額は都民税と合わせて2万円。)			
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割		老年者非課税の廃止 ただし、2年経過措置(1年目)
		35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*		
n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算					
軽自動車税	同 左				
たばこ税	18年7月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。手持ち品課税実施。				
		区	都	国	たばこ特別税
	一般品 (千本あたり)	3298円	1074円	3552円	820円
旧3級品 (千本あたり)	1564円	511円	1686円	389円	
年 度	平 成 1 8 年 度				

年 度		平成 19 年 度			
均等割		同 左			
所得割総合課税		課税標準	税 率		人的控除額の差に基づく負担増の軽減措置 (1)合計課税所得金額が200万円以下の場合 一次の①、②のいずれか少ない金額の3%(都2%)を控除 ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額 (2)合計課税所得金額が200万円超の場合 一(人的控除額の差の合計額-(合計課税所得金額-200万円))× 3%(都2%)を控除 ※この金額が2,500円未満の場合は1,500円。(都1,000円)
			特別区民税	都民税	
		一律	6%	4%	
		*所得税から住民税への税源委譲(税率10%化)		【平成20年度実施経過措置】税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置で実際に減額する年度が19年度課税分である	
特別区民税	所得割分離課税	長期譲渡	一般	課税長期譲渡所得金額×3%(都2%) 税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置	
		優良住宅	課税長期譲渡所得金額	2,000万円以下	2.4%(都1.6%)
				2,000万円超の部分	3%(都2%)
		居住用	課税長期譲渡所得金額	6,000万円以下	2.4%(都1.6%)
	6,000万円超の部分			3%(都2%)	
	短期譲渡	一般	課税短期譲渡所得金額×5.4%(都3.6%)		
		軽減	課税短期譲渡所得金額×3%(都2%)		
	事業・雑	休 止(平成11年度から) ※課税事業所得等の金額×7.2%(都4.8%)			
株式	上場株	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%(都1.2%)			
	その他	課税株式等に係る譲渡所得金額×3%(都2%)			
先物取引	先物取引に係る雑所得金額×3%(都2%)				
配当控除	配当の種類 利益の配当、剰余金の配当・分配、 特定株式投資信託・特定投資信託の収益・分配 特定株式投資信託以外の 証券投資信託の収益分配 一般外貨建証券投資信託の収益分配	課税総所得金額1,000万円以下の部分		課税総所得金額1,000万円超の部分	
		特別区民税	都民税	特別区民税	都民税
		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
外国税額控除	区民税控除限度額	国税の控除限度額の100分の18			
	都民税控除限度額	国税の控除限度額の100分の12			
特別減税	定率減税の廃止				
非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割		高齢者非課税の廃止 ただし、2年の経過措置(2年目)	
	35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*			
		n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算			
軽自動車税	同 左				
たばこ税	同 左				
年 度	平成 19 年 度				

年 度		平 成 20 年 度			
特別区民税	均等割	同 左			
	所得割総合課税		同 左	○住宅ローン控除の創設(平成20年度分から28年度分について適用) 税源移譲により所得税額が減少した結果、住宅ローン控除の限度額まで控除出来ない場合の軽減措置。 ○税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置(平成19年度課税分を減額) ○地震保険料控除を創設(地震保険料の2分の1、上限2万5千円)。損害保険料控除を廃止し改組したもの。 (ただし、平成18年度末までに結んだ長期損害保険契約に係る保険料については改正前の損害保険料控除を適用する経過措置あり。)	
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	同 左	
			優良住宅	同 左	
			居住用	同 左	
		短期譲渡	一 般	同 左	
			軽 減	同 左	
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)		
		株式等	同 左		
	先物取引	同 左			
	特別減税	な し			
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割		
		35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*		
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算					
軽自動車税	同 左				
たばこ税	同 左				
年 度	平 成 20 年 度				

年 度		平成 21 年 度			
特別区民税	均等割		同 左		
	所得割総合課税		同 左	<ul style="list-style-type: none"> ○寄付金税制の拡充(平成20年中の寄付金から適用) ・控除方式を所得控除から税額控除に改める。 ・控除対象寄付金の上限額を総所得金額等の25%→30%へ引上。 ・適用下限額10万円→5千円へ引下。 ・都道府県・市区町村に対する寄付金の適用下限額を超える部分については基本控除に加え、所得割の1割を限度として控除。 ・所得税対象寄付金のうち、都道府県・市区町村が条例で指定した寄付金を控除対象とする制度創設。 ○公的年金からの特別徴収開始。(平成21年10月支給分から) 	
		長期譲渡	一 般	同 左	○土地等の長期譲渡所得に係る特別控除創設 平成20・21年中に取得した土地を譲渡した場合(所有期間5年超のものに限定)、1千万円の所得控除を適用。
	優良住宅		同 左		
	居住用		同 左		
	所得割分離課税	短期譲渡	一 般	同 左	
			軽 減	同 左	
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)		
		株式等	同 左		
		先物取引	同 左		
		特別減税	なし		
		非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	
			35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*	
		n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算			
	軽自動車税	同 左			
	たばこ税	同 左			
年 度		平成 21 年 度			

年 度		平成 22 年 度						
特別区民税	均等割		同 左					
	所得割総合課税		同 左	○住宅借入金等特別税額控除の創設(平成21年～25年までの入居者) ①所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の5%(上限9.75万円) →①②のいずれか小さい額 ※申告不要				
		長期譲渡	一 般	同 左	○土地等の長期譲渡所得に係る特別控除創設 平成21・22年中に取得した土地を譲渡した場合(所有期間5年超のものに限定)、1千万円の所得控除を適用。			
	優良住宅		同 左					
	居住用		同 左					
	所得割分離課税	短期譲渡	一 般	同 左				
			軽 減	同 左				
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)					
		株式等	同 左					
		先物取引	同 左					
		特別減税	なし					
		非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割				
			35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*				
		n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算						
	軽自動車税	同 左						
	たばこ税	22年10月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。手持ち品課税実施。						
			区	都	国	たばこ特別税	計	
		一般品 (千本あたり)	4,618円	1,504円	5,302円	820円	12,244円	
	旧3級品 (千本あたり)	2,190円	716円	2,517円	389円	5,812円		
年 度	平成 22 年 度							

年 度		平成 23 年 度			
特別区民税	均等割		同 左		
	所得割総合課税			同 左	
		長期譲渡	一 般	同 左	
	優良住宅		同 左		
	居住用		同 左		
	所得割分離課税	短期譲渡	一 般	同 左	
			軽 減	同 左	
	事業・雑		休 止 (平成11年度から)		
	株式等		同 左		
	先物取引		同 左		
	特別減税		なし		
	非課税限度額 (所得額)		A 均等割	B 所得割	
			35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*	
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算					
軽自動車税		同 左			
たばこ税		同 左			
年 度		平成 23 年 度			

年 度		平成 24 年 度		
特別区民税	均等割	同 左		
	所得割総合課税	同 左 ○扶養控除の廃止等について ・16歳未満の扶養親族(年少扶養控除)の扶養控除が廃止(33万円→0円) ・16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ分が廃止(45万円→33万円) ○寄附金税額控除の控除適用下限額の変更について ・控除適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられ、2,000円を超える部分が控除の対象に拡大されました。		
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	同 左
			優良住宅	同 左
			居住用	同 左
	短期譲渡	一 般	同 左	
		軽 減	同 左	
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)		
	株式	上場株	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%(都1.2%)※軽減税率の延長 H25.12.31まで	
		その他		
	先物取引	同 左		
	特別減税	なし		
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算
35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*		
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平成 24 年 度			

年 度		平成 25 年 度				
特別区民税	均等割	同 左				
	所得割総合課税	同 左 <ul style="list-style-type: none"> ○退職所得控除額の縮減について <ul style="list-style-type: none"> ・退職所得に係る所得割額から10%を税額控除する措置を廃止。 ・勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止（ともに平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等より適用） ○介護医療保険料控除の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年1月1日以降契約した生命保険については、これまでの一般生命保険料控除と個人年金保険料控除の他に、介護医療保険料控除が創設されました。控除限度額はそれぞれ28,000円で、合計適用限度額は70,000円に変更なし。 				
	所得割分離課税	長期譲渡	一般	同 左		
			優良住宅	同 左		
			居住用	同 左		
	短期譲渡	一般	同 左			
		軽減	同 左			
	事業・雑	休 止 （平成11年度から）				
	株式	上場株	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%（都1.2%）※軽減税率の延長 H25.12.31まで			
		その他				
	先物取引	同 左				
	特別減税	なし				
	非課税限度額 （所得額）	A 均等割	B 所得割		n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算	
35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*				
軽自動車税	同 左					
たばこ税	都から区への税源移譲。25年4月売渡分より。（法人実効税率引き下げによる都区間の財源調整。）					
		区	都	国	たばこ特別税	計
	一般品（千本あたり）	5,262円	860円	5,302円	820円	12,244円
旧3級品（千本あたり）	2,495円	411円	2,517円	389円	5,812円	
年 度	平成 25 年 度					

年 度		平成 26 年度		
特別区民税	均等割	同 左		
	所得割総合課税	同 左 ○給与所得控除額の上限定 ・給与所得控除に上限額が設定され、給与収入金額が1,500万円を超える場合、給与所得控除額は245万円に固定される。 ○均等割額の変更 ・東日本大震災を踏まえ、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの間、均等割額が特別区民税・都民税合わせて1,000円加算となる。 (区民税3,000→3,500円、都民税1,000→1,500円)		
	長期譲渡	一般	同 左	
		優良住宅	同 左	
		居住用	同 左	
	短期譲渡	一般	同 左	
		軽減	同 左	
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)		
	株式	上場株	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%(都1.2%)※軽減税率の延長 H25.12.31まで ※平成27年度課税から区3.0%(都2.0%)	
		その他		
	先物取引	同 左		
	特別減税	なし		
非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算	
	35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*		
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平成 26 年度			

年 度		平成 27 年度				
特別区民税	均等割	同 左				
	所得割総合課税	同 左 ○住宅借入金等特別控除の延長及び控除限度額の拡充 ・適用期限を平成29年12月31日まで4年間延長。平成26年4月から平成29年12月までの間に居住開始した場合は、控除限度額が所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の7に相当する金額(上限136,500円)になる。				
	長期譲渡	一般	同 左			
		優良住宅	同 左			
		居住用	同 左			
	短期譲渡	一般	同 左			
		軽減	同 左			
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)				
	株式	上場株	課税株式等に係る譲渡所得金額×3%(都2%)			
		その他				
	先物取引	同 左				
	特別減税	なし				
非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割				
	35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*				
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算						
軽自動車税	1. 原動機付自転車※1	50cc以下	2,000円	50cc超90cc以下	2,000円	
		90cc超	2,400円	三輪以上で20cc超(ミニカー)	3,700円	
	2. 軽自動車	二輪	3,600円	三輪※2		3,900円
		四輪	乗用自家用※2	10,800円	乗用営業用※2	6,900円
			貨物用自家用※2	5,000円	貨物用営業用※2	3,800円
	専ら雪上を走行するもの		2400円			
3. 小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円				
	その他	5,900円				
4. 二輪の小型自動車	6,000円	[昭和59年度から、ただしミニカーは昭和60年度から創設]				
※1平成27年度からの予定であったが、平成28年度に延期。 ※2平成27年4月1日以降、新規検査を受けるものについて、新税額が適用。						
たばこ税	同 左					
年 度	平成 27 年度					

◎ 所得税及び住民税における所得控除等一覧

(単位:万円)

年度 区分		所得税	元~4	5~6	7~9	10	11	12~15	16	17~22	23~26
		住民税	2~5	6~7	8~10	11	12	13~16	17	18~23	24~27
所得税	本人	基礎控除	35	35	38	38	38	38	38	38	38
	配偶者	一般	35	35	38	38	38	38	38	38	38
		同居特別障害	65	65	68	73	73	73	73	73	(*5)38
		老人	45	45	48	48	48	48	48	48	48
		同居特別障害	75	75	78	83	83	83	83	83	(*5)48
		配偶者特別	35	35	38	38	38	38	38	(*2)38	38
	扶養	一般	35	35	38	38	(*1)38	38	38	38	(*4)38
		同居特別障害	65	65	68	73	(*1)73	73	73	73	(*5)38
		特定	45	50	53	58	63	63	63	63	(*6)63
		同居特別障害	75	80	83	93	98	98	98	98	(*5)63
		老人	45	45	48	48	48	48	48	48	48
		同居特別障害	75	75	78	83	83	83	83	83	(*5)48
		同居老親等	55	55	58	58	58	58	58	58	58
	特別障害	85	85	88	93	93	93	93	93	(*5)58	
	障害者	普通障害	27	27	27	27	27	27	27	27	27
		特別障害	35	35	35	40	40	40	40	40	(*5)75
老年者		50	50	50	50	50	50	50	(*3)0	0	
寡婦(夫)・勤労学生		27	27	27	27	27	27	27	27	27	
特別寡婦		35	35	35	35	35	35	35	35	35	

- *1) 11所得税課税年度のみ年少扶養控除創設 各10万円増
- *2) 16以降配偶者特別控除は配偶者控除上乘せを廃止
- *3) 17課税年度から老年者控除廃止
- *4) 年少扶養親族(~15歳)に対する扶養控除(38万円)を廃止
- *5) *4)に伴い、扶養控除または配偶者控除に加算されていた同居特別障害加算の金額(35万円)を特別障害者控除の額に加算
- *6) 16~18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(25万円)を廃止

年度 区分		所得税	元	2~4	5	6~9	10	11~15	16	17~22	23~26
		住民税	2	3~5	6	7~10	11	12~16	17	18~23	24~27
住民税	本人	基礎控除	30	31	31	33	33	33	33	33	33
	配偶者	一般	30	31	31	33	33	33	33	33	33
		同居特別障害	51	52	52	54	56	56	56	56	(*4)33
		老人	35	36	36	38	38	38	38	38	38
		同居特別障害	56	57	57	59	61	61	61	61	(*4)38
		配偶者特別	30	31	31	33	33	33	33	(*1)33	33
	扶養	一般	30	31	31	33	33	33	33	33	(*3)33
		同居特別障害	51	52	52	54	56	56	56	56	(*4)33
		特定	35	36	39	41	43	45	45	45	(*5)45
		同居特別障害	56	57	60	62	66	68	68	68	(*4)45
		老人	35	36	36	38	38	38	38	38	38
		同居特別障害	56	57	57	59	61	61	61	61	(*4)38
		同居老親等	42	43	43	45	45	45	45	45	45
	特別障害	63	64	64	66	68	68	68	68	(*4)45	
	障害者	普通障害	26	26	26	26	26	26	26	26	26
		特別障害	28	28	28	28	30	30	30	30	(*4)53
老年者		48	48	48	48	48	48	48	(*2)0	0	
寡婦(夫)・勤労学生		26	26	26	26	26	26	26	26	26	
特別寡婦		30	30	30	30	30	30	30	30	30	

- *1) 17以降配偶者特別控除は配偶者控除上乘せを廃止
- *2) 18課税年度から老年者控除廃止
- *3) 年少扶養親族(~15歳)に対する扶養控除(33万円)を廃止
- *4) *3)に伴い、扶養控除または配偶者控除に加算されていた同居特別障害加算の金額(23万円)を特別障害者控除の額に加算
- *5) 16~18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(12万円)を廃止

2. 23区の状況

(1) 特別区税徴収実績調（平成27年5月末）・・・平成26年度決算

	特別区民税			軽自動車税			特別区たばこ税		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
千代田	13,291,152	12,708,033	95.61	24,046	22,459	93.40	3,932,032	3,932,032	100.00
中央	22,190,242	20,537,873	92.55	54,310	47,751	87.92	3,186,930	3,186,930	100.00
港	70,957,481	66,614,310	93.88	63,948	52,222	81.66	6,374,356	6,374,356	100.00
新宿	39,545,768	37,083,504	93.77	94,324	75,799	80.36	5,255,734	5,255,734	100.00
文京	29,457,462	28,845,129	97.92	50,175	42,825	85.35	1,251,328	1,251,328	100.00
台東	16,986,174	16,135,028	94.99	61,675	52,428	85.01	3,472,030	3,472,030	100.00
墨田	20,127,848	19,416,949	96.47	85,050	79,159	93.07	2,388,513	2,388,513	100.00
江東	43,817,173	42,301,867	96.54	139,265	126,350	90.73	4,209,424	4,209,424	100.00
品川	41,103,394	40,167,715	97.72	101,822	93,101	91.44	3,560,136	3,560,136	100.00
目黒	42,318,160	40,442,685	95.57	75,334	59,045	78.38	3,097,778	3,097,778	100.00
大田	67,969,521	64,829,449	95.38	262,415	231,467	88.21	5,531,678	5,516,859	99.73
世田谷	114,939,247	108,274,908	94.20	283,590	236,010	83.22	4,766,165	4,766,165	100.00
渋谷	43,973,109	41,566,489	94.53	72,599	52,682	72.57	3,992,223	3,992,223	100.00
中野	32,801,689	30,036,451	91.57	89,665	77,770	86.73	2,160,364	2,160,364	100.00
杉並	60,191,003	57,571,515	95.65	155,435	133,327	85.78	3,086,702	3,086,702	100.00
豊島	27,797,526	26,176,984	94.17	71,367	63,295	88.69	3,603,399	3,603,399	100.00
北	25,340,204	24,065,990	94.97	97,581	88,849	91.05	2,337,242	2,337,242	100.00
荒川	15,520,181	14,237,451	91.74	61,465	56,261	91.53	1,526,418	1,526,418	100.00
板橋	42,407,383	39,265,529	92.59	212,371	183,217	86.27	3,823,906	3,823,906	100.00
練馬	62,900,151	58,857,950	93.57	290,626	256,292	88.19	3,844,573	3,844,573	100.00
足立	44,034,850	39,614,448	89.96	401,494	343,313	85.51	5,341,708	5,341,708	100.00
葛飾	30,608,525	28,212,684	92.17	204,924	181,363	88.50	3,469,494	3,469,494	100.00
江戸川	48,497,382	45,089,341	92.97	295,220	273,589	92.67	5,030,650	5,030,650	100.00
計	956,775,625	902,052,282	94.28	3,248,701	2,828,574	87.07	85,242,783	85,227,964	99.98

入湯税・・区内にも日帰り鉱泉浴場はあるが、利用料金が1200円（税抜）以下のため、課税免除である。
 鉱山税・・区内には鉱物の掘採事業場がない。（大田区には多摩川の砂利を採取する事業場がある）

（単位：千円、％）

入 湯 税			鉱 産 税			法 定 5 税 計			
調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	
0	0		0	0		17,247,230	16,662,524	96.61	千代田
2,214	2,214	100.00	0	0		25,433,696	23,774,768	93.48	中 央
3,096	3,096	100.00	0	0		77,398,881	73,043,984	94.37	港
0	0		0	0		44,895,826	42,415,037	94.47	新 宿
31,765	31,765	100.00	0	0		30,790,730	30,171,047	97.99	文 京
3,622	3,622	100.00	0	0		20,523,501	19,663,108	95.81	台 東
14,678	14,678	100.00	0	0		22,616,089	21,899,299	96.83	墨 田
80,456	80,456	100.00	0	0		48,246,318	46,718,097	96.83	江 東
0	0		0	0		44,765,352	43,820,952	97.89	品 川
0	0		0	0		45,491,272	43,599,508	95.84	目 黒
14,369	14,369	100.00	0	0		73,777,983	70,592,144	95.68	大 田
2,753	2,753	100.00	0	0		119,991,755	113,279,836	94.41	世田谷
0	0		0	0		48,037,931	45,611,394	94.95	澁 谷
0	0		0	0		35,051,718	32,274,585	92.08	中 野
12,458	12,458	100.00	0	0		63,445,598	60,804,002	95.84	杉 並
0	0		0	0		31,472,292	29,843,678	94.83	豊 島
0	0		0	0		27,775,027	26,492,081	95.38	北
0	0		0	0		17,108,064	15,820,130	92.47	荒 川
894	894	100.00	0	0		46,444,554	43,273,546	93.17	板 橋
26,781	26,781	100.00	0	0		67,062,131	62,985,596	93.92	練 馬
0	0		0	0		49,778,052	45,299,469	91.00	足 立
7,890	7,890	100.00	0	0		34,290,833	31,871,431	92.94	葛 飾
11,093	11,093	100.00	0	0		53,834,345	50,404,673	93.63	江 戸 川
202,906	202,906	100.00	0	0		1,045,479,178	990,320,889	94.72	計

23区の状況 26年度決算

	特 別 区 民 税								
	現 年 度 分			過 年 度 分			小 計		
	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合
千代田	12,615,246	12,500,730	99.09	90,085	75,196	83.47	12,705,331	12,575,926	98.98
中央	20,504,669	20,103,165	98.04	128,845	92,739	71.98	20,633,514	20,195,904	97.88
港	66,330,828	65,283,964	98.42	465,915	394,646	84.70	66,796,743	65,678,610	98.33
新宿	36,877,312	36,109,328	97.92	224,647	177,092	78.83	37,101,959	36,286,420	97.80
文京	28,604,750	28,455,946	99.48	111,145	100,849	90.74	28,715,895	28,556,795	99.45
台東	15,986,792	15,727,268	98.38	95,497	65,891	69.00	16,082,289	15,793,159	98.20
墨田	19,314,622	18,984,197	98.29	78,016	62,909	80.64	19,392,638	19,047,106	98.22
江東	41,838,371	41,418,076	99.00	147,022	128,049	87.10	41,985,393	41,546,125	98.95
品川	39,991,944	39,526,451	98.84	151,274	113,826	75.24	40,143,218	39,640,277	98.75
目黒	40,117,517	39,558,615	98.61	212,245	186,053	87.66	40,329,762	39,744,668	98.55
大田	64,207,900	63,287,405	98.57	219,212	180,364	82.28	64,427,112	63,467,769	98.51
世田谷	107,823,133	106,012,451	98.32	514,738	430,009	83.54	108,337,871	106,442,460	98.25
渋谷	41,192,659	40,497,867	98.31	403,631	379,286	93.97	41,596,290	40,877,153	98.27
中野	29,723,991	29,007,139	97.59	166,816	134,122	80.40	29,890,807	29,141,261	97.49
杉並	57,355,020	56,459,706	98.44	276,448	246,190	89.05	57,631,468	56,705,896	98.39
豊島	25,922,190	25,432,452	98.11	140,715	110,454	78.49	26,062,905	25,542,906	98.00
北	23,925,540	23,479,868	98.14	97,414	80,034	82.16	24,022,954	23,559,902	98.07
荒川	14,116,697	13,792,266	97.70	90,630	70,410	77.69	14,207,327	13,862,676	97.57
板橋	39,108,876	38,134,848	97.51	159,635	142,215	89.09	39,268,511	38,277,063	97.48
練馬	58,648,240	57,443,573	97.95	258,897	199,931	77.22	58,907,137	57,643,504	97.85
足立	39,508,718	38,266,072	96.85	173,368	131,763	76.00	39,682,086	38,397,835	96.76
葛飾	28,187,868	27,415,505	97.26	121,704	80,119	65.83	28,309,572	27,495,624	97.12
江戸川	44,434,454	43,569,731	98.05	180,645	134,086	74.23	44,615,099	43,703,817	97.96
計	851,320,454	834,116,391	97.98	4,469,669	3,587,235	80.26	900,845,881	884,182,856	98.15

(単位：千円、%)

特別区民税						
滞納繰越分			合計			
調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	
585,821	132,107	22.55	13,291,152	12,708,033	95.61	千代田
1,556,728	341,969	21.97	22,190,242	20,537,873	92.55	中央
4,160,738	935,700	22.49	70,957,481	66,614,310	93.88	港
2,443,809	797,084	32.62	39,545,768	37,083,504	93.77	新宿
741,567	288,334	38.88	29,457,462	28,845,129	97.92	文京
903,885	341,869	37.82	16,986,174	16,135,028	94.99	台東
735,210	369,843	50.30	20,127,848	19,416,949	96.47	墨田
1,831,780	755,742	41.26	43,817,173	42,301,867	96.54	江東
960,176	527,438	54.93	41,103,394	40,167,715	97.72	品川
1,988,398	698,017	35.10	42,318,160	40,442,685	95.57	目黒
3,542,409	1,361,680	38.44	67,969,521	64,829,449	95.38	大田
6,601,376	1,832,448	27.76	114,939,247	108,274,908	94.20	世田谷
2,376,819	689,336	29.00	43,973,109	41,566,489	94.53	渋谷
2,910,882	895,190	30.75	32,801,689	30,036,451	91.57	中野
2,559,535	865,619	33.82	60,191,003	57,571,515	95.65	杉並
1,734,621	634,078	36.55	27,797,526	26,176,984	94.17	豊島
1,317,250	506,088	38.42	25,340,204	24,065,990	94.97	北
1,312,854	374,775	28.55	15,520,181	14,237,451	91.74	荒川
3,138,872	988,466	31.49	42,407,383	39,265,529	92.59	板橋
3,993,014	1,214,446	30.41	62,900,151	58,857,950	93.57	練馬
4,352,764	1,216,613	27.95	44,034,850	39,614,448	89.96	足立
2,298,953	717,060	31.19	30,608,525	28,212,684	92.17	葛飾
3,882,283	1,385,524	35.69	48,497,382	45,089,341	92.97	江戸川
65,052,125	18,942,417	29.12	965,898,006	903,125,273	93.50	計

23区の状況 26年度決算

	軽自動車税								
	現年度分			過年度分			小計		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
千代田	22,654	22,174	97.88	7	7	100.00	22,661	22,181	97.88
中央	48,600	47,053	96.82	23	13	56.52	48,623	47,066	96.80
港	53,133	50,790	95.59	24	22	91.67	53,157	50,812	95.59
新宿	78,341	73,477	93.79	24	20	83.33	78,365	73,497	93.79
文京	42,879	41,337	96.40	26	21	80.77	42,905	41,358	96.39
台東	53,073	50,727	95.58	11	11	100.00	53,084	50,738	95.58
墨田	79,121	76,890	97.18	45	36	80.00	79,166	76,926	97.17
江東	125,656	122,779	97.71	60	37	61.67	125,716	122,816	97.69
品川	94,084	90,590	96.29	19	19	100.00	94,103	90,609	96.29
目黒	61,239	57,188	93.38	47	37	78.72	61,286	57,225	93.37
大田	227,534	220,875	97.07	129	113	87.60	227,663	220,988	97.07
世田谷	239,685	227,534	94.93	438	329	75.11	240,123	227,863	94.89
渋谷	54,633	50,330	92.12	111	82	73.87	54,744	50,412	92.09
中野	79,240	75,711	95.55	102	102	100.00	79,342	75,813	95.55
杉並	133,972	128,608	96.00	16	12	75.00	133,988	128,620	95.99
豊島	63,195	61,368	97.11	235	218	92.77	63,430	61,586	97.09
北	90,032	87,078	96.72	131	131	100.00	90,163	87,209	96.72
荒川	55,032	53,606	97.41	32	22	68.75	55,064	53,628	97.39
板橋	185,614	177,948	95.87	94	90	95.74	185,708	178,038	95.87
練馬	258,734	249,103	96.28	76	60	78.95	258,810	249,163	96.27
足立	349,944	334,823	95.68	132	80	60.61	350,076	334,903	95.67
葛飾	183,767	176,005	95.78	157	141	89.81	183,924	176,146	95.77
江戸川	271,524	265,401	97.74	699	699	100.00	272,223	266,100	97.75
計	2,851,686	2,741,395	96.13	2,638	2,302	87.26	2,854,324	2,743,697	96.12

(単位：千円、%)

軽自動車税						
滞納繰越分			合計			
調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	
1,385	278	20.07	24,046	22,459	93.40	千代田
5,687	685	12.05	54,310	47,751	87.92	中央
10,791	1,410	13.07	63,948	52,222	81.66	港
15,959	2,302	14.42	94,324	75,799	80.36	新宿
7,270	1,467	20.18	50,175	42,825	85.35	文京
8,591	1,690	19.67	61,675	52,428	85.01	台東
5,884	2,233	37.95	85,050	79,159	93.07	墨田
13,549	3,534	26.08	139,265	126,350	90.73	江東
7,719	2,492	32.28	101,822	93,101	91.44	品川
14,048	1,820	12.96	75,334	59,045	78.38	目黒
34,752	10,479	30.15	262,415	231,467	88.21	大田
43,467	8,147	18.74	283,590	236,010	83.22	世田谷
17,855	2,270	12.71	72,599	52,682	72.57	渋谷
10,323	1,957	18.96	89,665	77,770	86.73	中野
21,447	4,707	21.95	155,435	133,327	85.78	杉並
7,937	1,709	21.53	71,367	63,295	88.69	豊島
7,418	1,640	22.11	97,581	88,849	91.05	北
6,401	2,633	41.13	61,465	56,261	91.53	荒川
26,663	5,179	19.42	212,371	183,217	86.27	板橋
31,816	7,129	22.41	290,626	256,292	88.19	練馬
51,418	8,410	16.36	401,494	343,313	85.51	足立
21,000	5,217	24.84	204,924	181,363	88.50	葛飾
22,997	7,489	32.57	295,220	273,589	92.67	江戸川
394,377	84,877	21.52	3,248,701	2,828,574	87.07	計

23区の状況 26年度決算

	特 別 区 た ば こ 税								
	現 年 度 分			過 年 度 分			小 計		
	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合
千代田	3,932,032	3,932,032	100.00	0	0		3,932,032	3,932,032	100.00
中央	3,186,930	3,186,930	100.00	0	0		3,186,930	3,186,930	100.00
港	6,374,356	6,374,356	100.00	0	0		6,374,356	6,374,356	100.00
新宿	5,255,651	5,255,651	100.00	0	0		5,255,651	5,255,651	100.00
文京	1,251,328	1,251,328	100.00	0	0		1,251,328	1,251,328	100.00
台東	3,472,030	3,472,030	100.00	0	0		3,472,030	3,472,030	100.00
墨田	2,388,499	2,388,499	100.00	0	0		2,388,499	2,388,499	100.00
江東	4,209,424	4,209,424	100.00	0	0		4,209,424	4,209,424	100.00
品川	3,560,136	3,560,136	100.00	0	0		3,560,136	3,560,136	100.00
目黒	3,097,778	3,097,778	100.00	0	0		3,097,778	3,097,778	100.00
大田	5,518,789	5,515,009	99.93	0	0		5,518,789	5,515,009	99.93
世田谷	4,766,165	4,766,165	100.00	0	0		4,766,165	4,766,165	100.00
渋谷	3,992,223	3,992,223	100.00	0	0		3,992,223	3,992,223	100.00
中野	2,160,364	2,160,364	100.00	0	0		2,160,364	2,160,364	100.00
杉並	3,086,702	3,086,702	100.00	0	0		3,086,702	3,086,702	100.00
豊島	3,603,399	3,603,399	100.00	0	0		3,603,399	3,603,399	100.00
北	2,337,242	2,337,242	100.00	0	0		2,337,242	2,337,242	100.00
荒川	1,526,418	1,526,418	100.00	0	0		1,526,418	1,526,418	100.00
板橋	3,823,906	3,823,906	100.00	0	0		3,823,906	3,823,906	100.00
練馬	3,844,573	3,844,573	100.00	0	0		3,844,573	3,844,573	100.00
足立	5,341,708	5,341,708	100.00	0	0		5,341,708	5,341,708	100.00
葛飾	3,469,494	3,469,494	100.00	0	0		3,469,494	3,469,494	100.00
江戸川	5,030,650	5,030,650	100.00	0	0		5,030,650	5,030,650	100.00
計	85,229,797	85,226,017	100.00	0	0		85,229,797	85,226,017	100.00

(単位：千円、%)

特 別 区 た ば こ 税						
滞 納 繰 越 分			合 計			
調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	
0	0		3,932,032	3,932,032	100.00	千代田
0	0		3,186,930	3,186,930	100.00	中央
0	0		6,374,356	6,374,356	100.00	港
83	83	100.00	5,255,734	5,255,734	100.00	新宿
0	0		1,251,328	1,251,328	100.00	文京
0	0		3,472,030	3,472,030	100.00	台東
14	14	100.00	2,388,513	2,388,513	100.00	墨田
0	0		4,209,424	4,209,424	100.00	江東
0	0		3,560,136	3,560,136	100.00	品川
0	0		3,097,778	3,097,778	100.00	目黒
12,889	1,850	14.35	5,531,678	5,516,859	99.73	大田
0	0		4,766,165	4,766,165	100.00	世田谷
0	0		3,992,223	3,992,223	100.00	渋谷
0	0		2,160,364	2,160,364	100.00	中野
0	0		3,086,702	3,086,702	100.00	杉並
0	0		3,603,399	3,603,399	100.00	豊島
0	0		2,337,242	2,337,242	100.00	北
0	0		1,526,418	1,526,418	100.00	荒川
0	0		3,823,906	3,823,906	100.00	板橋
0	0		3,844,573	3,844,573	100.00	練馬
0	0		5,341,708	5,341,708	100.00	足立
0	0		3,469,494	3,469,494	100.00	葛飾
0	0		5,030,650	5,030,650	100.00	江戸川
12,986	1,947	14.99	85,242,783	85,227,964	99.98	計

(2) 23区各区の人口、納税義務者及び1人当り課税額・収入額（平成25年度決算）

※23区の納税義務者数については、現時点(平成27年9月現在)では総務省調査の集計が完了していないため、本表については、平成25年度決算数値を利用している。なお、豊島区については、下表に26年度決算数値を載せているので、比較参照されたい。

25決算・23区								
	人口(人) 25年1月1日			納税義務者(人)				
	住民基本台帳(A1)	外国人登録(A2)	合計(A)	普通徴収分	特別徴収分 (年金特徴分含む)	計	うち重複分	実質納税義務者(B)
千代田	52,284	2,550	54,834	20,466	22,214	42,680	5,702	36,978
中央	128,628	4,947	133,575	35,228	52,582	87,810	8,020	79,790
港	231,538	18,853	250,391	68,360	76,727	145,087	13,957	131,130
新宿	321,172	33,574	354,746	72,353	105,861	178,214	3,584	174,630
文京	201,257	6,935	208,192	54,913	74,704	129,617	15,945	113,672
台東	185,368	12,503	197,871	49,401	59,432	108,833	10,176	98,657
墨田	252,018	9,213	261,231	57,256	88,543	145,799	12,650	133,149
江東	480,271	20,889	501,160	102,183	173,969	276,152	23,166	252,986
品川	366,584	10,566	377,150	91,382	118,945	210,327	0	210,327
目黒	264,811	6,949	271,760	68,459	100,551	169,010	14,401	154,609
大田	696,734	18,200	714,934	132,217	231,910	364,127	14,358	349,769
世田谷	860,749	14,827	875,576	235,042	277,205	512,247	41,482	470,765
渋谷	212,061	9,445	221,506	67,400	71,827	139,227	11,361	127,866
中野	311,256	10,610	321,866	81,026	100,983	182,009	6,528	175,481
杉並	540,021	10,489	550,510	124,440	198,734	323,174	20,962	302,212
豊島	268,959	19,065	288,024	72,169	80,400	152,569	5,999	146,570
北	333,132	14,248	347,380	83,109	107,171	190,280	18,082	172,198
荒川	206,457	15,313	221,770	47,440	64,996	112,436	10,031	102,405
板橋	537,375	16,234	553,609	119,769	171,666	291,435	15,440	275,995
練馬	709,262	12,740	722,002	165,474	231,366	396,840	39,547	357,293
足立	669,143	22,282	691,425	141,622	183,390	325,012	11,986	313,026
葛飾	447,170	13,719	460,889	86,747	135,286	222,033	4,974	217,059
江戸川	675,325	23,115	698,440	121,201	213,880	335,081	10,770	324,311
計	8,951,575	327,266	9,278,841	2,097,657	2,942,342	5,039,999	319,121	4,720,878

※ 豊島区の人口、納税義務者及び1人当り課税額・収入額（平成24年度決算）

26決算・豊島区								
	人口(人) 26年1月1日			納税義務者(人)				
	住民基本台帳(A1)	外国人登録(A2)	合計(A)	普通徴収分	特別徴収分	計	うち重複分	実質納税義務者(B)
豊島	271,643	19,533	291,176	72,673	83,810	156,483	6,299	150,184

* 「5税」とは、特別区民税・軽自動車税・特別区たばこ税・入湯税・鉱山税。

25決算・23区		区民1人当り課税額 (円)		納税義務者 1人当り(円)	
特別区税 5税計(C)	特別区民税 (現年度)(D)	特別区税 (C)/(A)	特別区民税 (D)/(A)	特別区民税 (D)/(B)	
16,079,671	11,279,785	293,243	205,708	305,040	千代田
24,346,873	19,149,144	182,271	143,359	239,994	中央
66,389,435	54,883,977	265,143	219,193	418,546	港
43,437,092	34,893,855	122,446	98,363	199,816	新宿
29,614,865	27,173,672	142,248	130,522	239,053	文京
20,022,166	15,319,553	101,188	77,422	155,281	台東
22,008,779	18,571,868	84,250	71,094	139,482	墨田
47,291,915	39,972,830	94,365	79,761	158,004	江東
43,208,876	38,024,361	114,567	100,820	180,787	品川
42,601,134	36,496,989	156,760	134,299	236,060	目黒
72,140,907	61,487,856	100,906	86,005	175,796	大田
116,435,954	103,202,164	132,982	117,868	219,222	世田谷
46,337,399	38,942,530	209,193	175,808	304,557	渋谷
33,833,496	28,087,666	105,117	87,265	160,061	中野
62,611,743	55,897,669	113,734	101,538	184,962	杉並
31,890,615	25,218,079	110,722	87,555	172,055	豊島
27,740,197	23,392,521	79,855	67,340	135,847	北
16,868,098	13,753,075	76,061	62,015	134,301	荒川
45,950,796	38,058,850	83,002	68,747	137,897	板橋
66,158,843	57,269,493	91,632	79,320	160,287	練馬
49,144,392	38,572,023	71,077	55,786	123,223	足立
34,183,921	27,720,390	74,170	60,145	127,709	葛飾
54,451,024	43,952,104	77,961	62,929	135,525	江戸川
1,012,748,191	851,320,454	109,146	91,749	180,331	計

26決算・豊島区		区民1人当り課税額 (円)		納税義務者 1人当り(円)	
特別区税 5税計(C)	特別区民税 (現年度)(D)	特別区税 (C)/(A)	特別区民税 (D)/(A)	特別区民税 (D)/(B)	
31,472,292	25,922,190	108,087	89,026	172,603	豊島

平成 27 年 度
税 務 概 要

(ビジュアル版、データ版)

平成 27 年 12 月 発行

編集・発行

豊島区 区民部 税務課

〒171-8422

東京都豊島区南池袋 2 丁目 4 5 番 1 号

電話 03 (3981) 1111 (代表)